

特許庁委託

産業財産権国際課題対策推進事業（令和6～7年度）調査研究報告書

知財紛争解決における ODR の活用－AI による支援も視野に－

**Utilization of ODR in Intellectual Property Disputes
with the Perspective of AI Assistance**

工藤 敏隆
Toshitaka KUDO

令和8年3月
March 2026

一般財団法人知的財産研究教育財団
Foundation for Intellectual Property
知的財産研究所
Institute of Intellectual Property

知財紛争解決における ODR の活用－AI による支援も視野に－

Utilization of ODR in Intellectual Property Disputes with the Perspective of AI Assistance

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所
派遣研究者
工藤 敏隆

Toshitaka KUDO
Overseas Researcher
Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

報告書の構成

はしがき	英語
はしがき	日本語

要約	英語
要約	日本語

目次	日本語
本文	日本語

The Structure of This Report

Foreword	English
Foreword	Japanese

Summary	English
Summary	Japanese

Table of Contents	Japanese
Main Body	Japanese

Foreword

The Foundation for Intellectual Property, Institute of Intellectual Property conducted the Measures Promotion Project on International Industrial-Property Right Issues (FY2024–2025) under a commission from the Japan Patent Office (JPO).

Various medium-to-long term issues need to be addressed to encourage other countries to introduce industrial property right systems helpful to the international expansion of Japanese companies and to harmonize the industrial property right systems of major countries, including Japan. Accordingly, this project provided researchers well-versed in the Japanese industrial property right systems with an opportunity to carry out surveys and collaborative research on these issues with the goal of promoting international harmonization of industrial property right systems through use of the research results and researcher networks.

As part of this project, we dispatched Japanese researchers to foreign research institutes to engage in collaborative research on target issues.

This report presents the results of the research conducted by Prof. Toshitaka KUDO, Law School, Keio University, at Faculty of Law, University of Montreal, Canada.* We hope that the results of his research will facilitate harmonization of industrial property right systems in the future.

Last but not least, we would like to express our sincere appreciation for the cooperation of all concerned with the project, especially Prof. Karim Benyekhlef and Ms. Anne-Julie Houle, University of Montreal.

Institute of Intellectual Property
Foundation for Intellectual Property
March 2026

* Period of research abroad: From April 1, 2025 until December 25, 2025

はしがき

当財団では、特許庁から委託を受け、産業財産権国際課題対策推進事業（令和6～7年度）を実施した。

この事業は、我が国企業が海外各国において活動しやすい産業財産権制度の導入を促すため、主に日本を含む複数国間において産業財産権制度に関する制度調和を進める上で抱える中長期的な課題に関し、日本の産業財産権制度に対して深い理解を有する研究者が調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して産業財産権制度に関する制度調和の推進を図ることを目的とするものである。

その一環として、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣し、主に日本を含む複数国間において産業財産権に関する制度調和が中長期的に必要な課題について共同研究による調査を行った。

この調査研究報告書は、派遣研究者としてカナダ・モントリオール大学法学部において研究に従事した慶應義塾大学大学院法務研究科教授、工藤敏隆氏の研究成果を報告するものである*。

この研究成果が今後の産業財産権制度調和の一助になれば幸いである。

最後に、この事業の実施に御尽力いただいたモントリオール大学のKarim Benyekhlef教授、Anne-Julie Houle氏を始めとする関係各位に深く感謝申し上げます。

令和8年3月
一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

* 派遣期間: 令和7年4月1日～令和7年12月25日

Summary

This research explores the feasibility of utilizing Online Dispute Resolution (ODR) as a more cost-effective and accessible alternative to existing civil litigation and Alternative Dispute Resolution (ADR) mechanisms for intellectual property (IP) disputes.

Specifically, the study examines three approaches:

(1) the further digitalization of existing ADR procedures; (2) the establishment of platforms for negotiation and neutral evaluation to address IP disputes between content posters on information-distribution platforms (such as video-sharing sites and social media), or between sellers on e-commerce and online auction platforms; and (3) the creation of a new chat-based ODR mechanism within summary courts, distinct from action on small claim, to handle small-scale disputes, including those involving IP.

Furthermore, this study considers the extent to which AI (artificial intelligence)-based support for these ODR systems is currently feasible, taking into account the characteristics and limitations of deep-learning-based predictive AI and generative AI, as well as the actual use of AI in civil litigation and ADR in Brazil and other jurisdictions.

要約

本研究は、知財紛争の解決につき、既存の民事訴訟や ADR（裁判外紛争解決手続）よりも費用低廉で簡便な ODR（Online Dispute Resolution）を活用する可能性を探る。具体的には、①既存の ADR の更なるデジタル化、②情報流通プラットフォーム（ソーシャルメディアや動画共有サイトなど）の投稿者間や、取引デジタルプラットフォーム（ネット通販やネットオークションなど）の出品者間の知財紛争につき、プラットフォーム上に当事者間交渉や中立的評価の場を設けること、③簡易裁判所に、少額訴訟手続とは別に、知財紛争も含めた少額紛争を扱う、チャットベースの ODR を新設することにつき考察する。

さらに、これらの ODR に対する AI（人工知能）による支援について、深層学習による予測型 AI や生成 AI の特徴と限界、及びブラジルなど諸外国の民事訴訟や ADR における AI の活用状況を踏まえ、現時点でどこまで可能かを考察する。

目次

I. はじめに.....	1
1. 本研究の背景.....	1
(1) ODR とは.....	1
(2) 知財紛争の解決と ODR.....	2
(3) 紛争解決と AI.....	3
2. 本稿の目的及び構成.....	5
II. 先行研究及び実務.....	6
1. ODR に関する先行研究及び実務.....	6
(1) 黎明期.....	6
(2) 実用化.....	8
(3) わが国における ODR の先行研究及び実務.....	15
(4) わが国における知財紛争の ADR に関する先行研究.....	17
2. 法律分野における AI の活用に関する先行研究及び実務.....	19
(1) 法律エキスパートシステム.....	19
(2) eディスカヴァリにおける予測的コーディング.....	20
(3) 再犯リスク予測.....	21
(4) わが国における訴訟や調停の支援についての研究.....	22
III. 知財紛争解決への ODR の活用.....	24
1. はじめに.....	24
2. シンガポールにおける ODR.....	24
(1) シンガポールを採り上げる理由.....	24
(2) 裁判手続のデジタル化.....	26
(3) 行政審判手続のデジタル化.....	33
(4) ADR のデジタル化.....	34
(5) 小括.....	39
3. わが国の知財紛争解決への ODR の活用.....	40
(1) 考察の視点.....	40
(2) 既存 ADR の更なるデジタル化.....	40
(3) デジタルプラットフォーム上の知財紛争を扱う ODR.....	46
(4) 少額知財紛争 ODR.....	55
IV. ODR に対する AI による支援.....	64
1. はじめに.....	64
2. AI による紛争解決支援の可能性.....	65

(1) AI 技術の発展	65
(2) 大規模言語モデル (LLM)	66
(3) AI のリスクと限界	66
(4) 裁断型手続を担えるのか	69
(5) 調整型手続を担えるのか	70
3. AI の支援による紛争解決の現状	71
(1) 諸外国の状況	71
(2) ブラジルの裁判所における AI の活用	75
4. ODR に対する AI による支援の可能性	82
(1) ODR と AI の関係	82
(2) ODR における AI の活用に関する国際的スタンダード	83
(3) わが国の ODR における AI による支援の可能性	84
V. 結びに代えて	89

I. はじめに

1. 本研究の背景

(1) ODR とは

(i) ODR の意義

ODR (Online dispute resolution ; オンライン紛争解決手続) の語は、法曹及び法務関係者や、ADR (Alternative dispute resolution ; 裁判外紛争解決手続) の研究者を除けば、一般に膾炙していないかもしれない。ODR の語を日本語に直訳すれば、デジタル技術を活用して調停等の紛争解決手続をオンライン上で実施すること、との定義が一応可能である¹。しかし、ODR について、わが国の実定法における定義はなく、その用語法や想定される具体的な取組例は論者や文脈によって異なり、広義・狭義で区別するとしても、下記のように複数の異なる観点が存在する。

(a) 紛争解決手段や手法に着目した定義

①狭義では、ADR のオンラインないし IT 化を意味する。これに対し②広義では、当事者間での相対交渉やそれを支援する各種のツールから民事訴訟の IT 化に至るまで広く含まれるとする²。

(b) 紛争の発生から解決に至る過程に着目した定義

①最狭義では ADR の IT 化を意味するが、②広義では、ADR の前後に想定され得る事件の検討フェーズ、第三者への相談フェーズ、当事者間の自主交渉フェーズなどでの IT 化活用も含まれる³。③最広義では、個別紛争発生以前の紛争予防フェーズや、ADR や民事訴訟による紛争解決フェーズや、紛争解決内容形成後の権利実現フェーズまで含まれる⁴。

(c) 情報通信技術の利用状況に着目した定義

この分類は、定義がなされた時代背景、すなわち情報通信技術の利用状況の違いに着目

¹ 法務省「ODR の推進に関する基本方針～ODR を国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」2 頁 (2022 年 3 月) (https://www.moj.go.jp/housei/adr/housei10_00187.html) (本稿で引用する URL は、別段の記載があるものを除き、いずれも 2025 年 11 月 30 日最終閲覧) (All cited URLs were last visited Nov. 30, 2025, unless otherwise noted.)。

² 垣内秀介「日本における ODR の現状」ケース研究 345 号 45-46 頁 (2022)。山田文「民事訴訟論の回顧と展望—デジタル化との共生を見据えて—」民事訴訟雑誌 70 号 10 頁 (2024) も同旨と見られる。

³ ODR 活性化検討会「ODR 活性化に向けた取りまとめ」5 頁 (2020) (https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04200001_00002.html)。

⁴ 上田竹志「ODR の推進に関する議論と課題」JCA ジャーナル 69 巻 7 号 3 頁 (2022)。

したものである。①第1世代は、ICT技術を活用して紛争解決手続を行うものを指す。②第2世代は、オンライン・プラットフォームを活用して、紛争の予防、管理、解決といった一連のプロセスを実現するメカニズムを指す。③第3世代は、オンライン・プラットフォームを活用した上で、AI等を含むより高度な技術を採用し、部分的であってもプロセスの自動化が図られる段階を指す⁵。

(ii) ODR の分類

ADRは、設営者・運営者に着目し、①司法型（裁判所）、②行政型（行政機関）、③民間型（司法型及び行政型以外のもの）に分類することができる⁶。ODRについても同様の分類を行うことが可能であるが、ODRではプラットフォーム等のシステムを開発し、ODRの運営主体等に技術提供を行う民間企業が関与することが特徴である⁷。

(2) 知財紛争の解決と ODR

ICT（Information and Communication Technology；情報通信技術）が飛躍的な発展を続ける昨今において、ODRはaccess to justice（「正義へのアクセス」または「司法アクセス」）⁸を向上させる切り札とされ⁹、わが国の政府は、ODRの推進をデジタル化社会の実現のための重点施策の1つに掲げている。すなわち、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）¹⁰において、「裁判手続等のIT化の推進」に係る施策の一つとして、「紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について2019年度中に結論を得る。」とされたことにより、首相官邸が設置したODR活性化検討会は、「ODR活性化に向けた取りまとめ」を令和2年

⁵ 渡邊真由「ODRがひらく法的サービスへのアクセス-利用者を中心とした制度のデザイン-」慶應法学50号361-362頁（2023）。

⁶ 山本和彦＝山田文『ADR仲裁法』18頁（日本評論社、第2版、2015）。

⁷ 渡邊・前掲注(5)362頁。

⁸ “access to justice”の語意は必ずしも明確ではないが、裁判手続だけでなく、裁判外紛争解決手続や、弁護士や隣接法律専門職などを含む法システム全体を通じた、紛争予防も含む紛争解決の過程と結果の正しさの双方を含む（濱野亮「司法アクセスに関する論点」立教法学98号142頁（2018））。

⁹ Amy J. Schmitz, Measuring “Access to Justice” in the Rush to Digitize, 88 Fordham L. Rev. 2381, 2382-2383 (2020). Prescott, J.J., Using ODR Platforms to Level the Playing Field: Improving Pro Se Litigation through ODR Design, 54 U. Mich. J.L. Reform 895 (2021)は、費用、時間、地理的制約を低減することによる正義へのアクセスの拡大をODR1.0とし、AIやデータサイエンスサイエンスを活用し、弁護士にアクセスできない人々に法的助言に近い支援を与え実質的平等を実現するのがODR2.0とする。

¹⁰ 「成長戦略フォローアップ」36-37頁（2019年6月21日）（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2019.pdf>）。

(2020年)3月に公表した¹¹。さらに、令和2年度¹²及び3年度¹³の「成長戦略フォローアップ」においても、それぞれ ODR の推進に向けた検討の必要性が示され、これを受けて法務省が設置した「ODR 推進検討会」は、令和4年(2022年)3月に「ODR の推進に関する基本方針～ODR を国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」を公表した¹⁴。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)においても、重点政策の一つとして「ODR の推進」が掲げられている¹⁵。

知的財産紛争も ODR と無縁ではない。知的財産戦略本部が2025(令和7)年6月に発表した「知的財産推進計画2025」は、知財戦略の重点施策の1つに、「産業財産権制度・運用の強化」を掲げ、「国際的に求心力のある知財制度・システムの実現に向けて、権利を侵害された者が適切に救済され、侵害の抑止が図られるよう、紛争解決手段を不断に見直し、改善を検討することは不可欠である」との指摘がされている¹⁶。これを前提とした「施策の方向性」の1つに、「デジタル技術を活用してADRをオンライン上で行うODRを推進し、知的財産等の問題を抱える者に対し、多様な紛争解決手段を提供することができるよう、情報基盤サイトを充実させる。また、ADR・ODRに関する周知・広報、認証ADR事業者と関係機関との連携・強化等の取組を進めることにより、ADR・ODRの一層の拡充及び活性化を図る。」ことが提示されている¹⁷。

(3) 紛争解決と AI

ここ数年、AI (artificial intelligence ; 人工知能) に関する報道が日々溢れている。日常生活やビジネスの様々な場面で既に AI が利用されており、我々はその便益に与り、また時に困惑させられることもある。

AI の世界的な歴史を振り返ると、①AI の概念が確立し、研究開発が始まった1950年代後半から1960年代は「第1次 AI ブーム」時代、②コンピュータの高性能化やエキスパートシステム(特定の問題に対して専門知識を持ち、専門家のように事象の推論や判断ができるコンピュータシステム)の登場により、AI の研究開発が再び活性化した1980年代から1990年代は「第2次 AI ブーム」時代、③機械学習が進化を遂げた2000年代から現在

¹¹ ODR 活性化検討会・前掲注(3)。

¹² 「成長戦略フォローアップ」68-69頁(2020年7月17日)(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf>)。

¹³ 「成長戦略フォローアップ」2頁(2021年6月18日)(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf>)。

¹⁴ 法務省・前掲注(1)。

¹⁵ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」重点政策 No.1-67(2025年6月13日)。2025年度の施策としては、「子めぐる紛争等の多様化する紛争における ODR の活用を促進するため、情報基盤の拡充等の環境整備を行うとともに、ODR の中でもより利便性の高いチャット型 ODR 実装支援を進める。」とする。

¹⁶ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2025」44頁(2025年6月3日)

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titekiki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf>)。

¹⁷ 同47頁。

は「第3次 AI ブーム」時代とされる¹⁸。特に 2022 年頃以降は、テキスト、画像、音声等を自律的に生成可能な生成 AI (generative AI) が急速に普及しており、「第4次 AI ブーム」時代と評する論者もある¹⁹。

わが国において、法律分野における AI の活用は、「リーガルテック」と称される、民間企業が販売する業務支援システムの中で、契約書の審査・作成支援について、また知的財産権との関係では、特許調査や明細書作成支援について、既に実用化がされている。特許庁も、審査業務への AI の活用を進めており、特許分類付与や先行技術調査等の業務において、技術実証を経て導入のフェーズに移行している²⁰。

他方、わが国において紛争解決における AI の活用は実用化には至っておらず、もとより民事訴訟手続の IT 化すら、未だ完全な実現に至っていない。令和4年(2022年)5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律²¹は、「3つの e」(e 提出、e 事件管理、e 法廷)を実現することにより²²、民事訴訟手続の全面的な IT 化を図るものであるが、同法は段階的に施行されており、最終段階となる訴状のオンライン提出や判決のオンライン送達を含む訴訟記録の電子化は、令和8年5月21日に施行される²³。また、民事訴訟の判決及び決定のデータベース化については、民事裁判情報の活用に関する法律が 2025 年 5 月に成立・公布されたが²⁴、同法は訴訟記録電子化後の電子判決書や電子決定書等を対象とするものである(2条1項参照)。

このように、紛争解決については、AI 活用の前提となる手続の IT 化や、判決のデータベース化が未だ途上である。しかし、前記のように生成 AI が近年急速に発展を遂げ、リーガルテックにおいて AI による支援を既に実装したものが現れている状況に照らせば、ODR の実装を検討するに際し、AI による支援を等閑視することは、もはや許されないと考えよう。

¹⁸ 総務省「令和6年版 情報通信白書 第I部」36頁(2024年)

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/pdf/n1310000.pdf>)

¹⁹ NHK サイエンス ZERO 「日本人が“これから激変する第4次 AI 世界”で生き残るために必要なこと」とは? 「AI 研究はタブー」とも言われた 20 年を第一人者が語る」現代ビジネス(2023年3月13日)

(<https://gendai.media/articles/-/107430>)

²⁰ 特許庁人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム「人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン(令和4~8年度版)」(2022) (https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2022/plan_fy2022_1.pdf)、同「アクション・プラン(令和6年度改定版)」(2024)

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2024/plan_fy2024.pdf)。

²¹ 令和4年法律第48号。

²² 裁判手続等の IT 化検討会「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ—「3つの e」の実現に向けて—」(2018年3月30日) (<https://www.moj.go.jp/content/001322981.pdf>)

²³ 民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和7年政令第414号)。

²⁴ 令和7年法律第49号。

2. 本稿の目的及び構成

本稿は、ODR 一般、並びに AI の法律分野での利用に関する先行研究及び実務の状況を概観した上で（II 章）、知財紛争の解決につき、既存の民事訴訟や ADR（裁判外紛争解決手続）よりも費用低廉で簡便な ODR を活用する可能性を探るとともに（III 章）、そのような ODR に対する AI による支援が、現時点でどこまで可能かを考察し（IV 章）、最後に本研究全体を総括する（V 章）。

ODR の定義は、前述のとおり幅があるが、本稿で論じる ODR は、基本的には仲裁を含む ADR のデジタル化・オンライン化について扱い、通常の訴訟や行政審判については対象から除外する。ただし、ODR や AI の活用に関する最新の知見を得るため、諸外国の状況を概観する際には、通常訴訟を扱う裁判所や、行政庁におけるこれらの状況も、適宜参照する。

また、「IT 化」「デジタル化」「オンライン化」の語は、時代や局面で使い分けがされているようにも見受けられるが、基本的には同義とみなし、本稿では互換性のある概念として用いる。

なお、ODR に関しては、わが国の国内法や、法的拘束力ある国際条約は現状存在せず、ソフトローとしての国際的スタンダードがあるに過ぎない²⁵。その具体的な内容は、紙幅の都合上、必要に応じて部分的に言及するにとどめる。

²⁵ これまでの国際的議論の集大成として、国際標準化機構（ISO）は、2025 年 3 月に、ODR に関する標準規格である ISO 32122:2025 を公表した。邦語資料として、経済産業省「日本発のオンライン紛争解決サービスの提供に関する国際規格が発行されました～電子商取引の安心・安全な利用を目指して（ISO 32122）～」(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/is/20250321.html>) がある。

II. 先行研究及び実務

1. ODR に関する先行研究及び実務

(1) 黎明期

米国では 1990 年にインターネットの商用利用が可能となり、同年代中頃には企業や個人にもインターネットが急速に普及し始めていた²⁶。この時期には ODR について言及する法律論文が現れ²⁷、実務においても、インターネットを利用したオンラインによる紛争解決手続の試験運用が行われるようになった。

例えば、CLI (Cyberspace Law Institute ; サイバースペース法研究所)²⁸は、NCAIR (National Center for Automated Information Research ; 全米自動化情報研究センター) の助成、及び AAA (American Arbitration Association ; アメリカ仲裁協会) の協力を受けて、バーチャル保安官 (Virtual Magistrate) と称するオンライン仲裁手続を開発し、その試験運用が 1996 年に行われた²⁹。対象とする紛争は、オンラインシステム上での不法なメッセージ、投稿、アップロードによる侵害を主張するユーザーと、システム運営者間の紛争であり、実際に申し立てられた事件は複数存在したが、管轄外の事案も多く、裁定に至ったのは 1 件のみであった³⁰。

また、マサチューセッツ大学アマースト校社会・行動科学部教授 Ethan Katsh 氏と、同 Janet Rifkin 氏は、1996 年に CITDR (Center for Information Technology and Dispute Resolution ; 情報技術・紛争解決センター) を設立し、NCAIR の助成を受け、Online Ombuds Office (オンライン・オンブズ・オフィス) と称する、オンラインによる調停の試験運用を始めた³¹。CITDR は、1999 年には eBay から利用者間の紛争解決手続の試行を付託され、2 週間で 200 件以上を取り扱った³²。なお、CITDR は、1998 年に NCTDR (National Center for Technology

²⁶ ODR 黎明期の歴史に関する邦語資料として、ODR Room Network 「ODR の歴史」

(<https://www.odr-room.com/odrHistory.htm>)、中村嘉孝「国際商事紛争における電子手続化」神戸市外国語大学外国学研究 63 巻 41 号 47 頁 (2006)、グラフ=ペーター・カリエス/福井康太 (訳)「オンライン紛争解決 (ODR) —グローバル市場における消費者救済—」阪大法学 56 巻 3 号 831 頁 (2006)。

²⁷ Casey Lide, *ADR and Cyberspace: The Role of Alternative Dispute Resolution in Online Commerce, Intellectual Property and Defamation*, 12 Ohio St. J. On. Disp. Resol. 193 (1996); M. Ethan Katsh, *Dispute Resolution in Cyberspace*, 28 Conn. L. Rev. 953 (1996); Joel B. Eisen, *Are We Ready for Mediation in Cyberspace ?*, 1998 B. Y. U. L. Rev. 1305 (1998).

²⁸ David R. Johnson 氏と David Post 氏が主宰する、当時存在した研究グループである (See David R Johnson & David Post, *Law and Borders: The Rise of Law in Cyberspace*, 48 Stan. L. Rev. 1367 (1995))。

²⁹ Robert Gellman, *A Brief History of the Virtual Magistrate Project: The Early Months*, <https://www.umass.edu/dispute/ncair/gellman.htm>

³⁰ 中村・前掲注(26)47-48 頁、Karim Benyekhlef & Fabien Gélinas, *Online Dispute Resolution*, 10-2 Lex Electronica 98-91 (2005), http://www.lex-electronica.org/articles/v10-2/Benyekhlef_Gelinas.pdf

³¹ Ethan Katsh, *The Online Ombuds Office: Adapting Dispute Resolution to Cyberspace*, University of Massachusetts Amherst Department of Legal Studies, <https://www.umass.edu/dispute/ncair/katsh.htm#fn1>

³² Ethan Katsh, *Bringing Online Dispute Resolution to Virtual Worlds: Creating Processes Through Code*, 49 N.Y.L. Sch. L. Rev. 278 (2004).

and Dispute Resolution) に改称され³³、現在も、ODR に関する国際学会の開催や、ODR に関する国際的スタンダードの策定などの活動を行っている。

カナダでは、モントリオール大学法学部教授 Pierre Trudel 氏と同 Karim Benyekhlef 氏が、Information Superhighway Fund (情報スーパーハイウェイ基金) の助成を得て、1997 年にオンラインによる紛争解決の研究プロジェクトを開始した。同プロジェクトでは、オンラインによる紛争解決を支援するプラットフォームである Cyber Tribunal を開発し、1998 年から試験運用を行った³⁴。Cyber Tribunal は、単に電子メールを交換するだけのインターフェースではないことや、調停と仲裁のいずれも実施可能な点において新規性を有していた³⁵。Cyber Tribunal には試験運用が終了する 1999 年までに 50 件程度の申立てがあり、実際に機能することは確認されたが、より多くの紛争を解決可能な信頼性を確信させるまでには至らなかった³⁶。

さらに、欧州においても先駆的な ODR の試みが行われた。2000 年 6 月に発出された電子商取引に関する欧州指令³⁷を契機とする研究プロジェクトとして、ECODIR (Electronic Consumer Dispute Resolution ; 電子消費者紛争解決) が立ち上げられた。ECODIR は、ナミュール大学 (ベルギー) 情報・法研究センター、フランス国立科学研究センター (CNRS) 内に設置された国際司法協力研究センター、モントリオール大学公法研究所及びダブリン大学法学部等による共同研究であり、2001 年 10 月に ODR の試験運用を開始した³⁸。この手続は当事者間交渉、調停及び勧告の 3 段階で構成され、電子メールやテキストメッセージによるオンラインでの非同期通信によって進行し、各段階につき具体的な日数を定めることで、迅速な手続進行が企図されていた³⁹。この試験運用では、2003 年 6 月までの間に 51 件の申立てがあり、交渉やメディエーションを経て合意的解決に至った事案も相当数存在した⁴⁰。ECODIR に対しては、取扱件数が少なく期待外れとの厳しい評価もあったが⁴¹、

³³ Ethan Katsh, ODR: A Look at History, in *Online Dispute Resolution: Theory and Practice*, 23 (Mohamed S. Abdel Wahab et. al. ed., 2021).

³⁴ Karim Benyekhlef, Online Consumer Dispute Resolution: a narrative around (and an example of) postmodern law, 21 *Lex Electronica* 57, 63-65 (2016), <https://www.lex-electronica.org/en/articles/volume-21/online-consumer-dispute-resolution-a-narrative-around-and-an-example-of-postmodern-law/>

³⁵ Karim Benyekhlef & Fabien Gélinas, Online Dispute Resolution, 10-2 *Lex Electronica* 1, 88, 91 (2005), <https://www.lex-electronica.org/articles/vol10/num2/online-dispute-resolution/>

³⁶ Benyekhlef, *supra* note 34 at 65-66.

³⁷ Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of June 8, 2000, on Certain Legal Aspects of Information Society Services, in Particular Electronic Commerce, in the Internal Market (Directive on Electronic Commerce), 2000 O.J. (L 178) 1. 邦語訳として、米丸恒治「EU 電子商取引指令」立命館法学 2001 年 4 号 1222 頁 (2001)、夏井高人「電子商取引指令 2000/31/EC」法と情報雑誌 3 巻 1 号 110 頁 (2018)がある。同指令は、加盟国に対し、情報社会サービスの提供者と受領者との紛争につき、適切な電子的手段を含む ADR の利用を、自国の法律が妨げないようにしなければならない旨を規定していた (17 条 1 項)。

³⁸ Vincent Tilman et al., *ECODIR Project Final Report* 3-4, 52 (2003), <https://www.docs-crids.eu/s/docs-crids/item/462094#lg=1&slide=0>

³⁹ ECODIR 規則 2 条(2)、3 条参照 (同規則の全文は、Karim Benyekhlef & Fabien Gélin, *Le règlement en ligne des conflits – enjeux de la cyberjustice*, 224 (ROMILLAT, 2004)に掲載されている。See also Benyekhlef & Gélinas, *supra* note 35 at 100)。

⁴⁰ Tilman et al., *supra* note 38 at 13-14.

⁴¹ *Redress & Alternative Dispute Resolution in Cross-Border E-Commerce Transactions*, Briefing Note, IP/A/IMCO/IC/2006-206, at 4 (2007), <https://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201406/20140602ATT84796/20140602ATT84796EN.pdf>

その原因の分析⁴²が、その後の消費者 ODR に活かされている。

(2) 実用化

(i) オンラインの紛争を扱う ODR

(a) ドメイン名紛争の解決手続

1998年6月に、米国連邦商務省は、「インターネットの名前及びアドレスの管理に関する基本方針」(Statement of Policy on the Management of Internet Names and Addresses)⁴³を公表した。同基本方針は「ホワイトペーパー」の通称で知られ、これに基づき、ドメイン名システム(DNS: Domain Name System)の管理は、同年10月に設立された民間の非営利公益法人である、ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が行うこととなった⁴⁴。

また、ホワイトペーパーは、ドメイン名をめぐる紛争の解決手続に関する調査をWIPO(世界知的所有権機関)に付託した。これを受けてWIPOが行った調査及び勧告⁴⁵に基づき、ICANNは1999年8月に、統一ドメイン名の紛争解決ポリシー(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)(以下「UDRP」という)⁴⁶、及び統一ドメイン名の紛争解決ポリシーに関する規則(Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)(以下「UDRP手続規則」という)を採択した⁴⁷。

UDRPは、ICANN認定レジストラによって登録されるトップレベルドメイン(gTLD)や、一部の国別トップレベルドメイン(ccTLD)に適用される⁴⁸。UDRPが規定する一定類型のドメイン名紛争については義務的紛争処理手続、すなわちICANNの承認を受けた紛争処理機関における手続で処理されなければならないとし(UDRP 4)、この義務的紛争処理手続に関する準則は、UDRP手続規則が定めている。義務的紛争処理手続は、双方当事

⁴² ECODIR の最終報告書は、試験運用で得られた教訓として、事業者の手続参加を確保することと、長期安定的な運営資金の調達、オフラインで運営されている既存の代替紛争との連携等を挙げている(Tilman, *supra note* 38 at 14)。

⁴³ U.S. Dep't of Commerce, *Management of Internet Names and Addresses*, Docket No. 980212036-8146-02, 63 Fed. Reg. 31,741 (June 10, 1998) (statement of policy), <https://www.ntia.gov/federal-register-notice/statement-policy-management-internet-names-and-addresses>

⁴⁴ ICANN ウェブサイト (<https://www.icann.org/resources/pages/what-2012-02-25-ja>)、および日本国総務省ウェブサイト (https://www.soumu.go.jp/g-ict/international_organization/icann/index.html) を参照。

⁴⁵ WIPO, *The management of Internet names and addresses: intellectual property issues: final report of the WIPO Internet domain name process* (1999), <https://digitallibrary.un.org/record/491943>

⁴⁶ 現行 UDRP および改正経過につき、ICANN ウェブサイト (<https://www.icann.org/en/contracted-parties/consensus-policies/uniform-domain-name-dispute-resolution-policy/uniform-domain-name-dispute-resolution-policy-25-02-2012-en>) を参照。

⁴⁷ 現行 UDRP 手続規則および改正経過につき、ICANN ウェブサイト (<https://www.icann.org/en/contracted-parties/consensus-policies/uniform-domain-name-dispute-resolution-policy/rules-for-uniform-domain-name-dispute-resolution-policy-the-rules-11-03-2015-en>) を参照。

⁴⁸ UDRP 前注 (Notes) を参照。なお、UDRP および UDRP 手続規則についての邦語による解説として、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) のウェブサイトを参照 (<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/udrp.html>)。

者の主張に基づきパネルが裁定を行う裁断型の手続であるが（UDRP 手続規則 15）、仲裁とは異なり、手続の開始前または終了後に当事者が訴訟を提起することは妨げられない（UDRP 4k）。

審理は原則として書面のみで行われる（UDRP 手続規則 13）。制定当時の規則は、紛争解決機関と当事者との通信方法として、ファクシミリ、郵便またはインターネットを利用した電子的方法による旨を規定していたが（制定時の UDRP 手続規則 2(a)(b)）⁴⁹、2009 年の改正⁵⁰により、2010 年 3 月以降は、紛争解決機関が手続開始の申立てを相手方に送付する場合を除き、原則としてインターネットを利用した電子的方法で行われることとされた（2009 年改正後の UDRP 手続規則 2(a)(b)）。

1999 年 11 月には、ドメイン名紛争解決機関の第 1 号として WIPO が承認され、同年 12 月には初めての申立事案の手続が開始された⁵¹。UDRP や UDRP 手続規則は、前述の通信方法の点も含め今日までに何度か改正を経ているが、基本的な手続構造は今日まで維持されている。

（b）eBay における紛争解決手続

eBay は前述のように、CITDR における ODR を試行するパイロット・プログラムに参加していたが、同プログラムの終了後は、利用者間の紛争解決を、SquareTrade.com に委託した。SquareTrade.com は、同プログラムから発展した ODR のスタートアップ企業であるが、同プログラムの ODR を発展させ、①人間が介在する調停がなされる前の段階として、当事者のみで交渉をする段階を設けたこと、及び②交渉や調停を、Web 画面上のチャットルームでの非同期通信で行うことを特徴とする ODR プラットフォームを開発した⁵²。

eBay のフィードバックシステムの変更に伴い、SquareTrade.com による ODR サービスは 2008 年 6 月に終了した。同年 7 月からは、当時 eBay の子会社であった電子決済サービス事業者 PayPal の ODR システムである Dispute Console と統合した ODR プラットフォームである Resolution Center の運用が、2008 年に開始された⁵³。Resolution Center の基本的な手続構造は現在まで引き継がれており、年間の取扱件数は 1000 万件を超えるとされている⁵⁴。

⁴⁹ 制定時の UDRP につき、ICANN ウェブサイトを参照 (<https://archive.icann.org/en/udrp/udrp-rules-24oct99.htm>)。

⁵⁰ 2009 年改正後の UDRP 手続規則につき、ICANN ウェブサイトを参照 (<https://www.icann.org/en/contracted-parties/consensus-policies/uniform-domain-name-dispute-resolution-policy/rules-for-uniform-domain-name-dispute-resolution-policy-the-rules-25-02-2012-en>)。

⁵¹ See ICANN, List of Proceedings Under Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy, <https://archive.icann.org/en/udrp/proceedings-list-number.htm>

⁵² Ethan Katsh, Bringing Online Dispute Resolution to Virtual Worlds: Creating Processes through Code, 49 N. Y. L. Sch. L. Rev. 271, 278-279 (2004).

⁵³ Pablo Cortes, *Online Dispute Resolution for Consumers in the European Union* 66 (2010); Jason Debord, More eBay/PayPal Integration Via Dispute & Resolution Processes, Original Prop Blog (June 30, 2008), <https://www.originalprop.com/blog/2008/07/30/more-ebaypaypal-integration-via-dispute-resolution-processes/>

⁵⁴ Colin Rule, Designing a Global Online Dispute Resolution System: Lessons Learned from eBay, 13 U. St. Thomas L.J. 354, 356 (2017).

(ii) オフラインの紛争を扱う ODR

(a) ODR スタートアップ

1990年代後半から2000年代初頭は、北米を中心に「インターネット・バブル」または「ドットコム・バブル」が起こった時期であり、ODRサービスの提供やプラットフォームの販売を行うスタートアップ企業が多数現れた⁵⁵。IT業界の栄枯盛衰は急速かつ著しいため、短期間で廃業した企業も多いが、今日まで事業が続いている例として以下のものがある。

① Cybersettle

Cybersettle, Inc.は、Charles Brofman氏とJames Burchetta氏が米国コネティカット州において創業したスタートアップ企業であり、ODRプラットフォームCybersettleの販売を1998年に開始した⁵⁶。Cybersettleはブラインド入札(blind bidding)と呼ばれる方法で和解交渉を支援する。すなわち、当事者がオンラインでシステムに入力する提示金額は相手方には開示されず、双方の提示金額が合意可能とされる範囲(例えば30%程度)に達した場合に、システムが算出した最適な合意金額を双方に提示するというものである⁵⁷。現在ではAIによる支援を実装したプラットフォームに進化している⁵⁸。

② Smartsettle

Smartsettle(当初の名称はOneAccord⁵⁹)は、Ernest Thiessen氏らがコーネル大学で開発したICANS(Interactive Computer-Assisted Negotiation Support system; コンピュータの支援による双方向交渉過程支援システム)⁶⁰を基にしたプラットフォームであり、同氏が設立したiCan Systems, Inc.により設計・販売されている⁶¹。一般的なブラインド入札は2者間の単一の定量化可能な争点を対象とするのに対し、SmartSettleは、多者間の相互に依存する要因や問題を含む、複数の争点がある事案に使用できる点を特徴とする⁶²。

Smartsettleが現在販売するシステムは、①Smartsettle One、②Smartsettle Infinity、③Smartsettle Modeller、④Smartsettle Auction、⑤Smartsettle SaaSである⁶³。①Smartsettle ONEは、2者間で金額のみを争点とする交渉のためのプラットフォームであり、ビジュアル・

⁵⁵ 2003年3月時点に存在したODRプロバイダが以下のサイトに列挙されている。UNCTAD, *E-Commerce and Development Report 2003*181-82 (2003) (UNCTAD/SDTE/ECB/2003/1), <https://digitallibrary.un.org/record/504550>

⁵⁶ Diane J. Levin, *Cybersettle Makes the Case for Resolving Disputes Online*, Mediate.com (February 27, 2008), <https://mediate.com/cybersettle-makes-the-case-for-resolving-disputes-online/>

⁵⁷ UNCTAD, *supra note 55* at 187.

⁵⁸ Cybersettle, *Overview*, at <https://www.cybersettle.com/#overview-problem>

⁵⁹ Arno R. Lodder & J. Zeleznikow, *Enhanced Dispute Resolution through the Use of Information Technology* 96 (Cambridge University Press, 2010).

⁶⁰ Ernest M. Thiessen, et. al., Loucks, *Computer-Assisted Negotiations of Water Resources Conflicts*, 7-2 Group Decision and Negotiation 109, 112 (1998).

⁶¹ Smartsettle, *Smartsettle Resolutions*, <https://www.smartsettle.com/about-us>

⁶² UNCTAD, *supra note 55* at 187-188.

⁶³ Smartsettle Products, <https://www.smartsettle.com/products>

ブラインド入札 (visual blind bidding) ⁶⁴や、協調的行動への見返りなどのアルゴリズムを用いて、協調的な行動を促進する⁶⁵。また、②Smartsettle Infinity は、多数の当事者と多数の定量的・定性的問題を含む、複雑な交渉向けのプラットフォーム⁶⁶、③Smartsettle Modeller は交渉モデルの作成を支援するシステム⁶⁷、④Smartsettle Auction は Web 上で競売手続を行うシステム⁶⁸、⑤Smart SaaS は顧客の自社システムに①③④を組み込み運用するものである⁶⁹。

③ Modria

2003 年から 2011 年まで、eBay 及び PayPal における ODR システムの開発を主導した Colin Rule 氏は、PayPal の元同僚 Chittu Nagarajan 氏と共同で Modria, Inc.を創業した⁷⁰。同社は、eBay や PayPal で実証済みの技術と専門知識に基づき、電子商取引以外のさまざまな種類の紛争に利用可能なプラットフォームを開発した。その1つである Fairness Engine は、①紛争の診断、②交渉、③調停、④仲裁の4つのモジュールで構成される。案件の大多数は、①②の段階で人間の関与なく解決可能であるとされ、保険金請求や税務紛争等、さまざまな分野で採用された⁷¹。

2017 年に Modria, Inc.は Tyler Technologies, Inc.に買収され⁷²、その後 ODR プラットフォームは同社によって販売され、州裁判所を含むより広範な顧客に利用されることとなった⁷³。

⁶⁴ Smartsettle , *Smartsettle's Visual Blind Bidding*, <https://info.smartsettle.com/products/smartsettle-one/smartsettle-visual-blind-bidding/>

(通常のブラインド入札においては、自己の提案や要求は他の当事者に非公開であるのに対し、ビジュアル・ブラインド入札においては、提案はすべての当事者に開示されるが、和解のために提案される価値またはパッケージに対し与え得る秘密の承諾が非開示とされる。この手法により、当事者は自己に好ましい条件を秘密にしつつ、承諾を与えようとする内容を合意成立前に認識することが可能になる。)

⁶⁵ *Smartsettle ONE*, <https://www.smartsettle.com/smartsettle-one>

⁶⁶ *Smartsettle Infinity*, <https://www.smartsettle.com/smartsettle-infinity>

⁶⁷ *Smartsettle Modeller*, <https://www.smartsettle.com/smartsettle-modeller>

⁶⁸ *Smartsettle Auction*, <https://www.smartsettle.com/smartsettle-auction>

⁶⁹ *Smartsettle SaaS*, <https://www.smartsettle.com/smartsettle-saas>

⁷⁰ Brian Patrick Eha, *When Customers Get Angry, This Startup Seeks to Help*, *Entrepreneur* (Nov. 19, 2012), <https://www.entrepreneur.com/science-technology/when-customers-get-angry-this-startup-seeks-to-help/225021>

⁷¹ Ben Barton, *Modria and the Future of Dispute Resolution*, *ODR Europe* (Nov 26, 2015), <https://www.odreurope.com/news/articles/online-dispute-resolution/1172-modria-and-the-future-of-dispute-resolution>

⁷² Bill Henderson, *Online Dispute Resolution Leader Modria Acquired by Tyler Technologies*, *Legal Evolution* (Jun. 2, 2017), <https://www.legalevolution.org/2017/06/online-dispute-resolution-leader-modria-acquired-tyler-technologies-009/>

⁷³ Tyler Technologies, *Modria; Online Dispute Resolution*, <https://www.tylertech.com/Portals/0/OpenContent/Files/4080/Modria-Brochure.pdf>

(b) 米国州裁判所における ODR

① オハイオ州

オハイオ州フランクリン郡における ODR の試験的实施は 2016 年 10 月に開始され、当初はコロンバス市所得税課の事案のみを扱っていたが、処理実績が良好であったため⁷⁴、2018 年からは、同市が属するフランクリン郡少額請求裁判所におけるすべての事件で ODR が利用可能になった⁷⁵。この ODR は、チャット通信ができる **Negotiation Space** を有し、当事者間交渉により解決できなかった場合は、調停人が電話やビデオ通話で仲介するというものであった⁷⁶。

その後 2021 年 4 月には、ODR のパイロットプロジェクト **OH-Resolve** の運用が、州内 17 の裁判所で開始された。対象とする事件類型は、従来の少額請求事件に加えて、賃料不払による明渡請求、住宅ローン滞納による差押え、一部の家事事件など、より多くの種類の民事事件に拡大された⁷⁷。**OH-Resolve** のチャットルームは、当事者間交渉だけでなく、調停にも対応している。

② ユタ州

ユタ州裁判所は、2018 年にウエストバレー市司法裁判所（少額請求等を扱う裁判所）における ODR の試験運用を開始し、2019 年には他の 2 つの司法裁判所にも拡大した。同州裁判所の ODR プラットフォームは自ら開発したシステムであり、他の裁判所への無償ライセンス供与も視野に入れている⁷⁸。現在では、州内の司法裁判所 40 庁で ODR が利用可能となっており⁷⁹、これらの裁判所が管轄を有する少額請求訴訟⁸⁰が対象となる。ODR による手続遂行が過度の負担となる当事者は、ODR の適用除外の申立てをすることが可能であるが、認められるのは例外的場合に限られる⁸¹。

双方当事者が ODR の利用登録をすると、裁判所が選任したファシリテーターがチャットベースの調停手続につき案内し、和解の仲介や和解案作成を補助する。和解に至らなかった場合には、通常の訴訟手続による裁判官の聴聞が行われるため、ファシリテーターが

⁷⁴ 導入前は、被告不出頭による欠席判決が全体の 55%を占めていた。しかし、導入初年度には、ODR を通じて扱われた市税関連の訴訟の約 78%が、短期的な支払による和解または長期的な弁済計画によって解決された。See Joint Technology Committee, *Cases Studies in ODR for Courts: A View from the Front Lines (Ver.1.0)* 3 (2017), <https://www.srln.org/node/1389/paper-case-studies-odr-courts-view-front-lines>

⁷⁵ See Joint Technology Committee, *Cases Studies in ODR for Courts (Ver. 2.0)* 2 (2020), https://inns.innsocourt.org/media/194295/2020-01-28_odr_case_studies_v2_final.pdf

⁷⁶ Noam Ebner & Elayne E. Greenberg, *Strengthening Online Dispute Resolution Justice*, 63 Wash. U. J. L. & Pol'y 65, 82-83 (2020).

⁷⁷ The Supreme Court of Ohio & The Ohio judicial System, *OH-Resolve*, <https://www.supremecourt.ohio.gov/courts/services-to-courts/dispute-resolution/oh-resolve/>

⁷⁸ JTC, *supra* note 75 at 3.

⁷⁹ Utah State Courts, *Small Claims: Information for People Suing Someone (Plaintiffs)*, <https://www.utcourts.gov/en/self-help/case-categories/consumer/small-claims.html#accordion-533ada815f-item-a310f53868>

⁸⁰ 一定金額（現行法では、弁護士費用を含め、訴訟費用と利息を除き 20,000 米国ドル）以内の金銭請求が対象となる（Utah Code Sec. 78A-8-102）。

⁸¹ 身体障害、言語、インターネットアクセスを有しないことが理由となり得るが、2020 年の時点では、適用除外が認められたのは少額請求訴訟の全件数の 2%未満であった（JTC, *supra* note 75 at 3）。

当事者を補助して、双方の立場を共同審理準備文書に要約し、争点となるべき点を特定する⁸²。2020年12月に発表された調査結果によれば、少額請求訴訟のうち却下以外の理由で終結した事件につき、申立てから終結までの平均日数が、ODRでは3か月以上短縮された⁸³。

③ ミシガン州

ミシガン州裁判所は、2019年に少額紛争、一般民事及び借家紛争を対象とするODRである、MI-Resolveの試験運用を開始した⁸⁴。MI-Resolveは2020年7月までに州内全域のCDRP（Community Dispute Resolution Program；コミュニティ紛争解決プログラム）センターで利用可能になった⁸⁵。2023年には、面会交流等の家事事件を対象とするMI-Resolve Family Systemの運用が始まり⁸⁶。従前の一般民事紛争を対象とするODRは、MI-Resolve Civil Systemに改称された。

MI-Resolve Civilでは、手続開始の申立ては相手のメールアドレスと連絡先情報を登録することで完了し、手続はチャットルームでのテキストのやり取りにより進行し、当事者の選択により、調停人の仲介を求めることができる。合意に達した場合、システム上で合意書が作成され、当事者の署名により拘束力ある合意とすることができる⁸⁷。一方、MI-Resolve Familyでは、CDRPセンターが、当該事件がオンライン調停に適しているかの審査を経た後に手続が行われる⁸⁸。

(c) カナダにおける ODR

① PARLe

サイバージャスティス研究所（Laboratoire de Cyberjustice; Cyberjustice Laboratory）（以下「LCJ」という）は、モントリオール大学教授 Karim Benyekhlef 氏と、マギル大学教授 Fabien Gélinas 氏により 2010年に設立された⁸⁹。LCJは、ケベック州消費者保護庁（OPC: Office de la protection du consommateur）の協力による試行を経て、ODRプラットフォーム PARLe（Platform to Aid in the Resolution of Litigation electronically；電子的訴訟解決支援プラットフォーム）

⁸² JTC, *supra* note 75 at 3; Paula Hannaford-Agor et al., *Impact of the Utah Online Dispute Resolution (ODR) Pilot Program: Final Report 2* (2020), <https://ncsc.contentdm.oclc.org/digital/collection/adr/id/66/>

⁸³ *Id.* at 11.

⁸⁴ NCTDR, *Michigan Announces MI-Resolve Court ODR Program*, <https://odr.info/michigan-announces-mi-resolve-court-odr-program/>

⁸⁵ Sharon L. Pizzuti, et al., *Evaluation of Two Statewide Virtual Dispute Resolution Services in Michigan 20* (2022), <https://www.sji.gov/wp-content/uploads/MI-dispute-resolution.pdf>

⁸⁶ Michigan State Courts, *New MI-Resolve Family System Helps to Address Parenting Time Issues*, <https://www.courts.michigan.gov/news-releases/2023/new-mi-resolve-family-system-helps-to-address-parenting-time-issues/>

⁸⁷ Michigan State Courts, *MI-Resolve Civil System*, <https://www.courts.michigan.gov/administration/offices/office-of-dispute-resolution/mi-resolve/MIResolveCivil/>

⁸⁸ Michigan State Courts, *MI-Resolve Family System*, <https://www.courts.michigan.gov/administration/offices/office-of-dispute-resolution/mi-resolve/MIResolveFamily/>

⁸⁹ Cyberjustice Laboratory, *A Tale of Cyberjustice : A Modern Approach to Technology in the Canadian Justice System*, 25 (2019), <https://www.cyberjustice.ca/publications/a-tale-of-cyberjustice-a-modern-approach-to-technology-in-the-canadian-justice-system/>（LCJには両大学内外の研究協力者やリサーチ・アシスタントが参画するほか、協賛としてカナダ内外の官公庁、企業、研究機関が名を連ねている。本部はモントリオール大学に設置されている。）

フォーム)の試験運用を2016年に開始した。PARLeによるODRは、交渉、和解のあっせん、判断の3段階の手続⁹⁰を基本とするが、必要に応じて追加や割愛可能であり、ADRだけでなく裁判手続での利用にも対応している⁹¹。

PARLeは現在、OPC⁹²のほか、オンタリオ州コンドミニウム庁審判所(CAT: Condominium Authority Tribunal)⁹³、ケベック州労働基準・公平・安全衛生委員会(CNESST: Commission des normes, de l'équité, de la santé et de la sécurité du travail)⁹⁴で利用されている。

② CRT

CRT (Civil Resolution Tribunal ; 民事解決審判所)⁹⁵は、ブリティッシュ・コロンビア州(以下「BC州」という)が設置する、ODRによる紛争解決を行う司法機関である⁹⁶。2016年に業務を開始した当初は区分所有不動産(strata)に関する紛争⁹⁷のみを扱っていたが、管轄は徐々に拡大され、現在では少額紛争⁹⁸、区分所有不動産に関する紛争、自動車人身事故に関する紛争⁹⁹、住宅協同組合(housing cooperative)及びコミュニティーサービス協同組合(community service cooperative)¹⁰⁰、並びに非営利団体(society)の運営上の紛争¹⁰¹、私事性的画像(いわゆる「リベンジ・ポルノ」)削除請求¹⁰²を取り扱っている。

CRTのODRシステムは、ビジネス向けの汎用システムSalesforceをカスタマイズしたものである¹⁰³。手続は①申立てと応答、②交渉、③ファシリテーション(facilitation ; 和解のあっせん)、④決定¹⁰⁴の4段階で構成される¹⁰⁵。手続への入口である①では、Solution Explorerというシステムが用いられる。これは、当事者がオンライン画面上で紛争類型を選ぶと、CRTが管轄を有する請求の範囲等の情報が表示される。同じ画面に、申立てに必要な情報を案内するチェックリストへのリンクや、申立てに進むボタンがある。また、申

⁹⁰ U.N. Comm'n on Int'l Trade Law, *Technical Notes on Online Dispute Resolution*, § III ¶ 18 (2016), https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/v1700382_english_technical_notes_on_odr.pdf

⁹¹ Cyberjustice Laboratory, *supra note* 89 at 27.

⁹² Cyberjustice Laboratory, *OPC (Office de la protection du consommateur)*, Cyberjustice.ca, <https://www.cyberjustice.ca/en/logiciels-cyberjustice/nos-etudes-de-cas/opc/>

⁹³ Cyberjustice Laboratory, *CAT*, Cyberjustice Lab (Université de Montréal), Cyberjustice.ca, <https://www.cyberjustice.ca/en/logiciels-cyberjustice/nos-etudes-de-cas/tasc/>

⁹⁴ Cyberjustice Laboratory, *The PARLe Project: Social Mediation with the Commission des normes, de l'équité, de la santé et de la sécurité du travail (CNESST)*, <https://cyberjustice.openum.ca/en/2020/04/07/the-parle-project-social-mediation-with-the-cnesst/>

⁹⁵ CRTに関する詳細な邦語資料として、一般財団法人日本ODR協会「日本におけるODRの社会実装を促進する方策等を検討するための調査研究」(2023) (<https://www.moj.go.jp/content/001402554.pdf>)。

⁹⁶ Civil Resolution Tribunal Act, S.B.C. 2012, c. 25, § 2(2) (Can.).

⁹⁷ *Id.* § 121(1).

⁹⁸ *Id.* § 118(1).

⁹⁹ *Id.* § 133(1).

¹⁰⁰ *Id.* § 125(1).

¹⁰¹ *Id.* § 129(1).

¹⁰² *Id.* § 136.2(1).

¹⁰³ Darin Thompson, *The Online Justice Experience in British Columbia*, Society for Computers & Law (Nov. 22, 2016), <https://www.scl.org/3784-the-online-justice-experience-in-british-columbia/>

¹⁰⁴ 私的性的画像に関する事案では、②③はなく、直ちに審理および決定の段階に進む。See Civil Resolution Tribunal, *Intimate Images*, *Solution Explorer*, CivilResolutionBC.ca, https://civilresolutionbc.ca/solution-explorer/intimate-images/#elementor-toc_heading-anchor-4

¹⁰⁵ 以上につき、日本ODR協会・前掲注(95)26-29頁、57-67頁。なお、手続の詳細については、CRTが標準規則(Civil Resolution Tribunal Standard Rules)を定めている(<https://civilresolutionbc.ca/wp-content/uploads/CRT-Standard-Rules-in-force-February-20-2024.pdf>)。

立てを受けた相手方のためのページもある。申立書や応答書は、画面に表示される質問に従い順次情報を入力することにより、自動で書式が整えられた書類を作成することができる¹⁰⁶。

②では、交渉専用のプラットフォーム上で、相手方と非同期チャットによる交渉を行う¹⁰⁷。③では、電子メールや電話会議により、CRT のケースマネージャーを介して交渉を行う¹⁰⁸。ファシリテーションを経ても和解に至らなかった場合は、④審判所が、審問 (hearing) を経た上で終局決定 (final decision) を行う¹⁰⁹。審問は、通常は書面により行われるが、審判所が必要と認めた場合は、電話またはビデオ会議により口頭で行うことができる¹¹⁰。決定に不服がある当事者は、州上位裁判所 (Supreme Court) に司法審査 (judicial review) を申し立てることができる¹¹¹。

CRT の手続における弁護士等による代理は、自動車人身事故に関する紛争及び私事性的画像削除請求や、当事者が未成年等により能力を欠く場合には無条件で認められるが、それ以外は裁判所の許可を必要とする¹¹²。

CRT の 2024-2025 年度 (2024 年 4 月から 2025 年 3 月まで) の事件処理実績は、ソリューション・エクスプローラーの利用件数 35,146 件、申立件数 8,806 件、終結件数 6,928 件である¹¹³。ODR の成功例として、世界的に最も著名なもの 1 つである。

(3) わが国における ODR の先行研究及び実務

2000 年代前半には、当時発展期にあった電子商取引により生じた紛争について、インターネットを利用して ADR を行う先駆的な実証実験が複数行われた¹¹⁴。その後、情報・通信技術の発展に伴い、2010 年代には一部の ADR 機関でテレビ電話やウェブ会議を活用する例が現れていたが¹¹⁵、手続の利用申込みをオンラインで可能とする例は僅少であった¹¹⁶。

¹⁰⁶ 日本 ODR 協会・前掲注(95)60-63 頁。

¹⁰⁷ Civil Resolution Tribunal, *What is negotiation?*, CivilResolutionBC.ca, <https://civilresolutionbc.ca/help/what-is-negotiation/>

¹⁰⁸ Civil Resolution Tribunal, *What is facilitation?*, CivilResolutionBC.ca, <https://civilresolutionbc.ca/help/what-is-facilitation/>

¹⁰⁹ CRT Act § 30, 46(1).

¹¹⁰ Civil Resolution Tribunal, *What is the decision preparation process?*, CivilResolutionBC.ca, <https://civilresolutionbc.ca/help/what-is-the-decision-preparation-process/>

¹¹¹ CRT Act §. 56.6(1).

¹¹² *Id.* § 20, 20-1.

¹¹³ Civil Resolution Tribunal, *2024/2025 Annual Report* 23-27, <https://civilresolutionbc.ca/wp-content/uploads/CRT-Annual-Report-2024-2025.pdf> (last visited Feb. 19, 2026).

¹¹⁴ ECOM (電子商取引推進協議会、2005 年 4 月以降は次世代電子取引推進協議会) は、2002 年度から 2006 年 3 月にかけて、経済産業省委託事業として、「インターネット関連 ADR 実証実験」として、ネットショッピング紛争相談室を実施した。この法律相談では、相談員が「あっせん」として相談者と相手方とを仲介することも行なわれた (沢田登志子「インターネット関連 ADR 実証実験」ECOM Journal 2006, 24 頁 (2006)

(<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004820.pdf>)。また、2003 年に、町村泰貴氏 (南山大学教授・当時) が、ECOM、ヤフー、シロガネ・サイバーボールなどと提携し、オンラインオークションに関連するトラブルを対象としたオンライン紛争処理手続の実験を行った (<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-15017277/>)。

¹¹⁵ 垣内・前掲注(2)51 頁は、国民生活センターの和解仲介手続や、自動車製造物責任相談センターの例を挙げる。

¹¹⁶ 山田文「変革期を迎えた我が国の ADR の現在とこれから」法律のひろば 75 巻 2 号 16 頁 (2022)。

2018年から2019年頃には、ODRの概念がわが国に紹介され¹¹⁷、ODRの研究が活発になりつつあったが、実務におけるODRの活用例は、当初は少数にとどまっていた¹¹⁸。しかし、2020年に起こったコロナ禍を契機に、ADRにおいてもウェブ会議システムの活用が急速に広まった¹¹⁹。一方、オンライン申立を可能とする例も、コロナ禍後は国民生活センター¹²⁰、日本知的財産仲裁センター（JIPAC）¹²¹など一般的になった¹²²。

さらに近年には、既存のADRのIT化ではなく、システム開発事業者やスタートアップ企業が、申立てから解決まですべてオンライン上で完結するODRプラットフォームを開発する例が現れている¹²³。その一例は、ミドルマン株式会社が開発したODRプラットフォーム「Teuchi」である¹²⁴。同社が運営する「Teuchi for 離婚」¹²⁵は、協議離婚をしようとする当事者が、離婚給付等の諸条件の交渉をケースマネージャーまたは調停人の仲介により行うものであるが、交渉にはプラットフォーム上のチャットを使用する。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）による民間紛争解決手続の認証を受けており、成立した合意について公証役場に出頭することなく公正証書を作成するオプションも提供している。また、同社は「Teuchi」を利用したODRプラットフォーム「Teuchi for 債権回収」¹²⁶や「Teuchi for デジプラ」（デジタルプラットフォーム内で行われた匿名の取引に係る紛争につき、匿名のまま紛争解決手続を行うサービス）¹²⁷の販売も行っている。

また、特に注目すべきODR研究として、「ODRの推進に関する基本方針」（前記I 1（2））に基づく、ODRの社会実装の促進に関する委託研究がある。1つは一般社団法人日本ODR協会が受託したもので、カナダ・BC州のCRT（前記II 1（2）（ii）（c））の運営や事件

¹¹⁷ 万代栄一郎「実用化フェーズに入るODR（Online Dispute Resolution）」仲裁とADR13号24頁（2018）、山本和彦（司会）「座談会／ODR（Online Dispute Resolution）の導入に向けて」L&T82号1頁（2019）、山田文「ADRのIT化（ODR）の意義と課題」法律時報91巻6号42頁（2019）。

¹¹⁸ 一般社団法人日本ODR協会が2020年2月にADR機関に実施したODRの利活用に関するアンケート調査によれば、ADR利用の申込みを電子メールで行っていた機関は回答した25機関中6機関、調停人と当事者のやりとりをテレビ会議で行っていた機関が同じく6機関、専用のプラットフォームによる記録の管理を行っていた機関は1機関であった（同協会ウェブサイト（<https://japan-adr.or.jp>））。国際家事ADRで、電子メールによる申立てやビデオ通話アプリを活用していた例として、黒田愛「ハーグ子奪取事案における和解あっせん手続—ADR機関の模索と展望」仲裁とADR12号80頁（2017）。

¹¹⁹ 渡邊英夫＝大久保直輝「ODR推進検討会の議論と成果の概要—関係規律の見直しと基本方針の策定」NBL1224号51頁（2022）によれば、ADR法の認証を受けた紛争解決事業者において、2022年6月時点でウェブ会議を導入する機関は20を超えていたとされる。

¹²⁰ 独立行政法人国民生活センター「国民生活センター紛争解決委員会への申請手続について」（<https://www.kokusen.go.jp/adr/hunsou/shinsei.html>）。

¹²¹ 日本知的財産仲裁センター「調停を申し立てるには」（<https://www.ip-adr.gr.jp/service/mediation/howto/>）、同「仲裁を申し立てるには」（<https://www.ip-adr.gr.jp/service/arbitration/howto/>）。

¹²² 例えば、仙台弁護士会紛争解決支援センター（<https://senben.org/archives/9604>）、東京弁護士会養育費ADR（<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/youiku-adr.html>）など。

¹²³ 垣内・前掲注(2)60頁。「Teuchi」以外には、デロイト・トーマツ合同会社が開発した「Smart Judgement」、株式会社AtoJが開発した「One Negotiation」、および株式会社DDRが運営する「wakai for 離婚」などがある。

¹²⁴ ミドルマン株式会社ウェブサイト（<https://www.teuchi.online>）。

¹²⁵ ミドルマン株式会社ウェブサイト（<https://www.service.teuchi.online>）。

¹²⁶ ミドルマン株式会社ウェブサイト（<https://www.teuchi.online/saiken>）。

¹²⁷ ミドルマン株式会社ウェブサイト（<https://www.service.teuchi.online/dpf>）。

処理状況に関する報告書が 2023 年 3 月に提出された¹²⁸。もう 1 つは公益財団法人日弁連法務研究財団が受託したもので、相談から ADR までをワンストップで行う ODR の実証事業に関する報告書が 2024 年 3 月に提出された¹²⁹。

(4) わが国における知財紛争の ADR に関する先行研究

前述のとおり、わが国に ODR の概念が紹介されてから、まだ 10 年に満たない。ODR が扱うべき紛争としては、主に消費者紛争など比較的少額で定型的な紛争が念頭に置かれており、「知的財産推進計画」で ODR につき言及されたのは 2023 年が最初である¹³⁰。前述のとおり、ODR は ADR に関する議論の延長線上にあることから、知財紛争における ADR の活用に関する先行研究についても、以下で概観しておくこととする。

知的財産紛争の解決における ADR の活用に関しては、1990 年代から 2000 年代初頭にかけて、先駆的な指摘をする論稿が現れていたが¹³¹、今世紀初頭の司法制度改革や、知財立国政策を契機に、学界及び実務での議論が活性化した。2001 年（平成 13 年）に公表された司法制度改革審議会意見書は、民事司法制度改革の 1 つに「裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化」を掲げていたが¹³²、知的財産訴訟に関する制度改革について述べた部分においても、ADR 拡充・活性化に関する提言が盛り込まれていた¹³³。また、「知的財産立国」政策の嚆矢として、2002 年（平成 14 年）に発表された「知的財産戦略大綱」は、知的財産の保護の強化に関する具体的行動計画の 1 つに、裁判外紛争処理の充実を掲げていた¹³⁴。

¹²⁸ 日本 ODR 協会・前掲注(95)。

¹²⁹ 日弁連法務研究財団「「ODR の社会実装の促進に関する調査研究業務」に関する報告書」（2024）
(https://www.moj.go.jp/housei/adr/housei10_00008.html)。

¹³⁰ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2023」
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf)。

¹³¹ 北川善太郎「紛争解決法モデル試論」日本工業所有権法学会年報 20 号 128 頁（1997）、則近憲佑「紛争処理の現状」同 170 頁、小林秀之「訴訟 VS ADR—米国及びヨーロッパの状況」同 253 頁、中平健「知的財産権侵害訴訟と和解・調停・仲裁」牧野利秋＝飯村敏明『新・裁判実務大系 知的財産関係訴訟法』101 頁（青林書院、2001）。特に、特許庁判定につきインターネットの活用によるアクセス改善を提言するものとして、知的財産研究所「知的財産紛争の迅速かつ実効性ある解決に向けた ADR の整備に関する調査研究」平成 12 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（2001）、梅本吉彦「インターネット時代と新たな紛争処理システム」青山善充ほか編『民事訴訟法理論の新たな構築』399 頁（有斐閣、2001）、能登香理「知的財産紛争における裁判外紛争処理の実現に向けて」JCA ジャーナル 48 巻 6 号 8 頁（2001）。

¹³² 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」Ⅱ第 1・8（2001）(https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/cover.pdf)。

¹³³ 同・第 1・3「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」において、「知的財産権をめぐる紛争の適正・迅速な処理のためには、訴訟手続によらない柔軟な解決を可能にすることも必要であり、日本知的財産仲裁センター（旧工業所有権仲裁センター）や特許庁（判定制度）等の 拡充・活性化するとともに、裁判所が事案に応じて専門性を有する機関に手続の全部又は一部を付することのできる手続の整備など訴訟との連携を強化すべきである。」との提言がなされている。

¹³⁴ 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」第 3 章・2(2)④（2002）
(<https://web.archive.org/web/20021014202051/https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>)。

これらを背景に、知的財産紛争における ADR の活用は様々な論者によって説かれた¹³⁵。当初盛んに議論された論点としては、特許権の有効性の仲裁適格がある¹³⁶。現在では、侵害の先決問題としての有効性については仲裁適格を肯定する見解¹³⁷が多数説となり、さらに有効性自体についても仲裁適格を肯定する見解が有力に主張されている¹³⁸。

特に最近 10 年では、商事紛争一般につきわが国を仲裁地とする国際仲裁の活性化に向けた議論¹³⁹を背景に、知財紛争の国際仲裁活用について論じるものや¹⁴⁰、令和元年 10 月から東京地裁及び大阪地裁で開始された知財調停の積極的活用を提唱するもの¹⁴¹が見られる。また、標準必須特許¹⁴²や、ワクチン開発企業のライセンス供与¹⁴³、デジタルプラットフォーム上の著作権紛争¹⁴⁴など、特定の紛争類型につき ADR の活用を提言するものがある。

¹³⁵ 浅井孝夫「仲裁手続利用の得失」NBL755 号 41 頁 (2003)、山崎順一「日本知的財産仲裁センターの現況と将来—総合的知的財産紛争解決サービス機関への発展—」L&T23 号 39 頁 (2004)、林いづみ「調停・仲裁による知財紛争解決」パテント 64 巻 1 号 4 頁 (2011)、松本武彦「このような知財紛争こそ、調停・仲裁で解決を」同 13 頁、富田光治「弁理士業務としての ADR の活用について」同 28 頁、小川和茂「知的財産紛争仲裁の利用における課題とその克服」特許庁委託平成 21 年度産業財産権研究推進事業 (平成 21~23 年度報告書) (2011)。

¹³⁶ かつては有力であった全面否定説として、松本繁敏「知的財産権と仲裁」ジュリスト 924 号 55 頁 (1988)、熊倉禎男「特許権侵害訴訟に関する国際仲裁等 (ADR) について」牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務(2)』230 頁 (新日本法規、2007)。

¹³⁷ 小林秀之「知的財産紛争と仲裁 (下) —WIPO 仲裁センター設立に関連して—」NBL559 号 19 頁 (1994)、上野泰男「仲裁可能性」松浦馨=青山善充編『現代仲裁法の論点』112 頁 (有斐閣、1998)、齋藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法(11) [第 2 版]』409 頁 (第一法規、1996) [河野正憲)、田邊誠「民事紛争の仲裁適格について—ドイツにおける議論を参考にして—」民事訴訟雑誌 42 号 105 頁 (1996)、谷口安平「ライセンス契約と仲裁条項」山上和則先生還暦記念論文集『判例ライセンス法』546 頁 (発明協会、2000)、青山善充「仲裁」高桑昭=道垣内正人『新裁判実務大系(3)』429 頁 (青林書院、2002)、城山康文「知的財産権仲裁活性化のための方向性—米国を参考にして—」NBL757 号 53 頁 (2003)、中野俊一郎「知的財産権紛争と ADR—仲裁を中心として—」企業と法創造 4 号 394 頁 (2005)、小島武司=高桑昭編『注釈と論点仲裁法』(青林書院、2007) 62 頁 [小島武司=清水宏)、黄韜霆「特許有効性の仲裁適格」松岡博編『国際知的財産法の潮流』(帝塚山大学出版会、2008) 175 頁、小島武司=猪股孝史『仲裁法』82 頁 (日本評論社、2014)。

¹³⁸ 高田薫「行政事件の仲裁適格性(2)」JCA ジャーナル 46 巻 12 号 3 頁 (1999)、中村達也「知財関係仲裁—特許有効性の仲裁可能性—」仲裁と ADR 6 号 28 頁 (2011)、岡田洋一「特許の有効性に関する仲裁適格」法律論叢 89 巻 1 号 135 頁 (2016)。

¹³⁹ 日本国際紛争解決センター「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」(2019) (<https://www.moj.go.jp/content/001292073.pdf>)

¹⁴⁰ 篠原勝美「国際仲裁と知財紛争」JCA ジャーナル 66 巻 10 号 3 頁、同 11 号 17 頁 (2019)、服部誠「国際知財紛争を解決するためのフォーラムについて」JCA ジャーナル 71 巻 10 号 5 頁 (2024)。

¹⁴¹ 國分隆文ほか「知財調停の取組～訴訟、保全手続に次ぐ第三の紛争解決ツール～」パテント 75 巻 7 号 105 頁 (2022)。日本知的財産仲裁センターにおける調停の活用についても併せて説くものとして、吉田元子「知財調停とその活用可能性」法と政治 71 巻 1 号 149 頁 (2020)、日本弁理士会令和 4 年度知財活用検討委員会第 2 部会「日本知的財産仲裁センターにおける調停と、裁判所における知財調停」パテント 76 巻 5 号 109 頁 (2023)。現行の知財調停ではなく、係属中の訴訟における付調停の有用性を示唆するものとして、畑中麻子「日本における知財調停の現状と課題」仲裁と ADR 19 号 63 頁 (2024)。

¹⁴² 知的財産研究所「標準必須特許を巡る国内外の動向について (裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態) の調査研究報告書」令和元年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 188 頁 (2020)、鈴木将文「標準必須特許を巡る法的問題に関する一考察—ライセンスのあり方及び紛争解決制度に焦点を当てて—」パテント 78 巻 3 号 178 頁 (2025)。

¹⁴³ 齋藤光理「第二のパンデミックに向けて迅速なワクチンの開発・流通を促進する制度としての調停」令和 3 年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書 (2022)。

¹⁴⁴ 畑中麻子「デジタルプラットフォーム上の著作権侵害と裁判外オンライン紛争解決—EU デジタル・サービス法第 21 条の意義—」コピーライト 771 号 45 頁 (2025)。

2. 法律分野における AI の活用に関する先行研究及び実務

以下では、法律分野における AI の活用の主要な研究及び実務を取り上げる。下記（2）及び（3）は、予測型 AI と呼ばれるアルゴリズムによるものである（後記IV 2（1））。生成 AI 出現後の研究や実務については、現在進行中の状況として後記IVにおいて適宜取り上げる。

（1）法律エキスパートシステム

エキスパートシステムは、特定の専門分野の知識をもち、専門家のように事象の推論や判断を行うことを可能にするコンピュータシステムであり、専門的な知識を含む規則や事実などを収集した知識ベース（knowledge base）と、知識ベースに基づき問題を解決する推論エンジン（inference engine）で構成される¹⁴⁵。

法律業務を AI で支援する法律エキスパートシステムの研究は、1970年代から90年代にかけて国内外の研究者によって試みられた¹⁴⁶。わが国では1980年代から、明治学院大学教授（当時）の吉野一氏による契約法に関するシステム LSE-2¹⁴⁷、工業技術院・電子技術総合研究所（当時）の新田克己氏らによる特許法エキスパートシステム¹⁴⁸、通商産業省（当時）による「第5世代コンピュータ」プロジェクトの1つである法的推論システム HELIC-II があった¹⁴⁹。

しかし、これら国内外の試みは、いずれも実用に至らなかった。その理由としては以下の点が指摘されている¹⁵⁰。①複雑性：実際の法律問題は複数の法分野が相互に関連し、個別に切り離して考えることが困難である。②不完全性：法律は自然言語で書かれているため、含意や社会的文脈の省略などがあり、論理的に完全なルールではない。それらのため

¹⁴⁵ これらに加え、ユーザーインターフェイスを構成要素に含める場合もある（一般社団法人日本機械学会「機械工学事典」（<https://www.jsme.or.jp/jsme-medwiki/doku.php?id=17:1001021>））。

¹⁴⁶ 法律エキスパートシステムの歴史に関する邦語文献として、佐藤健＝新田克己編／西貝吉晃ほか著『人工知能と法律』3-11頁（近代科学社、2022）。

¹⁴⁷ Hajime Yoshino, et. al., Legal Expert System LES-2, in *Proceedings of the 5th International Conference on Logic Programming (ICLP '86)*, 34 (1986), https://doi.org/10.1007/3-540-18024-9_20（邦語による解説として、吉野一「法律エキスパートシステム」法セ383号113頁（1986））

¹⁴⁸ Katsumi Nitta & Juntaro Nagao, KRIP: A Knowledge Representation System for Laws Relating to Industrial Property, in *Proceedings of the 4th International Conference on Logic Programming (ICLP '85)* 276 (1985), https://doi.org/10.1007/3-540-16479-0_27（邦語による解説として、新田克己ほか「工業所有権法の知識表現システム KRIP」情報処理学会論文誌27巻11号1042頁（1986））

¹⁴⁹ Katsumi Nitta, et. al., New HELIC-II: A Software Tool for Legal Reasoning in *Proceedings of the 5th International Conference on Artificial Intelligence and Law (ICAIL '95)* 287 (1995), <https://doi.org/10.1145/222092.222260>

¹⁵⁰ ①③④⑤⑥につき、C. Stevens et al., The Next Generation of Legal Expert Systems - New Dawn or False Dawn? in *Proceedings of AI-2010, the 30th SGAI International Conference on Innovative Techniques and Applications of Artificial Intelligence* 439, 441-443 (2010), https://doi.org/10.1007/978-0-85729-130-1_33. ②④⑤につき、Phillip Leith, The Rise and Fall of the Legal Expert System, 1-1 Eur. J.L. & Tech. (2010), <https://ejlt.org/index.php/ejlt/article/view/14>

補助情報をルールに埋め込むには膨大な作業を要する¹⁵¹。③不確実性：エキスパートシステムが機能するには、前提事実が明確であることを要するが、実際の法的紛争においては、そもそも前提事実に争いがあることが多い。④争議性：制定法の条項の解釈や、判例の射程などの法的論点の理解は、法律家の立場ごとに異なり得るし、政策的価値判断にも左右される。⑤動的性質：法改正が頻繁な分野では、その度にルールを修正する必要がある。⑥経済的要因：知識ベースシステムの開発、試行、改善や更新には相当の費用と時間の投資を必要とするが、法律実務家、特に弁護士にとっては収入減を懸念し、開発への協力に消極的になるインセンティブが存在する。他方ユーザーにとっては、頻繁に発生しない特定の法律問題のためにエキスパートシステムを購入する費用対効果が低い。

(2) eディスカヴァリにおける予測的コーディング

米国の民事訴訟におけるディスカヴァリは、トライアル前（pre-trial）の段階で、当事者が相手方や第三者から事件に関連する情報や証拠を収集する手続である。ディスカヴァリの対象に電子的保存情報（ESI: electronically stored information）が含まれることは、連邦法では、連邦民事訴訟規則の2006年改正により明文化された¹⁵²。ESIを対象とするディスカヴァリは、eディスカヴァリ（eDiscovery）と呼ばれる。

当初は、eディスカヴァリの申立てを受けた者によるESIの選別は、検索語（キーワード）を入力し、検索結果として得られた多数に渡るESIの一つ一つを、人間（典型的には当該事件の訴訟代理人弁護士）が閲読して開示対象か否かを精査する方法で行われていた。しかし、情報通信技術の発展に伴い、精査を要するESIの量が飛躍的に増大し、人間による精査には該当文書を見逃すリスクや、時間や労力の過大なコストといった問題があることが認識され、コンピュータが精査する予測的コーディング（predictive coding）

（TAR: technology-assisted review や CAR: computer-assisted review と呼ばれる）が用いられるようになった。

予測的コーディングは2008年頃に実用化され、2010年代には人間よりも正確とするとする研究結果が発表されていた¹⁵³。また、裁判例が、ディスカヴァリに先立ち行われるディスクリージャーの「完全かつ正確」（complete and correct）要件（連邦民訴規則26条(g)(1)(A)）を充足する方法として、予測コーディングの使用を適切と認めたこと¹⁵⁴が後押

¹⁵¹ 佐藤＝新田編・前掲注(146)10頁は、ルールベースを構築しても、補助情報が正しいかは専門家間で意見に相違があり得ることや、作成されたルールセットが論理的に正しいかを検証するデータセットが存在しない問題を指摘する。

¹⁵² Fed. R. Civ. P. 26(a)(1)(ii), 26(b)(2)(B), 34(a)(1)(A), 37(e).

¹⁵³ Maura R. Grossman & Gordon V. Cormack, Technology-Assisted Review in E-Discovery Can Be More Effective and More Efficient Than Exhaustive Manual Review, 17 Rich. J.L. & Tech. 1 (2011); Herbert Roitblat et al., Document Categorization in Legal Electronic Discovery: Computer Classification vs. Manual Review, 61 J. Am. Socy. For Info. Sci. & Tech. 70 (2010).

¹⁵⁴ Da Silva Moore v. Publicis Groupe, 287 F.R.D. 182, 192 (S.D.N.Y. 2012).

しとなり、広く普及するに至った。

開発初期の典型的なモデルは、**seed set**（学習用のサンプルとなる文書のセット）を抽出し、これにつき人間が選別を行い、その結果をシステムに学習させることにより、事件との関連性ありとして開示対象となる文書と、秘匿権があり開示対象外となる文書を識別するアルゴリズムを作成していた¹⁵⁵。2015年頃からは、システムが重要な文書を自動的に選び学習する継続的アクティブ・ラーニングが登場し（**TAR2.0** と呼ばれる）、人間による **seed set** の作業がほぼ不要になった¹⁵⁶。

現在では、予測的コーディングで培われた技術は、e ディスカヴァリへの対応だけでなく、文書データの総合的な管理を行うシステム（**DMS/CMS: Document/Content Management System**）へと進化した。最近では、裁判官や弁護士の傾向分析なども含む訴訟戦略立案や¹⁵⁷、生成 AI による文書生成等の機能を実装するものも現れている¹⁵⁸。

（3）再犯リスク予測

AI により犯罪発生や再犯のリスクを予測するシステムは、米国においては随所で実用化されているが、中でも **COMPAS**（**Correctional Offender Management Profiling for Alternative Sanctions**）は、AI のリスクや弊害について大いに議論を呼んだ。これは刑事分野ではあるが、米国内外で著名な実例であることから、ここで採り上げる。

COMPAS は 1998 年に開発された、犯罪者の再犯リスクと犯罪誘発性要因を評価するシステムである。**COMPAS** は、過去の犯罪歴、薬物使用、経済的問題、職業・教育など複数の要因についてスコアを配点し、リスクスコアの下位から上位まで 10% のグループごとにスコアを配点し、低リスク、中程度、高リスクに分類するものであるが¹⁵⁹、リスク評価のアルゴリズムは公表されていない。

非営利・独立系の報道機関 **ProPublica** のジャーナリストは、フロリダ州情報公開法に基づき、同州 **Broward** 郡における刑事被告人に対する **COMPAS** スコアの情報を入手し、2 年以内に実際に再犯に及んだか否かとの整合性を検証した。その結果、再犯をしなかったのに高リスクと分類されていた黒人被告の白人被告に対する割合、及び再犯をしたのに低リスクと分類されていた白人被告の黒人被告に対する割合は、いずれも約 2 倍であったとして、**COMPAS** のアルゴリズムは誤って判定する傾向があるとする記事を、2016 年に発表し

¹⁵⁵ Charles Yablon & Nick Landsman-Roos, Predictive Coding: Emerging Questions and Concerns, 64 S. C. L. Rev. 633, 639-640 (2013); Dana A. Remus, The Uncertain Promise of Predictive Coding, 99 Iowa L. Rev. 1691, 1702 (2014).

¹⁵⁶ John Tredennick et al., *TAR for Smart People* 49–50 (2018).

¹⁵⁷ See e.g., Lex Machina, LexisNexis, <https://www.lexisnexis.com/community/insights/legal/lex-machina>

¹⁵⁸ See e.g., eMAX Studio, NetDocuments, <https://studio.netdocuments.com>

¹⁵⁹ Northpointe, *Practitioner's Guide to COMPAS Core 1*, 7-12, <https://archive.epic.org/algorithmic-transparency/crim-justice/EPIC-16-06-23-WI-FOIA-201600805-COMPASPractitionerGuide.pdf> (last modified Mar. 13, 2015).

た¹⁶⁰。

COMPAS による再犯リスク評価を量刑判断に考慮することの適法性は法廷でも争われ、ウィスコンシン州最高裁判所は、同州控訴審裁判所からの意見確認手続において、COMPAS によるリスク評価の正確性の限界を指摘しつつも、被告人を収監するか否か、刑の重さ、及び地域社会で安全かつ効果的に監督できる否かの決定的要因として使用しないこと等を遵守する限りは、被告人のデュープロセス上の権利を侵害せず合憲と判断した¹⁶¹。

COMPAS を開発した Northpoint, Inc. を承継した *equivant* は、ProPublica の記事に対し①リスクスコアが同じであれば、白人、黒人とも同じ割合で再犯をしており平等であること、②COMPAS は既存のデータに基づきリスクを評価する、統計的手法に依存した保険数理リスク評価ツールであり、新しいデータに基づきアルゴリズムを調整する AI ではないこと等を反論している¹⁶²。

(4) わが国における訴訟や調停の支援についての研究

国立情報学研究所教授の佐藤健氏らは、わが国の民事訴訟実務における要件事実論の重要性に早くから注目し、要件事実論を実装するための論理プログラミング言語である PROLEG の開発を 2010 年に発表した¹⁶³。同氏らは「人工知能法学」を提唱し、AI による裁判過程の支援の研究として以下を発表している。

事実認定過程の支援としては、ベイジアンネットワーク¹⁶⁴の学習済みモデルを用い、事実認定に必要な項目をダミー変数化した上で、事実認定に必要な自然言語情報をベイジアンネットワークの単語ノードにエビデンスとして与えることで、事実認定に必要な確率推論を行える仕組みを設計・構築する研究がある¹⁶⁵。

判決推論過程については、PROLEG でルールベースとファクトベースを設定し、ある法

¹⁶⁰ Jeff Larsen, Surya Mattu, Lauren Kirchner & Julia Angwin, How We Analyzed the COMPAS Recidivism Algorithm, ProPublica (May 23, 2016), <https://www.propublica.org/article/how-we-analyzed-the-compas-recidivism-algorithm>

¹⁶¹ State v. Loomis, 881 N.W.2d 749, 768-771 (Wis. 2016). 本判例の邦語による紹介として、緑大輔「アルゴリズムにより再犯可能性を予測するシステムの判断結果を考慮して裁判所が量刑判断を行うことが、適正手続保障に反しないとされた事例」判例時報 2343 号 128 頁 (2017)、山本龍彦=尾崎愛美「アルゴリズムと公正 State v. Loomis 判決を素材に」科学技術社会論研究 16 号 96 頁 (2018)。

¹⁶² Chris Kamin, *Debunking Misconceptions about the COMPAS Core Instrument: What You Need to Know*, <https://equivant-supervision.com/debunking-misconceptions-about-the-compas-core-instrument-what-you-need-to-know/> (last modified Aug. 12, 2024).

¹⁶³ Ken Satoh et al., PRO-LEG: An Implementation of the Presupposed Ultimate Fact Theory of Japanese Civil Code by PROLOG Technology, in *Proceedings of the Fourth International Workshop on Juris-Informatic (JURISIN 2010)* 1539 (2010); 佐藤健ほか「PROLEG: 論理プログラミング言語 Proleg を利用した要件事実論のプログラミング」情報ネットワーク・ローレビュー 10 巻 1 号 54 頁 (2011)。

¹⁶⁴ ベイジアンネットワークは、データの因果関係を分析する手法の 1 つで、因果関係の強さを、ある事象が起こった場合に他の事象が起こる確率である「条件付き確率」の大きさから判断し、多数の事象間の因果関係をグラフィカルに整理する方法である (野村総合研究所「用語解説: ベイジアンネットワーク」(https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/bayesian_network.html))。

¹⁶⁵ 高岡昂太ほか「裁判過程におけるベイジアンネットワークを用いた証拠推論」人工知能学会第 35 回全国大会論文集 (2021) (https://www.jstage.jst.go.jp/article/pjsai/JSAI2021/0/JSAI2021_4H3GS11d05/_pdf/-char/ja).

的結論の存否を PROLEG に問い合わせると、単に存否だけではなく、その結論がなぜ得られるのかの過程が図形式（PROLEG ブロック図）で出力されることにより、当事者及び裁判官が争点形成を行う過程を可視化し支援するシステムを構築した¹⁶⁶。また、PROLEG が意図しない判決を出した場合に、どのルールが問題であるか、また、その問題をどう解決するかを示唆する「legal debugging」の枠組みを提案した¹⁶⁷。現在、民法のうち契約法に基づく部分の民法条文及び最高裁判例が PROLEG で記述され、2,500 ルール程度の規模のシステムとなっている¹⁶⁸。

他方で、調停支援ツールとしては、2000 年代に、田中貴紘氏（東京工業大学・当時）らにより、調停ログの内容を保存し事例ベース化し、調停の進み方や学習者の技量に応じて適切なアドバイスを表示するシステムの開発が試みられたが、模擬調停での教育目的での利用を想定したものであった¹⁶⁹。その後 2021 年に、佐藤氏らは、調停支援ツールとして、チャットに入力された発言につき、発言間の攻撃関係と支持関係の論理構造をリアルタイムで自動的に要約表示するツールの研究について発表した¹⁷⁰。

¹⁶⁶ 佐藤健ほか「民事裁判における対話型争点整理システム ISAI-PROLEG」第 114 回人工知能基本問題研究会資料 3 頁（2020）（https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsaifpai/114/0/114_03/article-char/ja）、Ken Satoh, et. al., Interactive System for Arranging Issues Based on PROLEG In Civil Litigation, in *Proceedings of the 18th International Conference on Artificial Intelligence and Law (ICAIL '21)* 273 (2021).

¹⁶⁷ Worachet Fungwacharakorn, Kenji Tsushima & Ken Satoh, *Resolving Counterintuitive Consequences in Law Using Legal Debugging*, 29 *Artificial Intelligence & Law* 541, 541–57 (2021).

¹⁶⁸ 佐藤健ほか（講演録）「法学と人工知能の学際領域：「人工知能法学」の提案」成城大学データサイエンス教育研究センター2024 年度年報 25 頁〔佐藤健発言〕（2025）。

¹⁶⁹ 田中貴紘ほか「オンライン調停教育支援システムの類似場面検索機能」人工知能学会論文誌 20 巻 2 号 B・94 頁（2005）、同「調停トレーニングにおけるアドバイザエージェント」人工知能学会論文誌 21 巻 4 号 319 頁（2006）。

¹⁷⁰ 佐藤健ほか「AI 技術を用いたオンライン調停（ODR）の基本機能の試作と評価」公益社団法人電気通信普及財団研究調査助成報告書 36 号 1 頁（2021）。

Ⅲ. 知財紛争解決への ODR の活用

1. はじめに

本章では、ODR の最先端のプラクティスとして、デジタル化先進国であり、紛争解決や知財のグローバル・ハブと目されるシンガポールの状況を詳しく紹介する。それに加え、前章で述べた先行研究及び実務も踏まえ、わが国における知財紛争解決への ODR の活用についての私見を述べる。

2. シンガポールにおける ODR

以下では、シンガポールにおける司法機関での裁判手続、知的財産庁（IPOS）における審判手続、及び裁判外紛争解決手続について、デジタル化の状況を詳しく見る。本研究の主題は知財紛争解決における ODR の活用であるが、ここでは最先端の ODR についての知見を得るため、対象とする紛争分野を知財に限定せず、一般市民紛争向けの CJTS や、小売店舗貸借に関する ODR についても取り上げる。なお、本項目で言及する法典や規則は、別途断りのない限り、シンガポールの法典や規則である。

(1) シンガポールを採り上げる理由

(i) デジタル化先進国

シンガポールは、早い時期から政府や社会のデジタル化を推進しており、世界のトップランナーと目されている¹⁷¹。同国のデジタル化を支えるインフラとして、Singpass 及び MyInfo がある。Singpass は、国民登録番号（全国民に出生時に割り当てられる番号であり、15 歳以上の国民には公的身分証明書である国民登録カードが発行される）を使用して、各種行政サービスへのオンライン・アクセスを可能にする公的個人認証であり、2003 年に導入された。MyInfo は、行政サービスの利用時に一度個人情報を登録すれば、他のサービス利用時にも当該個人情報が自動的に入力され、同じ情報をその都度入力することを不要とするサービスであり、2016 年に導入された。MyInfo の利用には Singpass による認証を必要とする¹⁷²。また、法人向けの公的認証として、2016 年に Corppass、2018 年に MyInfo

¹⁷¹ スイスの国際経営開発研究所（IMD）による「世界デジタル競争力ランキング 2025」（https://imd.widen.net/content/xclarczvwr/pdf/WDCR_Report_2025.pdf）において、シンガポールはスイス、米国に次いで 3 位であった。また、早稲田大学総合研究機構電子政府・自治体研究所「世界デジタル政府ランキング 2025 年版」（<https://www.waseda.jp/inst/research/news/82838>）でも 3 位であった。

¹⁷² 以上につき、野村敦子「デジタル時代の社会基盤「デジタル ID」」JRI レビュー9 卷 81 号 19-20 頁（2020）。

Business が導入されている。

Singpass の取得は任意であるが、15 歳以上の市民と永住権保持者の約 97% が取得済みであり、700 以上の政府機関における 2000 種類以上のサービスで Singpass を利用可能である。2018 年に導入された Singpass アプリでは、スマートフォンの指紋認証または顔認証を使用し、行政サービスにアクセスすること、行政機関からの通知を受領すること、国民登録カードのデジタルカードを表示すること、電子署名をすること等が可能である¹⁷³。

(ii) 紛争解決ハブ

シンガポールは、香港と並び、アジアにおける紛争解決ハブとしての地位を確立しており¹⁷⁴、シンガポール政府も、そのような地位の強化に積極的に取り組んでいる¹⁷⁵。例えば、シンガポール政府は 2010 年に、国際的な仲裁事件や調停事件を行う施設である Maxwell Chambers を開設した。Maxwell Chambers は交通至便の地に所在する歴史的建造物を改装したものであり、最新技術を備え対面、ハイブリッド、オンラインに対応可能な大小様々な審問室を有する¹⁷⁶。2015 年には、高等法院の一部門であり、当事者が管轄合意をした国際的かつ商業的な性質を有する事件につき管轄を有する Singapore International Commercial Court (SICC ; シンガポール国際商事裁判所)¹⁷⁷が業務を開始し、Maxwell Chambers を法廷として使用している。

(iii) 知財ハブ

シンガポール政府は、2013 年 4 月に IP Hub Master Plan (知財ハブマスタープラン)¹⁷⁸を公表し、「アジアにおけるグローバル知財ハブ」の鍵となる戦略として、「知的財産の取引及び管理のハブ」、「高品質の知財出願のハブ」とともに、「知財紛争解決のハブ」を掲げた¹⁷⁹。2017 年に発表されたアップグレード版においては、紛争解決ハブとして、訴訟だけでなく

¹⁷³ 以上につき、GovTech, *Singpass Fact Sheet* (Oct. 12, 2022), <https://www.developer.tech.gov.sg/assets/files/singpass-factsheet-121022.pdf>

¹⁷⁴ White & Case (ロンドンを本拠とする世界的な法律事務所) が、ロンドン大学クイーン・メアリーと共同して、実施・発表する国際商事仲裁に関する調査の 2025 年版によれば、シンガポールは世界全体の利用者を対象とするアンケートではロンドンに次ぎ、香港と同率で最も好まれる仲裁地である。アジア・太平洋地域では、シンガポールは香港に次いで好まれる仲裁地である。See White & Case, *2025 International Arbitration Survey: The Path Forward: Realities and Opportunities in Arbitration* 6–7 (2025), <https://www.qmul.ac.uk/arbitration/media/arbitration/docs/White-Case-QMUL-2025-International-Arbitration-Survey-report.pdf>

¹⁷⁵ 特に国際仲裁の振興策に関して、小原淳見「国際仲裁・新たな潮流—待ったなしのインフラ整備の必要性—」自由と正義 67 卷 7 号 24 頁 (2016)。

¹⁷⁶ Maxwell Chambers, *About Maxwell Chambers*, <https://www.maxwellchambers.com/about-maxwell-chambers/>

¹⁷⁷ Supreme Court of Judicature Act 1969, §§ 18A, 18D (Cap. 322, 2007 Rev. Ed.) (Sing.).

¹⁷⁸ IP Steering Committee, *Intellectual Property (IP) Hub Master Plan* (2013), <https://www.mlaw.gov.sg/files/IP-HUB-MASTER-PLAN-REPORT-2-APR-2013.pdf>

¹⁷⁹ *Id.* at 16-19.

ADR センターとしての地位も高めるべき旨が述べられている¹⁸⁰。

2021年4月に発表された SIPS 2030 (Singapore Intellectual Property Strategy 2030 ; シンガポール知的財産戦略 2030)¹⁸¹は、①グローバル・ハブとしての地位の強化 (Hub)、②革新的企業の誘致と育成 (Business)、③良質な雇用と価値ある技能の創出 (Job) を3本柱とする¹⁸²。特に①は、具体的政策として、シンガポールの国際的な ADR 機関の発展と成長を支援すること、有力な国際的 ADR 機関のシンガポール拠点設置を誘致すること、国際的紛争解決における思想的リーダーであることの推進等を掲げている¹⁸³。

(2) 裁判手続のデジタル化

(i) 裁判所の構成

司法権は最高裁判所 (Supreme Court) 及び下級裁判所 (State Courts) に属する (憲法 39 条)。最高裁判所は上訴院 (Court of Appeal) と高等法院 (High Court) により構成される。知的財産権に関する民事訴訟の第一審の管轄は高等法院が有する¹⁸⁴。上訴院は、高等法院がした裁判等に対する上訴審の管轄を有する (最高裁判所法 53 条)。家事事件以外の民事事件を扱う下級裁判所としては、地方裁判所 (District Court)、治安判事裁判所 (Magistrates' Courts)、少額請求審判所 (Small Claims Tribunals)、近隣紛争解決審判所 (Community Disputes Resolution Tribunals)、雇用請求審判所 (Employment Claims Tribunals) がある (下級裁判所法 3 条)。

(ii) デジタル化の歴史

シンガポールの裁判所は、民事訴訟につき、1997年にEFS (Electronic Filing System ; 電子申立システム)の運用を開始し、1999年にEFSの利用を原則として義務付けた。EFSは、ウェブクライアント・ソフトウェアを用いてPDF形式の書類を伝送するものであった。

2013年には、EFSに代わる新たなプラットフォームである、eLitigationの運用を開始した。eLitigationは、当事者がウェブベースのプラットフォームにアクセスし、画面上の質問

¹⁸⁰ Intellectual Property Office of Singapore, *Update to the Intellectual Property Hub Master Plan*, para 1.4.2. (2017), <https://www.mlaw.gov.sg/files/Update-to-IP-Hub-Master-Plan.pdf>

¹⁸¹ Government of Singapore & Intellectual Property Office of Singapore, *Singapore IP Strategy 2030 Report* (2021), <https://www.ipos.gov.sg/global-ip-hub/singapore-ip-strategy-2030>

¹⁸² *Id.* at 7-8.

¹⁸³ *Id.* at 34-35.

¹⁸⁴ Intellectual Property (Dispute Resolution) Act 2019 の施行により、IPOS や下級裁判所にも分属していた知財紛争の管轄が、高等法院に集約された。なお、高等法院には知財事件を専門的に扱う裁判官やレジストラが配属され、知的財産裁判所 (Intellectual Property Court) とも称される (日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査「シンガポール知的財産制度の現地調査の概要報告」知財ぷりずむ 15 巻 172 号 21、23 頁 (2017))。

に順次選択または入力して答えてゆくと、必要な記載事項を備えた訴状を完成させることができるというもので¹⁸⁵、紙の電子的複製や表現による制約から脱却し、当事者が既存事件のデータを他の書類や手続に再利用することや、裁判所が事件の統計データを入手・利用することを容易にした。

オンラインによる審問や非同期通信の方法による審問は、2020年の新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックを契機に広く行われるようになった。当初は臨時措置法により行われていたが、2021年に改正された裁判所規則（Rules of Court 2021）により恒久的な制度とされた¹⁸⁶。

他方で、一般市民の比較的小規模な紛争を扱う ODR として、2017年に CJTS (Community Justice Tribunal System ; コミュニティ司法審判所システム) の運用が開始された。CJTS は、紛争の和解的解決に向けた手続である e-negotiation (オンライン交渉) 及び e-mediation (オンライン調停) を、対面やウェブ会議ではなく、裁判所が開設したプラットフォーム上のチャットルームで行うことを特徴とする¹⁸⁷。

(iii) 裁判所規則

裁判所規則（以下「RoC」という）は、民事訴訟手続のデジタル化に関し以下の規定を設けている。

レジストラ (Registrar) ¹⁸⁸は、最高裁判所長官の承認を得て、EFS (electronic filing service ; 電子申立サービス) を設置することができる (RoC O. 28, r. 2)。EFS は、レジストラが最高裁判所長官の承認を得て任命した EFS プロバイダにより、SAL (Singapore Academy of Law ; シンガポール法律アカデミー) による監督の下で運営される (同 r. 3)。

レジストラへの書類の提出は、原則として EFS による (RoC O.28, r. 8(1))。相手方当事者への通常送達 (ordinary service) は、郵送等のほか、受送達者が指定するアドレスへの電子メールの送信や EFS で行うことができる (RoC O. 7, r. 3(b)(e))。また、法や規則上、交付送達 (personal service) を要する書類についても、受送達者が同意した場合は、EFS により送達することができる (RoC O.28. r.12(1)(b))。EFS により提出や送達される書類の署名は、EFS を利用する当事者の識別コードへの紐付けで代えることができる (同 r. 9(1))。

¹⁸⁵ See SG Courts, *Step-by-Step Guide to Filing an Originating Application* (eLitigation User Guide), https://www.elitigation.sg/Documents/ROC2021_OA_UserGuide.pdf

¹⁸⁶ 以上につき、エイダン・シュウ/杉本純子 (訳) 「司法サービスにおけるテクノロジー-シンガポールの経験-」 民事訴訟雑誌 71 号 63-67、71-73 頁 (2025)。

¹⁸⁷ 邦語による紹介として、WIP ジャパン株式会社「令和 4 年度海外主要国における消費者政策体制等に係る調査業務報告書」153 頁 (2023) (https://www.caa.go.jp/policies/future/national_research/assets/future_caa_cms201_230829_09.pdf)。

¹⁸⁸ ここでの「レジストラ」は、裁判所の事件事務を所管するレジストリ (Registry) の最高責任者を指す (RoC O. 1, r. 3)。レジストリには、副レジストラやアシスタント・レジストラ等があり、それらを総称して「レジストラ」と呼ぶ場合もある (注 (184) の「レジストラ」はこの意義)。See SG Courts, *Organisational structure of the Supreme Court*, <https://www.judiciary.gov.sg/who-we-are/role-structure-supreme-court/structure>

裁判所は、制定法による制限に服しつつ、事件会議（*case conference*）¹⁸⁹を含むあらゆる審問（*hearing*）を、電子的方法で行うことができる（RoC O. 3, r. 9）。裁判所への出頭は、裁判所が許可した、電子的方法を含むあらゆる方法で行うことができる（RoC O. 1, r. 3(1)）。

裁判所は、証人尋問を行う場合（ただし、すべての当事者の同意がある場合を除く）や、審問を行うことが制定法上必要とされ、または決定事項が公告の対象である場合を除き、当事者の出頭を免除し、口頭弁論（*oral arguments*）を開かず書面審理により決定を行うことができる（RoC O.15, r.3(3)）。裁判所は、口頭弁論を行わずに判断ができる事項について、手続を全ての当事者に対し適正に行う裁判所の義務との矛盾を生じさせない限り、非同期通信の方式による審理を行うことができる（RoC O.15, r.3(4)）。

民事訴訟における証人尋問は、証人が 18 歳未満の場合、全当事者の明示的同意がある場合、証人が国外にいる場合、または裁判所が司法の利益に適うと認める場合には、映像及び音声の電子的送受信の方法により行うことができる（証拠法 62 A 条(1)(10)）。

なお、2022 年最高裁判所（知的財産権）規則は、知財簡易手続（*Simplified Process for Certain Intellectual Property Claims*）を定めており¹⁹⁰、知的財産権に関し、訴額 500,000 シンガポールドル以下の請求であるか、または当事者全員の同意があり、裁判所が争点の複雑性や当事者の経済的状況を考慮し適切と認める場合には、審理を 2 期日以内に完結することなど同規則による特則が適用されるが、手続のデジタル化についての特別な規定はない。

(iv) eLitigation

eLitigation は、シンガポールの IT 企業 *CrimsonLogic* がベンダーとして開発した、民事訴訟一般事件用のオンライン・プラットフォームである。eLitigation は、法律サービス規制庁（*Legal Services Regulatory Authority*）により免許を付与された法律事務所が登録をすることで利用可能になる。法律事務所のシステム管理者は、所属する弁護士や事務員の職務に応じてアクセス権限を設定し、*Singpass* との紐付けする。弁護士等は *Singpass* の認証により eLitigation にアクセスすることができる。ログインすると自身が関与する事件が一覧表示され、訴えの提起、被告の答弁、判決など、民事訴訟における書類の提出や送達は、すべて eLitigation 上で行うことができる。本人訴訟の当事者など、eLitigation を利用できない者は、裁判所庁舎内のサービス窓口で、書類の提出等を行うことができる¹⁹¹。

eLitigation には拡張機能が逐次追加され、最新技術へのアップデートが行われている。具体的には①*Singpass* アプリ受信箱への送達¹⁹²、②非同期審理用のチャットルーム、③電

¹⁸⁹ 裁判所が手続の進行予定を当事者と協議するために行われる期日である（O.9. r.1）。

¹⁹⁰ *Supreme Court of Judicature (Intellectual Property) Rules 2022, G.N. No. S 205/2022 (Sing.)*.

¹⁹¹ 以上につき、SG Courts, *General Questions, eLitigation*,

https://www.elitigation.sg/layouts/IELS/ELITWebHelp/General_Information/FAQ/General_Questions.htm

¹⁹² SG Courts, *A step-by-step guide for effecting eService via the Singpass app Inbox*, [https://www.elitigation.sg/Documents/Guide-SingpassAppInbox\(ver2\).pdf](https://www.elitigation.sg/Documents/Guide-SingpassAppInbox(ver2).pdf)

子署名サービス (Document Signing Service)¹⁹³、④審問に提出する書類のスマート・バンドル¹⁹⁴、⑤裁判書の真正確認 (ACO: Authentic Court Order) がある。

このうち②非同期審理用のチャットルームは、裁判所が非同期通信を行う期間を設定でき、同期間終了後も通信履歴は事件記録に保存される。ポストがされたことのプッシュ通知は送られない¹⁹⁵。非同期審理は、主に事件管理または手続的事項の協議に利用される¹⁹⁶。また、⑤ACO は、裁判所に認証文言付謄本 (certified true copy) の交付を申請しなくとも、オンラインで、判決等の裁判書の真正な写しを入手・確認できる機能であり、2020年に導入された¹⁹⁷。導入後の判決等の裁判書には電子署名がされ、文字によるアクセスコードとQRコードが記載される。これらのどちらかを入手した関係者 (例えば銀行や政府機関など) は、裁判所に保存されている裁判書の原本のPDFデータをダウンロードすることができる。

(v) CJTS

(a) 対象とする紛争

CJTS は、少額請求審判所 (Small Claims Tribunals)、雇用請求審判所 (Employment Claims Tribunals)、近隣紛争解決審判所 (Community Disputes Resolution Tribunals) 及びハラスメント防止裁判所 (Protection from Harassment Court) が裁判権を有する紛争を取り扱うオンライン・プラットフォームである。以下では別途断りのない限り、少額請求審判所 (以下「SCT」という) の手続につき、少額請求審判所法 (Small Claims Tribunals Act 1984) (以下「SCT法」という) 及び少額請求審判所規則 (Small Claims Tribunals Rules) (以下「SCT規則」という) を参照しつつ述べる。

(b) 手続の基本原則

審判所の主な役割は、紛争の和解的解決を試みることである (SCT法 12条(1))。合理的期間内の和解成立が困難と見える場合は、紛争の実態と事案における正義に照らし法を尊重した判断を行うが、法的形式や法技術に過度に拘束されるものではない (同条(3)(4))。

¹⁹³ SG Courts, *Document Signing Service (DSS), Notices and Announcements*, https://www.elitigation.sg/_layouts/iels/homepage/pages/announcements.aspx

¹⁹⁴ 審問 (hearing) に先立ち、当事者は自らの主張を理由づけるための宣誓供述書 (affidavit) を提出しなければならない。複雑な事件では、主張に関連する箇所は多数の宣誓供述書に分散しているため、当事者は有用と考える宣誓供述書を一纏めの束 (bundle) とするが、裁判所が重要と考える文書とは必ずしも一致しない場合もある。そのため、必要な宣誓供述書に容易かつ迅速にアクセスできる機能である、スマート・バンドル (Smart(er) Bundles) が開発された (シュウ・前掲注(186)80頁)。

¹⁹⁵ SG Courts, *eLitigation Portal FAQ*, https://www.elitigation.sg/_layouts/IELS/HomePage/Pages/PortalFaq.aspx

¹⁹⁶ シュウ・前掲注(186)72頁。

¹⁹⁷ SG Courts, *Authentic Court Orders (ACO)*, [https://www.judiciary.gov.sg/services/e-platforms/authentic-court-orders-\(aco\)](https://www.judiciary.gov.sg/services/e-platforms/authentic-court-orders-(aco))

手続は代理人による追行は原則不可であり（SCT 法 23 条(3)）¹⁹⁸、当事者本人が追行しなければならない。そのため、手続は形式にとらわれないものとされ（SCT 法 22 条(1)）、争点の特定並びに証拠の収集及び提出につき、審判所が職権で補助することが認められている（SCT 法 22 条(2)、28 条(3)）。また、原則として非公開手続であり（SCT 法 24 条(1)）、証拠法は適用されない（SCT 法 28 条(1)）。

審判所は、自ら定めた条件により、手続を電子的方法で行うことができる（SCT 法 25 条(1)）。審判所は、申立て及び事件運営のための電子システムの設置を要するものとし（SCT 規則 8A(1)条）、すべての書式や書類は、電子システムで提出されなければならない（SCT 規則 4 条(1)）。この電子システムに該当するものが CJTS であり、書類の提出や送達にとどまらず、和解的解決のための交渉や調停をシステム上のチャットルームで行うことを特徴とする。

（c）手続の開始

手続は請求の定立により開始するが、請求の定立は規則が定める電子的方法によることができる（SCT 法 15 条(1)(6)）。

手続を開始しようとする者は、CJTS のプラットフォームにアクセスし、利用規約に同意した上で、申立前評価手続（pre-filing assessment）を経る。これは、画面に表示される紛争の種類や内容、当事者、送達先などの質問に順次答えてゆくものであり、申立てに必要な添付書類が教示される。また、管轄や請求額など適法要件の充足に疑義がある場合は、画面上に警告を表示し、検討を促すようにされている。提訴前評価手続の質問に全部答えると、申立前評価番号が付与される。この番号は 7 日間有効である。

CJTS により手続を行う者は、Singpass 等による公的認証を経なければならない（SCT 規則 8B 条）。認証を経てログインすると、CJTS の当事者用ページの画面となり、申立検討中及び係属中の事件一覧が表示される。新たな事件の手続開始を申し立てる際は、審判所と、当該審判所の申立書式を選択する。申立人の情報は、MyInfo により自動的に入力される。また、申立前評価番号の有効期間内に当該番号を入力すれば、申立前評価で入力した内容が申立書に自動的に転記される。さらに、証拠書類の添付（アップロード）、手数料の支払手続（インターネットバンキング、クレジットカード、対面支払いから選択可能）、協議期日（consultation date）の日時の選択（SCT 規則 13 条(1)(a)参照）等を経て、申立てをす¹⁹⁹る。

申立てが完了すると、相手方へ送達すべき事件係属通知書の PDF ファイルをワンクリックで作成することができる。送達は、①交付送達、②最後の知れたる居所、登録住所また

¹⁹⁸ 当事者が法人である場合は、役員に加え、常勤従業員も訴訟追行権を有する。また、シンガポール非居住で滞在できない外国人や、未成年者、弁論能力を有しない者等についても例外が認められている（SCT 法 23 条(2)）。

¹⁹⁹ 以上につき、SG Courts, Filing Claims in CJTS 3-9, 14-26, https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/civil-docs/cjts_guide_to_filing_cdr.pdf

は会計企業規制庁（ACRA: Accounting and Corporate Regulatory Authority）に通知された主たる事業地への受送達者宛書留郵便、③CJTS を通じた方法により行うことができる（SCT 規則 12A(1)(c)）。CJTS からの自動送信による通知を受領した受送達者は、CJTS のウェブサイト Singpass 等の認証によりアクセスし、通知に記載されたワンタイムレファレンス番号を入力することにより、当該事件の申立書や添付書類を閲覧することが可能になる²⁰⁰。

（d）eNegotiation

eNegotiation は、当事者が、CJTS 上のチャットルームにおいて、テキストメッセージを非同期で送受信することにより、和解的解決に向けて自主的交渉を行う手続である²⁰¹。

事件係属通知書の送達を受けた相手方が、Singpass による認証を経て CJTS にログインすると、裁判所への出頭をなるべく少なくするため、eNegotiation による交渉が推奨される旨のメッセージが表示され、相手方が eNegotiation 開始のボタンをクリックすると手続が開始される。申立人の請求に対し、相手方は、請求内容ごとに、請求に同意すること、分割払いを提案すること、金額や支払日につき対案を提示すること、あるいは請求に同意しないことを選択できる。相手方の返答を見て、申立人は新たな提案を行うことができる。また、返答や提案には詳しい根拠などを述べるメッセージを追加することもできる。

提案と返答が 1 ラウンドとしてカウントされ、交渉は 5 ラウンドまで可能である。相手方の投稿があったことは、電子メールまたは SMS で通知される。最終ラウンドでは、双方の主張の間での和解を促すメッセージが表示される。合意が成立した場合、当事者は、交渉経過を保存した上で、合意を Order of Tribunal として記録するか否かを選択できる。これが選択された場合、審判所の審判権の有無、合意内容の適法性、審判所の命令とすることが可能な内容かにつき審判所の確認を経た上で、合意内容は同意命令（consent order）となり、拘束力と執行力を有する（SCT 法 36 条、40 条）。また、申立人は申立ての取下げを選択することもできる。

合意が成立しなかった場合は、当事者は eNegotiation のページに表示される、“Request for eMediation”のボタンをクリックして選択できる。相手方には当該リクエストの通知が自動送信され、相手方が受諾した場合は、eMediation が行われる。相手方が受諾しなかった場合は、eMediation は行われず、審判所における審理に移行する。

²⁰⁰ SG State Courts, *Frequently Asked Questions (FAQ)*, <https://cjts.judiciary.gov.sg/listing/faq>

²⁰¹ 以下につき、SG State Courts, *eNegotiation in CJTS*, https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/civil-docs/cjts_guide_filing_enegotiation.pdf?sfvrsn=49412f9e_2

(e) eMediation

eMediation は、予め調停人が指定した日時に、チャットルームでテキストメッセージを送受信する方法(同期通信)により、調停人が和解的解決のあっせんを行う手続である²⁰²。

予め調停人が指定した日時に、調停人と当事者が CJTS にログインする。調停人は、協議を双方当事者で行うか、一方当事者とのみ行うかを選択でき、当事者によるメッセージも送信も、全員に対して行うか、調停人のみとするかを選択できる。和解のあっせんは、人間の調停人が行うものであり、システムが自動応答するロボット調停人のようなものではないが、システムには調停人による提案や和解案等の生成を支援する機能が実装されている。

当事者間に合意が成立した場合、プラットフォームにより調停の要約が生成されるとともに、協議期日が前倒しされ、アシスタント・レジストラが同日付けの同意命令を作成し、事件は終了する。

(f) 協議期日及び審問

eNegotiation や eMediation で和解的解決に至らなかった場合は、協議期日が行われる。協議期日は、レジストラが主宰し、テレビ会議などの電子的方法で行うことができる(SCT法 18 条(1))。レジストラは、協議期日においても和解のあっせんを試みることや、調停に付することができるが(同 17 条(1)、18A 条)、それらが奏効しなかった場合には、審問期日を指定する(同 19 条(1))。

CJTS は、当事者の審問準備を支援する機能を有する。審問用提出書類(Submission for Hearing) フォームは、請求の概要を簡潔に記入した上で、出来事を時系列で入力し、証人候補者を入力して完成させることができる²⁰³。Hearing Bundle は、当事者が、審判所に提出された証拠書類など、事件記録から自らの主張を理由付けるのに必要な書類を選択し、適宜順番を並び替えて、審問用の 1 通の PDF ファイルを作成することができる機能である²⁰⁴。

審問を主宰し、最終的に命令として判断を行うのは審判所審判官(Tribunal Magistrate)である(同 4 条)。審問期日は非公開で、形式にとらわれず、審判官主導により行われる(同 22 条(1)(2)、24 条(1))。審問は電話、ビデオ通話その他の電子的手段を原則とするが、対面で実施することもできる(同 25 条(1)(2))。証拠は証拠法が定める証拠能力制限の適用を受けず、職権による証拠調べを行うことができる(SCT法 28 条(1)(3))。証拠調べは書証だけでなく、証人尋問を行うこともできる(SCT規則 16 条)。

²⁰² 以下につき、SG State Courts, *Settle a tribunal or protection from harassment dispute online: eNegotiation or eMediation*, <https://www.judiciary.gov.sg/alternatives-to-trial/enegotiation-emediation>

²⁰³ SG Courts, *At Your Small Claims Hearing*, <https://www.judiciary.gov.sg/civil/at-small-claims-hearing>

²⁰⁴ Community Courts & Tribunal Cluster, SG State Courts, *Hearing Bundle Guide*, https://cjts.judiciary.gov.sg/assets/docs/Hearing_Bundle_FE_Guide_V2.0.pdf?v=1.1.9

(g) 命令

審問を経た後、審判所は金銭の支払いや、特定の行為等を命ずる命令を発することができる（SCT法35条(1)）。命令は最終的なものであり、当事者に対する拘束力と、執行力を有する（同36条、40条）。命令につき不服のある当事者は、高等法院一般部に、法的問題、または請求につき審判所が裁判権を有しないことを理由とする場合に、地方裁判所の許可を得て上訴することができる（同38条）。

(3) 行政審判手続のデジタル化

(i) IPOS Digital Hub

IPOS（Intellectual Property Office of Singapore；シンガポール知的財産庁）は、知的財産権の出願、維持管理及び紛争解決（審判）のための総合プラットフォームとして、Digital Hubの運用を2022年に開始した²⁰⁵。Digital Hubのアカウントを利用するにはSingpassまたはCorppassによる認証を要する²⁰⁶。Digital Hubは、特許権、商標権、登録意匠権など登録可能な知的財産権を網羅するが、IPOSが取り扱う審判の件数は、商標登録に対する異議が大多数を占めていることから²⁰⁷、本稿では商標異議手続²⁰⁸を取り上げる。

(ii) 商標異議手続

商標出願が受理され、商標公報に掲載された日から原則2か月以内に、何人も、商標出願に対する異議の通知を、異議の理由を付し、IPOSのレジストラに申し立てることができる（商標法13条2項3項、商標規則29条(1)、30条(1)）。登録の維持を望む出願人は、異議申立人から異議の通知の写しを受領した日から原則2か月以内に、反論書をレジストラに提出しなければならない（商標規則31条(1)）。

²⁰⁵ Digital Hubの以前には、2014年には特許、商標及び登録意匠の出願・登録手続を統合したポータルサイトIP2SGを開設していた。See IPOS, *IPOS: Our Transformation Story: 20 Years of Growth as a Statutory Board 2001-2021*, 23, https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/e96065f0-1897-4d71-8b8f-aa90d4ee3844/ipos_20th-anni-book.pdf

²⁰⁶ IPOS, *IDH Account Creation and Management 4*, <https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/5b164d78-f92f-4819-8cf4-4261e95b0e6a/idh-account-creation-and-management-dec-23.pdf>

²⁰⁷ 2024年の統計によれば、商標異議申立てが405件、商標の無効・取消・訂正手続が101件、特許の審判申立ては1件、登録意匠の審判申立ては0件であった（IPOS, *Statistics 2023-2024*, 15, https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/163247c4-3103-40a0-8469-f666f75fe0e8/statistics-2023-2024_final.pdf

その理由としては、①商標の出願件数が、特許等の出願件数よりも圧倒的に多いこと（前記統計によれば、2024年の出願件数は、商標が55,080件、特許が13,421件）、②特許や意匠の無効を理由としてIPOSでの取消（revocation）手続を申し立てることは可能であるが、実際の事案では裁判所での侵害訴訟における抗弁として争われることが多いことが考えられる（筆者が2025年6月23日にIPOSで実施した対面インタビュー、およびその前後にやり取りした電子メールによる回答内容に基づく（以下「IPOSにおける現地調査」という））。

²⁰⁸ 邦語による解説として、日本貿易振興機構（JETRO）シンガポール事務所知的財産部「シンガポールにおける知的財産の審判等手続に関する調査」31頁（2020）。

当事者間交渉を経ていない事案では、反論書が提出された後、異議手続は一旦停止され、当事者間交渉が促される²⁰⁹。また、IPOS は Web サイトに調停に関する情報を掲載し、調停の利用を推奨している²¹⁰。レジストラは、必要に応じて事件管理会議を行うことができる（同 81A 条(1)）。異議申立人と出願人から証拠が提出された後（同 31 A 条）、レジストラの面前で双方当事者が主張を述べる期日である審問（hearing）が行われる（同 37 条）。レジストラは、未解決事項を検討し、和解の可能性を協議し、または審理のための指示を行うため、審問前に、当事者と審問前レビューを行うことができる（同 36A 条(1)(2)）。

審問終了後、レジストラは決定を行い（商標規則 38 条）、決定書を当事者に送達する。決定に不服がある当事者は、決定から 28 日以内に、高等法院に上訴することができる（商標法 75 条(2)(a)、最高裁知財規則 70 条(2)(a)）。

（iii）デジタル化の状況

レジストラへの書類の提出や送達は、オンラインシステムにより行わなければならない（商標規則 78A 条(2)）。オンラインシステムは、レジストラから当事者、及び当事者間の通知や書類の送信にも用いることができる（同条(3)）。商標異議手続における書類の提出や送達は、基本的に全件が前記の Digital Hub 上で行われており、レジストラによる決定もデジタル文書で作成され、Digital Hub 上で送達される。

事件管理会議や審問前レビューは、ほぼ全件がウェブ会議により行われる。チャットや電子メールによる非同期通信の方法も規則上は可能だが（商標規則 36A 条(8)、81A 条(9)）、そのような例はほとんどない。また、審問はウェブ会議やハイブリッド方式によることも可能だが²¹¹、約半数程度は対面で行われる。証人尋問が行われることは僅少だが、その多くは対面で行われる²¹²。

（4）ADR のデジタル化

（i）WIPO シンガポール事務所

（a）WIPO における ADR

²⁰⁹ IPOS, *Opposing a Trade Mark application filed in Singapore*, <https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/managing-trade-marks/resolve-disputes-overview/opposing-a-trade-mark-application-filed-in-singapore/>

²¹⁰ IPOS, *Mediation*, <https://www.ipos.gov.sg/manage-ip/resolveip-disputes-overview/mediation/>（IPOS における現地調査によれば、調停に付されるタイミングは、反論書が提出された時点や、証拠が提出された時点が多い。）

²¹¹ IPOS 審問調停部の通達は、審問において証人尋問が実施される場合も、ウェブ会議の方式で行うことができるとする。See Intellectual Property Office of Singapore Hearings & Mediation Department, *Compendium of Hearings & Mediation Department Circulars*, 5.2., <https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/1a892ae0-e056-4318-bed7-d539d8033fa0/compendium-of-hmd-circulars.pdf> (last revised Jan .10, 2025).

²¹² 以上につき、IPOS における現地調査。

WIPO は、国際的な知的財産紛争を解決するための ADR 機関として、1994 年に仲裁調停センターを設立した。同センターはジュネーブに本部を置き、仲裁や調停などの ADR サービスを提供する。同センターは、2005 年にオンライン事件管理プラットフォームの運用を開始した²¹³。同プラットフォームは数次のバージョンアップを経て、現在は eADR と称されている。

WIPO は 2005 年にシンガポール事務所を開設した。同事務所は、シンガポール政府との協働により、ASEAN 地域における知的財産権の認知向上や能力開発のための活動を行う拠点であり²¹⁴、ADR に関する活動として、AMP+ (ASEAN Mediation Program ; アセアン調停プログラム)がある。AMP+は、ASEAN 加盟国の国民や法人を当事者とする知財紛争で、ASEAN 加盟国の調停人を選任することなど一定の条件を満たすものにつき、調停の手続費用の援助や、シンガポール事務所の会議室の無償貸与等の便宜を提供するプログラムである²¹⁵。

(b) 仲裁

仲裁手続で行われる通知（仲裁手続開始の通知を含む）やその他の通信の方法は、当事者が速達郵便や宅配便を利用することとした場合を除き、電子メールまたはその他の記録が残る電子的通信手段による（WIPO 仲裁規則 4 条(a)）。

手続の進行協議のための準備会議（preparatory conference）は、手続開始後 30 日以内に行われる必要がある。会議の方式につき、仲裁廷は当事者の意見を聴いて、電話、テレビ電話、オンラインツール、または時間と費用の効率に適う方法により行う（同 40 条）。また、証人尋問や口頭弁論を実施するための審問を行う場合の方式について、仲裁廷は当事者の意見を聴いて、テレビ電話、オンラインツールまたは対面によるかを決する（同 55 条(a)）。

仲裁判断は、仲裁人の署名がある書面によることを要する（同 64 条(b)(d)）。

(c) 調停

調停申立ての方法は、申立人が速達郵便や宅配便を利用することとした場合を除き、電子メールまたはその他の記録が残る電子的通信手段による（WIPO 調停規則 3 条(a)・4 条(a)）。

調停は、当事者の合意した方法で行うことができる。この方法には電話、テレビ電話またはオンラインツールが含まれる。当事者が合意しなかった場合は、調停人が定めた方法

²¹³ WIPO, *WIPO Launches New Tool to Facilitate Party Management of Arbitration and Mediation Cases* (press update Jul. 21, 2005), https://www.wipo.int/pressroom/en/prdocs/2005/wipo_upd_2005_257.html

²¹⁴ WIPO, *WIPO Singapore Office*, https://www.wipo.int/about-wipo/en/activities_by_unit/index.jsp?id=130

²¹⁵ WIPO, *WIPO-ASEAN Mediation Programme (AMP+)*, <https://www.wipo.int/en/web/office-singapore/w/news/2025/wipo-asean-mediation-programme-amp->

による（同 10 条）。当事者間に和解が成立した場合は調停が終了するが（同 19 条(i)）、当該和解は調停手続上で行われることを要するものではない（当事者の署名を要することのみが規定されている）。

（d）デジタル化の状況

IPOS における審判と同様に、WIPO シンガポール事務所が扱う ADR の大半は、商標に関する事件である。手続開始の申立てやその後の書類の提出につき eADR が利用される割合は、仲裁では約 3 割程度であるが、調停では書類のやり取りが仲裁事件ほどは多くないため、eADR はほとんど利用されない²¹⁶。

eADR へのアクセスの認証は、利用者がアクセスする都度、モバイルアプリを介して提供されるユーザー名、パスワード、及びワンタイムパスコードにより行われる。eADR はオンライン・ドケットを有しており、手続主宰者や当事者は書類をシステム上にセキュリティが確立された通信でオンライン提出することができ、手続係属中は事件ファイルとしてオンラインで保管されている書類をいつでも閲覧することができる。また、eADR にはメッセージボード機能があり、メッセージが投稿されると、当該事件の関係者すべてに電子メールによる通知が送信される²¹⁷。

eADR が利用されない事件の大多数では、電子メールが主たる通信手段として利用されている。仲裁判断は、基本的には電子ファイルを電子メールで送信する方法によるが、希望する当事者には、紙の書類での送付も行っている。

仲裁では、準備会議のほとんどはウェブ会議によるオンラインで行われるが、審問は対面で行われることが多く、特に証人尋問が行われる事件ではほとんどが対面による。これに対し調停では、ウェブ会議が対面よりも多く、電話はほとんど用いられない。例えば代理人は対面、当事者本人はウェブ会議で参加するハイブリッド方式も用いられる。なお、シンガポールでは、期日は 1 日のみとして、その日は朝から夕方まで昼食を挟んで 1 日かけて調停を行うプラクティスが広く行われており²¹⁸、WIPO シンガポール事務所における調停も、そのような方法によることが多いとのことである。なお、事件管理会議や調停を非同期通信で行うことはほとんどない²¹⁹。

（ii）シンガポール調停センター

²¹⁶ 筆者が 2025 年 6 月 23 日に WIPO シンガポール事務所で開催した対面インタビューによる聴取内容に基づく（以下「WIPO における現地調査」という）。

²¹⁷ 以上につき、WIPO, *WIPO eADR*, <https://www.wipo.int/amc/en/eadr/wipoeadr/>

²¹⁸ 例えば、シンガポール調停センターにおいては、調停によって解決された事件の 9 割以上は 1 日以内に解決されたとする。

See Singapore Mediation Centre, *About Us: About SMC*, <https://mediation.com.sg/about-us/about-smc/>

²¹⁹ WIPO における現地調査。

(a) シンガポール調停センターの概要

シンガポール調停センター (SMC: Singapore Mediation Centre) は 1997 年に設立された民間の非営利法人であり、裁判所、シンガポール法律アカデミー (SAL: Singapore Academy of Law) 及び法務省の支援を受けている²²⁰。SMC は、調停手続で成立した合意に執行力が付与される、指定調停サービス提供者の指定 (調停法 7 条(1)(a)) を受けている。SMC は、調停以外にも様々な紛争解決サービスを提供しているが、手続がすべてオンライン上で完結する ODR として、通信・サブスク TV・ADR スキーム²²¹と、小売施設賃貸借 ADR スキームを運営している。以下では後者につき概観する。

(b) 小売施設賃貸借 ADR スキーム

シンガポールにおいては、2024 年 2 月に施行された小売施設賃貸借法 (Lease Agreements for Retail Premises Act 2023) により、同法施行日以降に締結された期間 1 年以上の小売施設の賃貸借 (以下「適格賃貸借」という)²²²につき、賃貸人及び賃借人は賃貸借条件検討委員会 (FTIC : Fair Tenancy Pro Tem Committee) が策定した、小売施設賃貸借行動規範²²³を遵守することが義務付けられている (小売施設賃貸借法 6 条(1)、2 条(1))。

小売施設賃貸借行動規範は、賃貸借の主要な条項に関する 11 の原則 (以下「賃貸借原則」という) を定めており、同原則からの逸脱は、同規範が明示的に認める範囲内でのみ許容されており、賃貸人は逸脱に関する申告書を FTIC に提出しなければならない (同 6 条(2))。

適格賃貸借を締結している賃貸人または賃借人は、前記行動規範が遵守されていない場合、通商産業大臣が認可する紛争解決機関に苦情申立てをすることができる (同 9 条(1)(2)・10 条(1))。現在、SMC が認可を受けて小売施設賃貸借 ADR スキームを運営しており、その手続規則 (以下「SR」という)²²⁴の概要は以下のとおりである。

① 申立て

申立ては、原則としてオンライン・プラットフォーム (以下「OPF」という) を通じた電子的方法による (SR3.1.1(i))²²⁵。申立人と相手方は手数料の納付を要する (SR3.1.2、別表

²²⁰ SMC, *supra* note 218.

²²¹ 対象とする紛争は、放送免許を受けた事業者による全国的サブスクリプション TV サービスから生じ、または関連する紛争である。音楽や映像のインターネット配信サービスは対象外である。情報通信メディア開発庁 (IMDA: Info-communications Media Development Authority) は、IMDA が指定するメディア免許事業者と加入者 (subscriber) との間の、メディアサービスの提供に起因または関連して生じる紛争を解決するための紛争解決スキームの認可権限を有しており、指定メディア免許事業者は、同スキームへの参加を義務付けられている (Info-communications Media Development Authority Act 2016, (No. 22 of 2016) s. 65A (Sing.))。

²²² 賃貸借契約、並びにその延長契約および更新契約である。主たる用途が商品の販売やサービスの提供をする施設であり、それらのための事務作業を主たる用途とする施設は含まれない (同法 2 条(1))。

²²³ Code of Conduct for Leasing of Retail Premises (Sing.) (Nov. 2023).

²²⁴ Lease Agreement for Retail Premises Alternative Dispute Resolution Scheme Rules (Sing.) (administered by the SMC) (effective Mar. 2025), <https://mediation.com.sg/wp-content/uploads/2025/03/Lease-Agreement-for-Retail-Premises-Alternative-Dispute-Resolution-Scheme-Rules-19-March-2025.pdf>

²²⁵ 紙の書類の提出による申立ては、OPF を利用できない場合にのみ認められ (規則 3.1.1(ii))、爾後の手続は OPF を使用しない方法で行われる。

A)。手続は弁護士による代理が認められており、使用する電子メールアドレスは認証を要するが、SingPass は使用しない²²⁶。スキーム運営者は、相手方への ADR 申立ての通知を、申立時に申立人が提供した相手方のアドレスへの電子メール送信により行う (SR3.3)。通知を受領した相手方は、5 日以内に、OPF により、ADR 手続に解決を付託するか否かをスキーム運営者に通知しなければならない (SR4.1.1)。

② 調停

適式な申立てを受領した認可紛争解決機関は、調停人名簿から調停人を選任しなければならない (小売施設賃貸借法 11 条(1))。調停は、調停人が当事者の一方とコミュニケーションを開始してから、最長 10 日間行われる。調停は、OPF 上のチャットルームで、テキストメッセージを非同期通信する方法で行われる (SR5.1.3(i))。

調停により合意に至った場合、両当事者は署名がされた書面 (電子署名がされた電子記録も可) に和解条項を記載した和解合意を締結しなければならない (SR5.1.4(i))。和解合意が締結された場合、調停人はその写しを SMC に送付し、これを受領した SMC が当事者に対し OPF 上で手続終了の通知をすることにより、手続は終了する (SR5.1.4(ii))。

調停期間内に紛争が解決されない場合や、調停人が調停成立の見込みがないと認め同期間満了前に調停が終了した場合、調停人は期間満了後 7 日以内に、申立人の指示に従い、OPF 上のチャットルームを通じて、申立人が紛争を裁定に付することを希望するか否かを、運営者である SMC に通知しなければならない。この通知がない場合、ADR 手続は終了する (SR5.1.4(iii))。

③ 裁定

調停を経ても和解合意に至らなかった場合、申立人は裁定人を選任して紛争を審理及び決定するよう、認可紛争解決機関に申請することができる (小売施設賃貸借法 12 条(1))。

申立人と相手方は、裁定の手数料の納付を要する (SR5.2.1, Annex A)。申立人が手数料を納付した日から 7 日以内に、運営者である SMC は裁定人を選任する (SR5.2.2)。裁定は、OPF 上で提出された情報や文書のみに基づいて行われ、証人尋問や口頭弁論は行われない (SR5.2.3)。裁定人は、選任から 14 日以内に、紛争に関する裁定を行い、OP を通じて書面により当事者に通知する。裁定は、当事者に対し最終的なもので、拘束力及び執行力を有する (SR5.2.4)。裁定に対する上訴は認められず、手続の法令違反や、詐欺・贈収賄等の不正の存在等を理由として、高等法院一般部に対する取消手続の申立てができるにとどまる (小売施設賃貸借法 27 条(4)(5))。

²²⁶ 筆者の SMC に対する電子メールによる質問で得られた回答に基づく。

(5) 小括

(i) プラットフォーム

前記の ODR は、いずれも専用に開発されたプラットフォームを使用しているが、開発費用や維持管理費用等は非公開のため、具体的金額等の情報は得られなかった。

(ii) 本人確認方法

裁判所及び IPOS は、シンガポール政府による公的認証である Singpass や Corppass を利用するが、WIPO や SMC ではこれらを利用していない。

(iii) チャットによる手続

裁判所の通常訴訟における審問は、期日に対面またはビデオ会議により出頭する方法により行われる。規則上は、証人尋問を行わない場合に、審問に代えて非同期通信の方式による書面審理を行うことは可能であるが、実際には、非同期通信は主に審問準備段階での手続的事項の協議に利用されている。また、IPOS の事件管理会議や審問前レビュー、及び WIPO の調停や仲裁においては、規則上は非同期通信の方法も可能とされるが、実際にはほとんど利用されていない。

これに対し、CJTS では、当事者間交渉は非同期チャット、調停は同期チャットにより行われる。小売施設賃貸借 ADR スキームでは、当事者間交渉、調停とも非同期チャットにより行われ、裁定に移行した場合も書面審理のみとされ、対面やウェブ会議による審問は行われない。

(iv) 対面で行われる手続

裁判所の通常訴訟や、CJTS における調停不成立後の手続において、審問期日の実施は原則必要であり、対面またはビデオ会議による出頭が可能である。証人尋問は、原則として対面により行われる。また、IPOS の審判においても、ほとんどの事件で、審問は対面またはウェブ会議、証人尋問は対面により行われている。

WIPO の仲裁や調停の期日も、対面またはウェブ会議による出頭が可能であるが、仲裁の審問は対面で行われることが多く、証人尋問が行われる場合はほとんどが対面による。

3. わが国の知財紛争解決への ODR の活用

(1) 考察の視点

ODR 協会報告書は、ODR には①既存の ADR をオンライン化することに加え、②利用者のニーズに合わせて新たに紛争解決の仕組みをデザインするという、2つのアプローチがあると指摘する²²⁷。この指摘を踏まえ、本稿では①の観点から、例えば日本知的財産仲裁センターにおける調停や仲裁など、知財紛争を扱う既存の ADR につき、非同期チャットの活用を中心に、更なるオンライン化を図る上で克服すべき課題につき考察する。

さらに、②の観点から、既存の ADR を前提としない、知財紛争のための新たな ODR の創設についても考察する。ODR に適する紛争は、一般に、①紛争の前提となり得る取引等がインターネット上で行われる場合²²⁸、及び②係争額が低額で定型的な紛争が大量に生じることが想定される分野²²⁹とされる。①については、いわゆるデジタル・プラットフォーム (DPF) の影響力が、昨今増大していることに鑑み、DPF 上の知財紛争を DPF 上で対処する ODR を創設する際の課題について考察する。また、②については、既存の ADR の ODR 化や、DPF 上の ODR で捕捉し切れない小規模な知財紛争 (例えば、DPF を介さずに生じた、中小企業や消費者間の小規模な著作権侵害、商標権侵害、不正競争防止法違反など) を扱う ODR の可能性について考察する。

(2) 既存 ADR の更なるデジタル化

(i) 必要性ないし有用性

一般に、調停に適した知財紛争として、①当事者が柔軟な解決を希望する紛争、②高度な専門技術に関する紛争 (ソフトウェア特許やバイオテクノロジー特許など)、③特定の部分が争点となっている紛争、④内容の秘密保持が求められる紛争、⑤裁判になじまない紛争 (例えば、共同研究の過程で生じた紛争、技術標準の標準化組織内で生じる紛争、大学関係 (特に TLO) で発生する紛争、当事者の秘密が関係する紛争、第三者に知られたくない紛争、職務発明についての紛争、あるいは法的権利の問題はないが一方当事者の行為が他方当事者にとって都合が悪いことに起因して生じる紛争等、裁判になじまない紛争) が

²²⁷ 日本 ODR 協会・前掲注(95)52 頁。

²²⁸ ODR 活性化検討会・前掲注(3)14 頁、山本ほか・前掲注(117)8-9 頁 [沢田登志子発言、羽深宏樹発言]。

²²⁹ ODR 活性化検討会・前掲注(3)14 頁、上田竹志「ODR (Online Dispute Resolution) の活性化」NBL1165 号 12 頁 (2020)、渡邊・前掲注(5) 364 頁。

挙げられている²³⁰。これらの紛争類型は、既存の ADR のアクセスを向上し、時間費用のさらなる低減を図る ODR についても、一般に適していると言えよう。

(ii) 克服すべき課題

(a) プラットフォーム

ODR は、デジタルツール及びオンラインツールを活用した紛争解決手続であり、それらのツールは ODR の本質的要素である。当事者や手続実施者にとっての使い易さ、ADR 機関の事件管理の効率、及び情報セキュリティ確保の見地からは、前記のシンガポールの例のように、専用の ODR プラットフォームを有することが理想的である。しかし、オーダーメイドによる開発は、汎用システムをカスタマイズするとしても、開発や保守管理に多額の費用を要することは想像に難くない²³¹。事件数が少なく、財政基盤が必ずしも潤沢とは言えない我が国の民間 ADR 機関の多くにとっては、現実的な選択肢とは言い難い²³²。

よって、多くの ADR 機関にとっては、当面は電子メール送受信やウェブ会議等の個々のサービスについて、市販のシステムやアプリを利用することが現実的と思われる。オンラインサービスのセキュリティ状況を判断する基準の1つとして、ISMAP クラウドサービスリスト（政府が求めるセキュリティ要求を満たしていることが確認されたクラウドサービスとして登録を受けているもの）への登録の有無は目安となり得る²³³。

(b) 手続開始申立てや手続開始通知等の方法

ADR 法 6 条は、民間紛争解決手続の認証要件を列挙しており、その中には、紛争の当事者が民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること（同 8 号）、同依頼を受けた民間紛争解決機関が、他方の当事者にその旨を速やかに通知し、手続実施を依頼するか意思確認をするための手続を定めていること（同 9 号）、民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること（同 6 号）がある。

民間紛争解決手続の認証を所管する法務省司法法制部が策定した、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」（以下「ADR 法実施ガイドライン」という）は、民間紛争解決機関への手続実施依頼の方式について、書面の要否を含め、具体的な通信手段をどのように規定するかは各機関に委ねている²³⁴。また、ADR 法実

²³⁰ 佐藤雄哉ほか「日本知的財産仲裁センターにおける調停と、裁判所における知財調停」パテント 76 巻 5 号 112-113 頁（2023）。

²³¹ 例えば、カナダ BC 州の CRT は、情報システムおよび技術関係費用として、年間 100 万カナダドル以上を支出している（日本 ODR 協会・前掲注(95)21 頁）。

²³² 山本ほか・前掲注(117)12 頁〔森大樹発言〕。

²³³ 実装・AIWG「ODR 実証事業で明らかになった課題についての更なる検討結果」ODR 推進会議第 7 回資料 3-2（2025）（<https://www.moj.go.jp/content/001435791.pdf>）。

²³⁴ 法務省大臣官房司法法制部「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」（最終改正令和 5 年 11 月 4 日）2(8)（<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr01-08.pdf>）。

施ガイドラインは、手続実施の依頼を受けた民間紛争解決機関から相手方への通知や、民間紛争解決機関から当事者への手続終了の通知等の重要な事項の通知について、「配達証明郵便、電子メールにより送信した上、通知の相手方に到達（相手方が当該メールを受信した上、開封することをいう。以下同じ。）の事実及びその日時を電話等により確認し、その旨を適切に記録化する方法若しくは通知の相手方に到達した旨及びその日時を確認することのできる内容の電子メールを通知の相手方から受信する方法（以下、電子メールによるこれらの方法を単に「電子メールによる重要な通知」という。）又はこれらに準ずる方法により行う。」としており、電子メールを方法の1つとして例示している²³⁵。

また、仲裁法も、仲裁手続開始の通知（仲裁法 29 条 1 項）など、仲裁廷及び当事者間の通知の方法については具体的に規定しておらず、仲裁判断の執行拒絶事由として、仲裁手続における通知の欠缺（同 45 条 2 項 3 号）や、仲裁手続における防御不能（同項 4 号）を規定するにとどまる。日本知的財産仲裁センターは、調停申立てや仲裁申立てをインターネットによる電子的送信の方法によること²³⁶、また重要な事項の通知を電子メールによることを認めている²³⁷。

（c）手続参加者の本人確認

実際に手続に参加する者の確認について、ADR 法においては特段の定めはなく、どの段階でどのように行うかは、各事業者に委ねられている。対面やウェブ会議で行う手続とは異なり、チャットベースの ODR では参加者の顔や声を確認することが想定されないため、本人確認に以下の問題点があると指摘されている²³⁸。①他人が当事者になりすますことが比較的容易であり、一人二役（申立人が相手方になりすます等）も可能であること、②顔写真付きの身分証明書をオンラインで送付等したとしても、本人確認方法として有効に機能しない場合もあること、③手続の途中でメッセージを送受信する者が入れ替わっても察知することが困難であるため、本人確認後に本人の意を受けた第三者がやり取りをするおそれがあること。

これらのリスクを低減する確実性の高い手段は、シンガポールの CTJS で行われているような、公的個人認証の利用である。わが国のマイナンバーカードの公的個人認証サービス（JPKI）は、民間事業者がサービス提供に際し、本人確認に利用することが可能である²³⁹。ただし、ADR 機関によって導入コストの問題があることや、裁判所での訴訟や調停で

²³⁵ 同 2(6)ア。

²³⁶ 日本知的財産仲裁センター調停規則 12 条 1 項、同仲裁規則 17 条 1 項（手続規則の URL は、<https://www.ip-adr.gr.jp/rules-format/>）。具体的には、申立書等をオンラインストレージにアップロードする方法による。

²³⁷ 日本知的財産仲裁センター調停規則 12 条 2 項、同仲裁規則 17 条 3 項。

²³⁸ ODR 推進検討会・第 13 回検討会資料（2021）（<https://www.moj.go.jp/content/001357872.pdf>）。

²³⁹ デジタル庁「民間事業者向け情報：マイナンバーカードで本人の確認を簡単に | デジタル認証アプリ」, デジタル庁ウェブサービス・アプリケーション（<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign/business/>）。

は用いられていないこととのバランス²⁴⁰については検討を要する。

現状では、手続の冒頭で、顔写真付の身分証の写真の送信や、ウェブ会議を使用する場合は、手続参加者に画面上に身分証を提示してもらうなどの方法が考えられる²⁴¹。ただし、特定和解（認証民間紛争解決手続において成立した和解において、当該和解に基づき強制執行ができる旨の合意がある和解）を成立させる期日においては、和解成立時までに本人確認手続をより厳格に実施することが望ましい²⁴²。

（d）チャットによる手続

既存の ADR では、当事者や手続実施者のコミュニケーションは同期かつ対面（ここではウェブ会議等による画面上での対面も含む）を中心とするのに対し、ODR ではチャットルームでのテキストメッセージ送受信によるものがある。

① 手続規則改正の要否

コロナ禍への対応を契機に、国内外の多くの ADR 機関が、調停、仲裁の進行協議や審問期日を、ウェブ会議等の通信手段により、非対面で実施できるよう、手続規則を整備した。調停や審問を、オンラインシステム上のチャットルームでテキストメッセージの送受信により行う方法は、期日における同期通信、すなわち特定の日時を指定し長時間に渡らない範囲で、メッセージに遅滞なくリアクションすべきことを前提に行う方法であれば、現行の手続規則でも実施可能と見られる。しかし、わが国の多くの ADR 機関の手続規則は、調停や審問を特定の日に実施する期日方式を前提にした規定となっており²⁴³、期間方式、すなわちある程度の長さのある一定期間内に即時対応を必要としない前提で行うには、手続規則の改正を経る必要がある。

認証紛争解決事業者は、「その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするとき」は、法務大臣の変更の認証を受けなければならないが、法務省令で定める軽微な変更について認証は不要であり、法務大臣への届出で足りる（ADR 法 12 条 1 項、13 条 1 項 2 号）。法務省令は、「法第 6 条各号に掲げる基準に適合するかどうかについての判断の基礎となる事項に係る変更であって、認証紛争解決手続の業務を行う知識又は能力の減少を伴わず、かつ、紛争の当事者に負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないもの」は、「軽微な変更」とする（ADR 法施行規則 10 条 3 号）。ADR 法実施ガイドラインは、「認証紛争解決手続に係る期日の実施方法について、対面の方法に加えて、ウェブ会

²⁴⁰ 実装・AIWG・前掲注(233)。

²⁴¹ 改正犯罪収益移転防止法施行規則（令和 7 年内閣府ほか省令第 3 号）の 2027 年 4 月施行（予定）により、規則 6 条 1 項 1 号が定める、自然人である顧客の本人特定事項の確認方法のうち、現行規則が定めるホ（身分証撮影＋セルフイー撮影）が廃止されるが、民間紛争解決事業者は、犯罪収益移転防止法が定める「特定事業者」（2 条 2 項）には該当しない。

²⁴² 実装・AIWG・前掲注(233)。

²⁴³ 例えば、日本知的財産仲裁センター調停手続規則 13 条 1 項、仲裁手続規則 21 条 1 項。

議又はテレビ会議（以下、併せて「ウェブ会議等」という）の方法によるものとする変更（期日の参加方法について、当事者において所定の場所に出頭を希望する場合には出頭による方法を選択できるものとした上で、ウェブ会議等の方法により実施される期日の内容が第三者に漏えいすることを防止するため、以下のような規律及び措置を定めている場合に限る。）は、軽微な変更であるとする²⁴⁴。

調停や審問に非同期チャットの方法を加えることについては、ADR 法実施ガイドラインでは述べられていないが²⁴⁵、ADR 認証の所管課によれば、料金変更がなければ「軽微な変更」であり、変更届で足りる旨をウェブサイトに公表している²⁴⁶。

② 非同期チャットに適した場面

非同期チャットによるコミュニケーションは、対面コミュニケーション（ここでは、ウェブ会議による同期コミュニケーションも含む）とは異なる特徴がある。

長所としては、①コミュニケーションを行うに際し時間等の制約が少ないこと、②やり取りが文字で記録に残るため、経過を振り返り、後の手続に利用することが容易であること、③感情を抑え冷静になり、調査や熟慮を経てから返答を行えることなどが挙げられる²⁴⁷。

これに対し短所としては、①表情、声、話し方、ボディランゲージがないことでミスコミュニケーションのリスクが高まること、②信頼関係の醸成が困難で、特に和解のあっせんにおいて当事者の説得が難しくなること、③交渉からの離脱や、メッセージを完全に無視する行動が容易であること、④無断録音や録画によるプライバシーや秘密漏洩のおそれが高くなること、⑤時間の制約なしにレスポンス可能なため、情報過多となり却って紛争を拗らせるおそれがあること、が挙げられている²⁴⁸。

非同期チャットには以上のように長短両面があるため、実際の事件では、紛争類型や具体的事案の性質を踏まえ、同期通信や、対面による方法も含めた様々な組み合わせを慎重に選び使い分ける必要がある²⁴⁹。

例えば前述したシンガポールの実務では、比較的に複雑な事件を扱う、通常訴訟や IPOS の審判、WIPO の eADR では、審問や仲裁、調停にチャットは利用していない。これに対し、CJTS や小売店舗貸借 ADR スキームにおいては、当事者間交渉だけでなく、調停人

²⁴⁴ 法務省大臣官房司法法制部・前掲注(234)7(1)キ。

²⁴⁵ ODR 推進会議の議論によれば、チャットや電子メールによる手続を盛り込んだモデル規定案を、紛争解決事業者向けに公表することを予定している。ODR 推進会議・第7回 ODR 推進会議議事録 18 頁（2025）〔石田委員発言〕
(<https://www.moj.go.jp/content/001439337.pdf>)。

²⁴⁶ 法務省司法法制部審査監督課「より魅力的な ODR（Online Dispute Resolution）の実現を目指して」（2024）
(<https://www.adr.go.jp/wp/wp-content/uploads/9844f1ddc5d8794db7f6a2932511bbb9.pdf>)。

²⁴⁷ Colin Rule, *Online dispute resolution for business : B2B, e-commerce, consumer, employment, insurance, and other commercial conflicts* 64-70, 76 (1st ed. 2002). ①につき山田文「ADR の IT 化（ODR）の意義と課題」法律時報 91 巻 6 号 46 頁（2019）、③につき渡邊真由「ODR の活用に向けた準備と留意点」市民と法 136 号 64 頁（2022）も参照。

²⁴⁸ Rule, *Id.* at 81-84. ①②⑤につき山田・前掲注(247)46-47 頁、①③④につき渡邊・前掲注(247)64 頁も参照。

²⁴⁹ 同旨、山田・前掲注(247)47 頁、渡邊・前掲注(247)64 頁。

による調停においてもチャットが用いられている（CJTS は同期、小売店店舗賃貸借 ADR では非同期）。

小売店店舗賃貸借 ADR スキームは、賃貸借原則違反に係る紛争を対象とするもので、事業者間紛争であるが、争点は比較的明確である。知財紛争についても、同スキームの対象事案のように、争点が比較的明確となる契約上の紛争、例えばライセンス契約や共同研究開発契約の不履行をめぐる紛争については、非同期チャットによる調停が効果的な事例があるものと考えられる。

また、CJTS が対象とする紛争のうち少額請求は市民間の小規模紛争であり、雇用請求は、当事者間の交渉力格差は介在するが、事案類型は不当解雇、不当懲戒など比較的定型性がある。また、近隣紛争やハラスメントは、感情的軋轢により、ウェブ会議も含めた対面手続を躊躇する事案も少なくないと見られる。同期チャットによる調停は、文字のやり取りに限定することで冷静な対応を促すことや²⁵⁰、チャットをする日時を限定することで当事者の心理的負担を軽減すること、またミスコミュニケーションが生じても、調停人が即時に介入し迅速に修正し得るメリットがあると見られる。

これらのように、非同期チャットや同期チャットを主たるコミュニケーション方法とする場合でも、事案の性質や交渉の局面に応じて、ウェブ会議を部分的に使用することが有益な場合もあろう²⁵¹。

（e）証人尋問

仲裁においては、ウェブ会議等のオンラインによる証人等の尋問の功罪が、特にコロナ禍以降論じられている。尋問される証人等が尋問場所に赴く旅費日当については当事者が負担するとしても、移動の負担をかけないことや、それにより証人尋問採用のハードルが低くなることは長所である。

一方、短所として、以下の点が挙げられている²⁵²。①尋問では、供述者の顔色や呼吸の変化、目や手足の動きといった供述者の様子を細かに観察することで信用性を判断してきたが、オンラインでは、そうした細かなニュアンスの看取が難しいこと。②尋問者が同じ空間で証人に直接尋問するのに比べて、反対尋問の効果が薄れること。③オンラインによる尋問では、証人がメモや外部からの助言（例えばスクリーンの別画面、小型のデバイス、イヤホンの片方からの音声など）を受ける不正を行うリスクが高まること。

²⁵⁰ 山田・前掲注(247)47 頁は、クールダウンするために敢えてテキストベースで合意を彫琢することも考えられる旨を指摘する。

²⁵¹ 法務省司法法制部審査監督課・前掲注(246)。山田・前掲注(247)47 頁も、ビデオ会議や対面の併用も検討に値するとする。

²⁵² ①③につき、早川吉尚「コロナ禍の国際商事仲裁・国際民事裁判への影響」国際法外交雑誌 120 巻 1=2 号 295-296 頁 (2021)。②③につき、Christopher David Ruiz Cameron, Virtually the Same? Videoconference Arbitrations and Some Myths and Ethics about Conducting Them, 36 A.B.A. J. LAB. & EMP. L. 479, 481-489 (2022)。(ただし、これらの懸念は「神話」であり、低減ないし解消可能とする立場から言及する。)

これらのうち、①については、仲裁人経験者から、オンライン尋問でも適切なカメラやディスプレイを使用すれば、証人の細かな表情の変化を観察することが、審問室で離れたところから証人を観察するよりも容易であったとの指摘²⁵³や、全米仲裁人協会による仲裁人に対するアンケート調査において、オンライン尋問が証言の信用性評価を難しくすると回答は 20%未満であり、必ずしも実証的裏付を伴っていないとの指摘がされている²⁵⁴。

③については、リスクを低減するための実務運用として、仲裁廷と当事者の協議・合意に基づき、証人が尋問者以外と通信することや、他者と同席ないことを誓約させることや、追加機材（全方位カメラ）を設置するなどの対策が採られている²⁵⁵。

（3）デジタルプラットフォーム上の知財紛争を扱う ODR

（i）デジタルプラットフォーム（DPF）における苦情処理

デジタルプラットフォーム（DPF）は、情報通信技術やデータを活用して第三者にオンラインのサービスの場を提供し、そこに異なる複数の利用者層が存在する多面市場を形成し、いわゆる間接ネットワーク効果（多面市場において、一方の市場におけるサービスにおいて利用者が増えれば増えるほど、他方の市場におけるサービスの効用が高まる効果）が働くという特徴を有するものをいう²⁵⁶。DPFのうち、ソーシャルメディアや動画共有サイトなど情報の流通を主眼とする情報流通プラットフォーム（情報流通 PF）と、商品やサービスの提供に関する情報の表示を常態とする取引デジタルプラットフォーム（取引 DPF）については、それぞれの機能に応じた異なる法規制がされている。

（a）情報流通 PF 対処法が定める侵害防止措置手続

2002年（平成14年）5月に施行された特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）3条1項は、特定電気通信役務提供者、すなわち、インターネットサービスのプロバイダやサーバの管理・運営者（以

²⁵³ 笠井正俊編『研究会 民事訴訟のIT化の理論と実務』318頁〔日下部真治発言〕（有斐閣、2024）。

²⁵⁴ Cameron, *supra* note 252 at 482.

²⁵⁵ 国際商業会議所（ICC）は、仲裁規則運用の実務指針となる通知を發出しており（International Commercial Court, Note to Parties and Arbitral Tribunals on the Conduct of the Arbitration under the ICC Rules of Arbitration）（<https://iccwbo.org/news-publications/arbitration-adr-rules-and-tools/note-parties-arbitral-tribunals-conduct-arbitration/>）、その附属文書である「バーチャル審問に関するチェックリスト」（International Commercial Court, Checklist for a Protocol on Virtual Hearings, <https://iccwbo.org/news-publications/arbitration-adr-rules-and-tools/icc-checklist-for-a-protocol-on-virtual-hearings-and-suggested-clauses-for-cyber-protocols-and-procedural-orders-dealing-with-the-organisation-of-virtual-hearings/>）において、これらを列挙している。また、早川・前掲注(252)299頁は、日本国際紛争解決センターの実務運用として、複数のカメラや高性能のマイクとスピーカーを備えた施設を用意し、証人にはそこで証言するというプラクティスを紹介する。

²⁵⁶ 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（最終改正令和4年4月1日）（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/dpfgl.html>）。

下「プロバイダ等」という)は、自身が情報の発信者である場合を除き、情報の流通により生じた他人の権利の侵害について、権利を侵害した情報の不特定者に対する送信を防止する措置を講じることが技術的に可能な場合であって、かつ、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたか(同項1号)、もしくはこれを知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合(同項2号)でなければ、責任を負わない旨を規定した。また、同条2項は、プロバイダ等が情報の送信を防止する措置を講じたことにより情報発信者に生じた損害について、当該措置が情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、プロバイダ等が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったか(同項1号)、プロバイダ等が情報発信者に侵害防止措置を講ずることへの同意の有無を照会して7日経過しても不同意の申出がなかった場合(同項2号)には、責任を負わない旨を規定した。

同法は令和6年改正²⁵⁷(2025年(令和7年)4月施行)により、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通PF対処法)に改称された。前記の責任制限規定における「他人の権利」には、名誉やプライバシーに加え知的財産権も含まれており、同規定の趣旨を踏まえた権利者やプロバイダ等の行動基準として、著作権関係ガイドライン²⁵⁸及び商標権関係ガイドライン²⁵⁹が策定された。これらのガイドラインは、プロバイダ等が、侵害情報送信防止措置の照会につき情報発信者の不同意申出がなかった場合(同法3条2項2号)でなくとも、速やかに侵害情報送信防止措置(同法2条8号)等の措置を講じることが可能な場合を明らかにしている。

また、前記改正により、総務大臣が指定する大規模特定電気通信役務提供者(大規模PF事業者)²⁶⁰に対しては、侵害情報送信防止措置手続の迅速化及び運用状況の透明化のため、同手続の整備及び公表等が義務付けられている(同法20条ないし28条)。具体的には、①削除防止窓口や手続の整備と公表(22条1項・2項)、②削除申出に対する調査及び一定期間内の判断と申出者への通知(24条、25条、27条)、③削除基準及び削除の実施状況の公表(26条、28条)を内容とする。

以下では、大規模PF事業者が設置する侵害情報防止措置手続の一例として、LINEヤフーが設けている手続を概観する。同社は、情報流通PF対処法が施行される前から、知的財

²⁵⁷ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律25号)。

²⁵⁸ 情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会・著作権関係WG「情報流通プラットフォーム対処法著作権関係ガイドライン〔第3版〕」(2025)(https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/provider_tyosakukenn_20250513.pdf)。

²⁵⁹ 情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会「情報流通プラットフォーム対処法商標権関係ガイドライン〔第2版〕」(2025)(https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/trademark_guideline_20250513.pdf)。

²⁶⁰ 現在指定を受けている大規模PF事業者は、Google、LINEヤフー、Meta Platforms(旧Facebook)、TikTok Pte.、X(旧twitter)、株式会社ドワンゴ、Pinterest Europe Limited、株式会社サイバーエージェント、株式会社湘南西武ホームである(総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html))。

産権侵害のほか、誹謗中傷、偽・誤情報の拡散、プライバシーや肖像権の侵害など、不適切な投稿を広く対象に、情報空間健全性を確保する「コンテンツモデレーション」の仕組みを有している。LINE ヤフーのサービスのうち、大規模 PF 事業の規制対象の事業は、「Yahoo!知恵袋」「Yahoo!ファイナンス掲示板」「LINE オープンチャット」「LINE VOOM」であるが、同規制の対象外の、「Yahoo!ニュース コメント欄」についても対応している。コンテンツモデレーションは、被害者（権利者）の申出だけでなく、第三者からの通報にも対応している。また、サイト運営者の人の目や AI による監視も行なっている。

LINE ヤフーのコンテンツモデレーションは、大規模 PF 事業者に対する規律に準拠するため、①権利の侵害を受けた者からの削除申出について、従来は書面のみで受け付けていたが、オンラインでの申出を可能にした。申出については、7 日以内に対応状況の通知を行うとともに、対応結果についても通知する。②侵害情報専門調査員として、社内外で弁護士を含む 7 名を候補者として選任した。③ユーザーの表現の自由に配慮し、措置の透明性を確保するため、投稿の削除や投稿停止等の措置を行う場合、対象のユーザーに対し個別に措置及び措置理由の通知を開始した²⁶¹。

(b) 取引 DPF 消費者保護法が定める適正確保措置

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（取引 DPF 消費者保護法）は、取引 DPF を利用して行われる通信販売につき、取引 DPF 提供者の協力を確保し、取引 DPF を利用する消費者の利益を保護することを目的とする（同法 1 条）²⁶²。

同法は、インターネット通販サイト及びオークションサイト一般を「取引デジタルプラットフォーム」として（2 条 1 項）、これを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため講ずべき措置の努力義務を定める（3 条 1 項）。その中には、「当該取引デジタルプラットフォームにより提供される場における販売業者等による商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示に関し当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者から苦情の申出を受けた場合において、当該苦情に係る事情の調査その他の当該表示の適正を確保するために必要と認める措置を講ずること」がある（同項 2 号）。

この措置について内閣総理大臣が定める指針（同条 3 項）は、望ましい取組の例として、①消費者からの苦情の申出の受付（購入後に限定せず、疑義情報の通報という形式等により購入前の苦情の申出も受け付ける）、②関係者への照会（特に商品の安全性や知的財産権

²⁶¹ 以上につき、LINE ヤフー「情報流通プラットフォーム対処法に基づく大規模プラットフォーム事業者の指定と新たな規律への対応について」(https://www.lycorp.co.jp/ja/feature/sid_initiatives_250729.pdf)。

²⁶² 他方で、DPF 提供事業者と、商品等提供利用者（出品者）間の苦情・紛争解決手続については、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（特定 DPF 取引透明化法）が規律する。同法は DPF に出品等を行う事業者の利益保護を主眼とする（1 条参照）。

の侵害等のリスクが高い商品等について、製造業者、ブランドオーナー、権利者等にスムーズに照会できる仕組みを整える）等、③不適正な表示が行われた場合の、利用規約に基づき状況に応じた比例的な制裁、が考えられるとする²⁶³。

大手取引 DPF の多くは、第三者（権利者）と、DPF を利用する事業者（出品者・侵害者）の間の知的財産権紛争について、「知的財産権保護プログラム」「権利者保護プログラム」等の名称の苦情処理手続を運営している²⁶⁴。以下では一例として、LINE ヤフーが運営する Yahoo!オークション、Yahoo!フリマ及び Yahoo!ショッピングにおける、「Yahoo! JAPAN 知的財産権保護プログラム」を概観する²⁶⁵。

同プログラムは2種類の手続を有する。プログラム A は、知的財産権者が侵害品の出品を発見した場合に、その都度、知的財産を有すること、及び侵害があったことを証明できる資料を添付して、ウェブフォームから削除依頼を申告する方法である。LINE ヤフーは、受領した申告ごとに、必要に応じて出店者・出品者への通知、反響を加味しながら、利用規約などに基づいて対応を決定する²⁶⁶。一方、プログラム B は、事前に LINE ヤフーに対し権利者であることを申請し登録した知的財産権者が、侵害品の出品を発見した場合に、ウェブフォームから削除依頼を申告する方法である。対象となる知的財産権侵害は、著作権、商標権、パブリシティ権及び育成者権のうち、判例などにより法的評価が既に確立している侵害形態に限定されている。登録した知的財産権者が削除依頼の申告をすると、LINE ヤフーは、申告の内容、出品の状況等を照らし合わせ侵害の有無を確認し、対応を決定する²⁶⁷。両プログラムとも、規約上、LINE ヤフーが対象出品物を削除する義務を負うものではなく、権利者は LINE ヤフーの決定に異議を述べず、訴権を行使しないこととされている。

(ii) DPF 上の ODR の必要性ないし有用性

(a) 既存の DPF 規制による対応の限界

前記のとおり、情報流通 PF 及び取引 DPF とともに、知的財産権者が DPF 事業者に対し侵害の通報や申出をし、侵害コンテンツや商品の削除措置などの対応を得ることが可能な手

²⁶³ 内閣府「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第3条第3項に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者が行う措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針」（令和4年5月2日内閣府告示第66号）（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/digital_platform/）

²⁶⁴ 独立行政法人日本貿易振興機構知的財産課「ECサイトにおける模倣品対策を講ずるための基礎情報調査考察レポート」3-4頁（2024）によれば、調査対象サイトは、すべて何らかの形で知的財産権保護プログラムを有していた。申請方法は、①登録型プラットフォーム申請方式（略称：登録型 PF 申請方式）、②WEB フォーム申請方式、③メール等申請方式に分かれるが、いずれもオンラインによる申立てを可能としている。

²⁶⁵ Yahoo! JAPAN「Yahoo!JAPAN 知的財産権保護プログラムのご紹介」（<https://business-ec.yahoo.co.jp/ppip/>）。

²⁶⁶ Yahoo! JAPAN「Yahoo!JAPAN 知的財産権保護プログラム プログラム A」（https://business-ec.yahoo.co.jp/ppip/program_a.html）。

²⁶⁷ Yahoo! JAPAN「Yahoo!JAPAN 知的財産権保護プログラム プログラム B」（https://business-ec.yahoo.co.jp/ppip/program_b.html）。

続を儲けている。しかし、これらの手続は、情報発信者や出品者が利用規約に違反して掲載したコンテンツや商品について、DPF 事業者が利用規約違反の有無を調査し、違反を認定した場合に規約に基づく削除等の対応を行うものであり、知的財産権者と被疑侵害者との紛争（侵害責任の有無）は、直接の判断対象ではない。

すなわち、情報流通 PF 対処法が定める侵害情報送信防止措置手続において、侵害情報発信者は同手続の当事者ではなく、大規模 PR 事業者から調査の一環として意見聴取を受ける場合や、送信防止措置がされた後に、事後的に異議申立てができる場合があるにとどまる。また、取引 DPF 消費者保護法が定める適正確保措置は、知的財産権者による申出が措置に至る契機となるが、被疑侵害者である出品者はやはり当事者ではなく、意見聴取を受ける場合があるにとどまる。

これらの手続は、DPF 上で知的財産権やプライバシー権等の侵害があった場合に、権利者を迅速に救済するという目的には叶っている。例えば、偽ブランド品による商標権侵害や、海賊版による著作権侵害などの典型的事案では、DPF からの削除で当面の目的は達せられ、権利者と被疑侵害者との間で損害賠償等の紛争が残る場合は、DPF 外の ADR や訴訟による解決に委ねられることになる。

前述のように ADR についてはデジタル化が進展し、民事訴訟 IT 化の全面的施行も 2026 年 5 月に予定され、これらの手続の利便性は大幅に向上している。しかし、DPF 上での操作で完結する手続と比べるとギャップは大きく、権利者にとっても被疑侵害者にとっても、DPF 上の知財紛争を DPF 上で扱う ODR は、一考に値すると思われる。

(b) Amazon.com の APEX

Amazon.com, Inc. (以下「アマゾン」という) が運営する米国市場向け E コマースサイトである Amazon.com も、知的財産権保護プログラムを有しており、知的財産権者から侵害の通知を受けたアマゾンは、当該出品の削除等の措置を講じることができるが、それとは別に、APEX (Amazon Patent Evaluation Express) と呼ばれる、特許権侵害の中立的評価プログラムを設けている²⁶⁸。同プログラムは、特許権侵害の疑いがある商品が Amazon.com に出品されている場合に、特許権者がアマゾンに出品の削除を求めることができる手続である。この手続を利用するには、特許権者は Amazon.com の販売者としてブランド登録をしていることを要する。対象となる特許権は、米国実用特許 (utility patent) に限られ、デザイン特許 (design patent) や、米国以外の特許権は対象としない。また、特許権について係争中の訴訟がある場合、Amazon.com は、その訴訟が完了するまで手続の不開始や停止を決定することができる。

APEX の手続を開始するには、特許権者である販売者は、ブランド登録のダッシュボー

²⁶⁸ Amazon Patent Evaluation Express (APEX) program, Amazon.com Seller Forum, <https://sellercentral.amazon.com/seller-forums/discussions/t/03705c02-af92-400b-96a9-fbe3a2833497>

ドから、「新規違反の報告」を選択し、侵害内容を簡潔に説明することを要する。アマゾンがこの報告を評価し、承認すると、被疑侵害者とされた販売者に対し、手続への参加を求める。販売者は1から2週間以内に応答する必要がある。

販売者が APEX への参加に同意すると、アマゾンは中立的な評価人を選任する。中立的評価人は、特許侵害訴訟の経験を有する特許弁護士が依頼されることが多い。特許権者と販売者の双方が、評価人に 4,000 米ドルをエスクロー（第三者預託）する。

特許権者は、特許侵害の主張についての準備書面、販売者は非侵害の主張についての返答の書面を提出することを要する。特許権者は返答に対する再反論を提出することができる。特許権者は、評価の対象とする単一のクレームを特定しなければならない。また、販売者は、原則として非侵害のみを主張できる。無効主張は **on-sale bar**（販売による新規性喪失。米国特許法 102 条(a)(1)）についてのみ可能である。証拠の適格を有するのは製品リスト、マニュアル、製品の写真など公開情報に限定され、リバースエンジニアリングや、専門家の証言等を証拠にすることはできない。

評価人は、「製品がクレームを侵害している可能性が高い（more likely than not）」か否かを判断する。販売者が勝訴した場合、訴えられた製品は Amazon.com における出品が維持され、評価者は販売者に 4,000 米ドルを返金する。特許権者が勝訴した場合、アマゾンは販売者の製品を削除し、評価者は特許権者に 4,000 米ドルを返金する。

APEX による評価は最終的なものではなく、当事者が侵害の有無を後日裁判所で争うことは妨げられず、APEX による判断は裁判所を拘束しない。

(iii) 克服すべき課題

(a) 非弁行為規制との関係

アマゾンが APEX のサービスを提供できる背景として、米国における非弁行為禁止の範囲が、わが国とは異なることに留意する必要がある。米国において、法曹資格の付与等は州法の所管事項であり、わが国でいう非弁行為に相当する、権限なき法律事務（ULP: **unauthorized legal practice**）の規制は、各州の州法、州最高裁判所規則や弁護士倫理規程（多くの場合、州最高裁判所規則として定められる）に委ねられている²⁶⁹。全ての州が、法律実務（**practice of law**）を行う主体を弁護士に限定するが、「法律実務」の範囲について統一された見解はなく、明確な定義規定の有無や、取締の方法（刑事罰、州政府機関による民事手続、私人による民事手続など）は州ごとに様々である²⁷⁰。

²⁶⁹ 武士侯敦「アメリカにおける非弁問題の位相：パラリーガルを中心として（1）」福岡大学法学論叢 47 巻 1 号 107-114 頁（2002）、石田京子「米国における権限なき法律事務の取り締まりー Franklin v. Chavis, 640 S. E. 2d 873 (S.C. 2007) を手掛かりとして」臨床法学セミナー7号 121 頁（2009）。

²⁷⁰ NCSC, *Modernizing Unauthorized Practice of Law Regulations to Embrace AI-Driven Solutions and Improve Access to Justice* 11-14 (2025).

Amazon.com におけるサービスは、ワシントン州法を準拠法とする。同州は、裁判所一般規則 24 条が、「法律実務」の一般的な定義に加え、「法律事務」に該当しない行為を具体的に列挙しており、それらの中には、調停や仲裁等の ADR で中立的立場を務めることが含まれる²⁷¹。また、他州はワシントン州法のような明文の例外規定を有しないが、ULP 規制の中核として想定する行為は、当事者を代理する立場から法的判断を提供することであり、ADR を中立的立場で実施することは、原則として ULP に該当しないとする判例や学説が主流である²⁷²。

これに対し、わが国の弁護士法 72 条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定する。この規定は、「非弁行為の禁止」と呼ばれる。

「報酬」は、法律事件に関する法律事務取扱や、その周旋に支払われる対価であり、現金に限らず物品や供応を受けることや、第三者から受け取る場合も含む²⁷³。そのため、取引 DPF 事業者が、利用者間の紛争につき、それ自体は無料のサービスを提供する場合でも、利用者から手数料等を受領する場合には、報酬目的が認定される可能性がある。例えばネットオークションでは、落札した場合に落札額や落札個数に応じた手数料を、出品者から徴収している。また出店型の EC ポータルサイトでは、出店料、システム利用料、システムサービス利用料等の名目で出店者から料金を徴収しており、これらは間接的に対価関係のある金銭と認定される可能性がある。また、DPF 事業者が外部の ODR 事業者に対価を支払い、DPF の利用者や購入者に無料で当該サービスを利用させる場合も、ODR 事業者の提供するサービスが報酬目的とされる可能性ある²⁷⁴。

「法律事件」の意義につき、通説は、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、または新たな権利義務関係を発生させる案件をいうと解している²⁷⁵。また、「鑑定」は法律上の専門知識に基づいて法律事件について法律の見解を述べること、「仲裁」は当事者間の紛争を仲裁判断によって解決すること、「和解」は争っている当事者に互いに譲歩を求め争いを止めさせること、をそれぞれいう²⁷⁶。

以上を前提にすると、DPF 事業者が、出品者間の知財紛争について裁断型や調整型の

²⁷¹ Wash. GR 24 (b)(4).

²⁷² 「ADR 主宰者等に関する主要国の資格制度等の比較 概要」第 23 回 ADR 検討会資料 23-5 (2003) (https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/kentoukai/adr/dai23/23gaiyou.html)。ただし、法的助言や法的文書(和解書等)の作成は、法律事務に該当得るとする見解も示されている。

²⁷³ 日本弁護士連合会調査室編『条解弁護士法』643-644 頁(弘文堂、第 5 版、2019)。

²⁷⁴ 垣内秀介「ODR の健全な発展に向けた法制度上の課題」NBL1175 号 25 頁(2020)。

²⁷⁵ 東京高判昭和 39 年 9 月 29 日高刑集 17 卷 6 号 597 頁。

²⁷⁶ 日弁連調査室編・前掲注(273)653 頁。

ADR を運営することは「仲裁」や「和解」に該当するし、そのような個別具体的事案につき中立的評価を提供することは「鑑定」に該当することになる。

(b) 現行法下で可能なプレ ADR としての ODR

報酬を得る目的で仲裁、和解や鑑定をすることは非弁行為として禁止されるが、「他の法律に別段の定めがある場合」はこの限りではない（弁護士法 72 条但書）。これに該当する例として、仲裁法に基づいて行われる仲裁や、ADR 法上の認証を受けた民間紛争解決業務がある²⁷⁷。

さらに、法の明文がなくとも、正当業務行為として違法性が阻却される場合があるかについては議論がある。最三小判平成 14 年 1 月 22 日民集 56 卷 1 号 123 頁は、弁護士法 73 条が定める、業としての権利の譲受と実行の禁止違反について、「弊害が生ずるおそれがなく、社会的経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる場合」には同条に違反するものではないとの解釈を示した²⁷⁸。この理が弁護士法 72 条にも妥当するとすれば、DPF 事業者が自己の提供するサービスの利用者間で生じる紛争について和解の仲介手続を提供するような場合、必ずしも他人の法律事件にみだりに介入して関係人の利益を損なうといった弊害を生じさせるものではなく、違法性が阻却される余地は十分にあり得る²⁷⁹。しかし、弁護士法 72 条違反は刑事罰の対象となっており、DPF 事業者としては、グレーゾーンのままだでは事業化を躊躇せざるを得ない。

そこで、現行法の範囲内で可能なプレ ADR について検討すると、例えば DPF 事業者が、サイト上のチャットルームなどによるオンラインの協議・交渉の場を開設するが、交渉に実質的に関与しないのであれば、「和解」に該当しないと解される。また、当該サイト上で、一般的な法情報（法令の内容、裁判例情報、その他の統計情報、法律に関する文献情報、法令の一般的な解釈などの一般的な法的意見など）を提供すること²⁸⁰も、弁護士法 72 条の「和解」には該当しないと解される²⁸⁰。他方、例えば、当事者に対し定型的な解決案の選択肢を提示するような機能を実装すると、「和解」に該当するおそれがある²⁸¹。

(c) 非弁行為規制に関する立法論

弁護士法 72 条に関しては、法務省大臣官房司法法制部が令和 5（2023）年 8 月に公表した「AI 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72 条との関係につ

²⁷⁷ 日弁連調査室編・前掲注(273)653 頁。

²⁷⁸ 最三小判平成 14 年 1 月 22 日民集 56 卷 1 号 123 頁。

²⁷⁹ 以上につき、垣内・前掲注(274)26 頁。

²⁸⁰ ODR 活性化検討会・前掲注(3)22 頁。山田文「デジタル社会における ODR の意義—取引プラットフォームを中心に」千葉恵美子編『デジタル化社会の進展と法のデザイン』627 頁（商事法務、2023）は、取引 DPF における利用事業者と消費者間の紛争につき、この旨を指摘する。

²⁸¹ 垣内・前掲注(274)26 頁。

いて」²⁸²（以下「司法法制部ガイドライン」という）により、弁護士法 72 条違反とされる場合とされない場合について、いくつかの典型例が示された。学説では、司法法制部ガイドラインにより疑義の解消が図られたことは評価しつつも、同条の立法趣旨に照らし、そもそも通常の企業法務を非弁行為規制の対象とすべきでないことが指摘され²⁸³、米国での UPL に関する議論を参考に、規制のあり方を再検討する必要性が提唱されている²⁸⁴。

わが国では、紛争当事者の代理だけでなく、「和解」「仲裁」「鑑定」といった紛争解決手続の主宰も、非弁行為禁止の中核にあたる行為類型とされている²⁸⁵。米国においては、認証や認定を経た専門職（給源は法律家に限定されない）としての調停人による民間調停が広く普及していることなど前提が異なるため、わが国の非弁行為規制の対象から紛争解決手続の主宰を除外することは、現実的でないように思われる。仮に立法論的検討を行うとすれば、弁護士法 72 条自体に手を入れるのではなく、後記IV 4（3）（ii）で述べるように、AI による紛争解決支援の実装も視野に、ADR 法による認証とは異なる、ODR に関する新たな認証制度を設け²⁸⁶、その中で、DPF 事業者が利用者間の紛争解決を行うことを、一定の要件下で可能とすることを検討すべきものと考えられる。

ただし、その際には、DPF 事業者は純粋に中立的な第三者とは異なる地位にあることに留意する必要がある。情報流通 PF 事業者はコンテンツ掲載者と権利者間の知的財産権侵害の紛争につき、また取引 DPF 事業者は出品者と権利者間の知的財産権侵害の紛争につき、争いの対象となる権利義務の直接の主体ではない。しかし、情報流通 PF 事業者、取引 DPF 事業者ともに、知的財産権を侵害するコンテンツや商品の掲載を続けると、知的財産権侵害の責任を負う可能性があり²⁸⁷、他方で侵害がないのに掲載を削除した場合には、利用事業者に対する契約違反または不法行為の責任が生じる可能性がある。すなわち、知財紛争につき、情報流通 PF や取引 DPF は直接の相手方ともなり得ることから、全く利害関係のない第三者とみることは困難である²⁸⁸。そのような地位に鑑みると、利用者間の知的財産紛争について仲裁のような終局的判断を行うことは適切ではなく、APEX プログラムのように外部の評価人による中立的評価や、外部の調停人による調停を試みるにとどめるのが穏当と思われる。

²⁸² https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00134.html

²⁸³ 小塚荘一郎ほか（座談会）「AI時代の法務と司法制度」ジュリスト 1608 号 55 頁〔石田京子発言、平野温郎発言〕（2025）。

²⁸⁴ 石田京子「リーガルサービスの規制と技術革新」慶應法学 52 号 49 頁（2024）。

²⁸⁵ 小塚ほか・前掲注(283)56 頁〔小塚発言〕。

²⁸⁶ 垣内・前掲注(274)26 頁は、「広義の ODR に関する新たな認証制度」の検討の必要性を指摘する。

²⁸⁷ 情報流通 PF 対処法は、本文中で前述のとおり、ISP に不法行為による損害賠償責任が生じ得ることを前提に、これを制限する特則を規定したものである。プロバイダに対する差止請求の可否については、ISP が直接侵害者に該当するかにつき議論があるが、本稿では立ち入らない。

²⁸⁸ 本文の記述は、垣内秀介「デジタルプラットフォーム取引における紛争解決上の課題」消費者法 13 号 37-38 頁（2021）、及び山田・前掲載注(280)627 頁における、取引 DPF における商品出品者と購入者間の紛争に関する指摘を、利用事業者間の知的財産権侵害の事案に引き直したものである。

(4) 少額知財紛争 ODR

(i) 必要性ないし有用性

DPF 上の知的財産権侵害につき ODR が将来創設されたとしても、前述の限界ゆえに終局的解決に至らない事案が生じ得る。また、DPF のシェアや存在感は今後も高まると見込まれるが、DPF 外での知財紛争も依然として起こり得る。既存の ADR の利便性も、前記(2)で述べた諸点の実現により利便性・簡便性が更に向上する余地はあるが、例えば個人間や中小企業間の小規模な著作権侵害や商標権侵害の紛争のように、事案が比較的複雑でなく係争額が小さい案件については、オンラインでの非同期通信を基本とした簡便な ODR 手続を創設することにより、司法アクセスの向上を図る余地がある。

(ii) 克服すべき課題

(a) 運営主体

ODR はオンラインシステムが不可欠であり、専用のプラットフォームの開発や維持管理には相応の費用を要する。少額紛争を扱う ODR においては、受益者である当事者に費用負担を求めるとしても係争額に見合った廉価に設定する必要があるところ、手数料収入のみで運営費用を支弁することは現実的に不可能であり、民間機関が独力で実装することは難しい²⁸⁹。従って、少額知財紛争を扱う ODR の運営主体としては、民間機関よりも公的機関が適しており²⁹⁰、裁判所が最適と見られる。

裁判所が少額知財紛争を扱う ODR を運営するとしても、プラットフォーム、手続準則及び運営組織を、知財紛争のためだけに整備することは現実的ではない。ODR の活用が期待される分野は、少額紛争一般や、家事事件など、知財紛争以外にも多々存在する²⁹¹。よって、システムや手続準則は、さまざまな紛争類型に共通のものとして整備し、必要に応じてカスタマイズして用いることが、効率性や発展性に優れていると思われる。実例とし

²⁸⁹ 山本ほか・前掲注(117)12頁〔森大樹発言〕は、独立系の ADR は安定した収入基盤を欠き。また業界団体や士業 ADR は運営費について困窮することないが、新しいことを始めるためのコスト負担は難しい場合もある。独自の ODR プラットフォームを開発できる可能性のある ODR はごく少数であると指摘する。

²⁹⁰ この点は、ODR 黎明期の米国において既に指摘されていた (Brian A. Pappas, *Online Court: Online Dispute Resolution & the Future of Small Claims*, 12 *UCLA J.L. & Tech.* 1, 8 (2008)) は、少額請求裁判所はオンライン化に最も適しているとする)。本邦における指摘として、渡邊真由「民事紛争解決手続のデジタル化・AI 化—ODR の社会実装のあり方に関する考察「フリーランス・トラブル 110 番」を事例として—」情報法制研究 15 号 36 頁 (2024) は、諸外国の ODR の潮流は「公的機関が関与し、持続可能な制度を設計して、利用者の負担を最小限に抑える形で法的サービスを提供するという方向に転換している」と指摘する。また、山上淳一「ODR を国民に身近なものにするための基本方針の策定に向けて」法律のひろば 2022 年 2 月号 8 頁 (2022) も、ODR の推進に当たっては、司法型 ADR 等との連携にも常に配慮すべきとする。

²⁹¹ 渡邊・前掲注(290)35-36 頁は学校と生徒および保護者間のトラブル、私事性的画像被害、メタバース空間でのハラスメントを、渡邊・前掲注(5) 372 頁は、労働関係紛争や賃貸借契約をめぐる紛争を挙げる。

て、BC 州裁判所の CRT は、少額紛争、区分所有不動産に関する紛争、自動車人身事故に関する請求など、様々な種類の紛争につき事物裁判権を有し、少額紛争として著作権侵害に関する紛争が扱われた実例²⁹²がある。また、シンガポールの CJTS は、少額請求審判所（ただし、知財紛争に関する事物裁判権を有しない²⁹³）、雇用請求審判所、近隣紛争解決審判所及びハラスメント防止裁判所が共通のプラットフォームを使用している。

なお、少額紛争 ODR を管轄する裁判所は、完全にバーチャルなものとするとも考えられるが、後述のように、通常訴訟手続に移行可能な手続とするのであれば、簡易裁判所の管轄とすることが穏当と思われる²⁹⁴。

（b）少額訴訟手続との関係

わが国には、現行民事訴訟法制定時に創設された少額訴訟手続が存在する。少額訴訟手続は、訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を対象とし（民訴法 368 条 1 項）、原則として 1 回の口頭弁論期日で審理を完結し（同 370 条 1 項）、弁論終結後直ちに判決を言い渡す（同 374 条 1 項）。少額訴訟の判決を不服とする当事者は、同判決に対し控訴はできず、異議申立てにより通常訴訟手続による再審理を求めることができる（同 378 条 1 項 2 項、379 条 1 項）。

民事訴訟法 IT 化改正の立案過程では、簡易裁判所の特則を設けるべきか議論されたが²⁹⁵、結局特則は設けられず、少額訴訟手続についての改正も行われなかった。すなわち、少額訴訟手続においても口頭弁論期日の実施は必要であり（同 87 条 1 項）、当事者は口頭弁論期日や和解期日にウェブ会議で参加することができるが（同 87 条の 2 第 1 項）、チャットによる文字通信は事実上の連絡手段にとどまる²⁹⁶。換言すると、チャットによる同期または非同期通信で期日を実施することはできない。

少額訴訟手続の立法趣旨は、「複雑困難でない金銭の支払請求を目的とする訴えについて、一般市民が訴額に見合った経済的負担と時間、労力で効果的な解決を図ることができるように、手続をできる限り簡易かつ迅速化したもの」と位置付けられていた²⁹⁷。少額訴訟手続の新受件数は、施行直後は順調に増加し、平成 15 年改正（平成 16 年（2004 年）4

²⁹² Bjørnsen v Sharpe, 2020 BCCRT 1425; Derek Mailhiot (dba The Junk Guy) v 1095148 BC Ltd, 2020 BCCRT 945; Pereira v Hirsch Creek Golf and Winter Club et al, 2018 BCCRT 136; Mullett v. Frigon, 2023 BCCRT 1116. *But see also* 316633 B.C. Ltd. v. Windsor-Martin, 2022 BCCRT 979 (CRT は知財紛争に関する事物裁判権を有しないとした。)

²⁹³ SCT 法 5 条(2)(b)により、下級裁判所 (State Courts) が事物裁判権を有しない請求（注(184)で述べたように、知財事件については高等法院が専属的裁判権を有するので、これに該当する）を扱うことはできない。

²⁹⁴ 同旨、安永祐司「口頭手続を排斥した書面手続の拡大・創設可能性」法律時報 1195 号 31 頁 (2023)。なお、民事訴訟法上、特許権等に関する訴えも、簡易裁判所の事物管轄に属する訴えは、地方裁判所のみならず、簡易裁判所も競合的に管轄を有する（特許法 6 条 2 項）。

²⁹⁵ 法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会第 5 回会議・議事録（2020）
(https://www.moj.go.jp/shingi/shingi04900001_00035.html)。

²⁹⁶ 笠井編・前掲注(253)270 頁〔橋爪信発言〕。

²⁹⁷ 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』386 頁（商事法律研究会、1996）。

月施行)²⁹⁸により訴額の上限が30万円から60万円に引き上げられたこともあり、新受件数は平成17年度には23,584件を記録した。しかし、同年度をピークに今日まで減少傾向が続き、令和6年司法統計では7,186件にまで減少している²⁹⁹。

この数値を評価するに際しては、民事訴訟件数全体が、平成21年度(2009年度)(いわゆる過払金ブームのピークとされる)をピークに減少傾向が続いているという潮流を念頭に置く必要があるが³⁰⁰、一般市民の情報通信環境が、少額訴訟制度創設時と現在で全く異なることにも着目すべきように思われる。すなわち、少額訴訟制度が創設された1996年(平成8年)当時は、家庭でのパソコン普及率は約3割³⁰¹、携帯電話(当時は音声通話のみ)の世帯普及率はPHSと合わせても約3割程度³⁰²であり、インターネットは一般向け商用接続サービスが1993年に開始されたばかりの黎明期であった³⁰³。これに対し現在では、スマートフォンによるインターネット接続が広範に普及し、官民の様々なサービスを、スマートフォン上のブラウザやアプリから利用できる状況となっている。

このような情報通信環境の変化を前提に、少額訴訟制度創設の理念をアップデートするのであれば、ODR化の観点が不可欠のように思われる。私見は、簡易裁判所における通常訴訟手続や少額訴訟手続は当面維持するとしても、それらとは異なる「オンラインの特性をいかした非常に思い切った簡易迅速な手続の導入」³⁰⁴を検討すべきものとする。以下は、このような視座からの立法論的試論である。

(c) 手続の基本設計

① 手続構造

少額紛争の解決手続は、当事者の自治的解決を可及的に重視することが、当事者の時間や費用負担の軽減、及び解決の実効性から見地からは望ましい。よって、手続の最初は当事者間の交渉に委ね、これが不調である場合には第三者による和解のあつせん、それも不効奏であった場合に判断を行う、という手続構造によるべきものと思われる。CRTやCJTSの手続構造も、当事者間交渉、調整型、裁断型と段階的に移行する3段階型である³⁰⁵。

²⁹⁸ 民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成15年法律第108号)。

²⁹⁹ 最高裁判所「令和6年司法統計年報(民事・行政編)」6頁
(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/shihotokei_nenpo/index.html)。

³⁰⁰ 「裁判所データブック2025」34-35頁(2025)(https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/databook2025/db2025_212.pdf)
によれば、第一審民事通常訴訟事件の新受件数は、地方裁判所では、平成20年は199,422件、令和6年は141,526件。簡易裁判所では平成20年は551,875件、令和6年は421,615件である。

³⁰¹ 学研教育総合研究所「小学生白書30年史」
(https://www.gakken.jp/kyouikusouken/whitepaper/30history/chapter2/02.html?utm_source=chatgpt.com)。

³⁰² 「平成8年度通信利用動向調査」(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR199600_001.pdf)。

³⁰³ JPNIC(一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター)「インターネット歴史年表」JPNICアーカイブス(<https://www.nic.ad.jp/timeline/>)。

³⁰⁴ 法制審・前掲注(295)[垣内委員発言]は、一つの魅力的なアイデアとして検討に値する旨を述べる。同旨、町村泰貴「ODRの現状とIT化された民事司法への影響」法律のひろば76巻4号62頁(2023)。

³⁰⁵ 国際標準化機構(ISO)が採択したODRに関する国際的スタンダード(後記IV4(2))も、これらの3段階により構成されるべきとする(ISO32111.2025 paras 6.5, 6.6, 6.7)。

裁断型手続については、少額訴訟手続のように特別の訴訟手続として設計することも考えられる。しかし、仮に口頭弁論を必要とせず、裁判所と当事者のみが閲覧可能なチャットルームでの文字通信のみで判決をする手続とすることは、憲法 82 条が定める裁判公開の原則、及び民訴法 87 条 1 項が定める必要的口頭弁論の原則に抵触する。よって、口頭弁論を任意的とするのであれば、裁判の形式は判決ではなく決定として制度設計する必要があり、決定は既判力を有しないが、執行力は認めるべきである³⁰⁶。

② 手続主宰者

簡易裁判所裁判官は、3 年以上、法曹や大学の法律学の教授又は准教授の職にあった者が任命適格を有するが（裁判所法 44 条）、これに該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て任命されることが出来る（同 45 条）。実際は、長年裁判所書記官の職にあった者が、裁判所法 45 条により選任される者が大多数を占める³⁰⁷。このことから、幅広い世代の裁判官がいる高等裁判所や地方裁判所とは異なり、高い年齢層に偏っていることが特徴である。

少額紛争 ODR の手続を、システム上のチャットの文字情報のみで進めるものとした場合、対面を基本とする簡易裁判所の通常訴訟とは異なるノウハウやテクニックが必要とされる。一般に IT 技術への親和性は若年であるほど高いことから、少額紛争 ODR を主宰する者は、簡易裁判所判事とは異なる給源に求めるのが理想的である。

しかるところ、簡易裁判所の民事調停事件では、5 年以上の職務経験を有する弁護士を給源とする、任期付非常勤職である民事調停官がある（民調 23 条の 2 第 1 項、3 項、4 項）。民事調停官は、民事調停事件において裁判官が行うものとして規定されている職務を行うことができる（民調 23 条の 3 第 2 項）。

私見は、少額紛争 ODR においては、民事調停官を手続主宰者とすべきであると考え。少額紛争 ODR は口頭弁論を行わず、手続の実施に地理的な制約はないので、知財のような専門分野の知識経験を有する弁護士が、本業の傍ら民事調停官として執務することも比較的容易となる。とはいえ、特にチャットによる調停は、対面調停とは異なる環境であることから、通常の ADR での調停人としての研修に加え、チャットによる当事者とのコミュニケーションについての研修も必要になると思われる³⁰⁸。

③ 弁護士代理の可否

CJTS は、当事者本人による手続追行を原則とし、弁護士等による代理が認められるのは

³⁰⁶ 安永・前掲注(294)30 頁。

³⁰⁷ 令和 4 年の簡易裁判所判事の任命状況（「弁護士山中理司のブログ」(<https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2024/04/最高裁が参議院法務委員会に提供した資料その4.pdf>) に、情報公開請求により入手された資料として掲載）によれば、同年中に任命された 52 名のうち、裁判所法 45 条により裁判所書記官から任命された者は 42 名である。

³⁰⁸ 山田・前掲注(116)18 頁は、ODR での和解仲介は、ADR での和解仲介につき一定のクオリティを備えた者が実施することを前提とするものであり、ODR の研修のプログラムを組むにおいてもまず ADR の研修を検討し、体系的なプログラムとすることが望ましいとする。

裁判所が特別に許可を与えた場合等に限られる³⁰⁹。また、CRT も当事者本人による手続追行を原則とし、弁護士等による代理が認められるのは裁判所が特別に許可を与えた場合等に限られる³¹⁰。ただし、自動車人身事故に関する紛争や、私事性的画像削除請求では、弁護士による代理が権利として認められる³¹¹。他方、BC 州以外の北米各州の少額訴訟手続について見ると、本人による追行を原則とする州はカリフォルニア州、ケベック州など比較的少数にとどまる³¹²。

わが国の少額訴訟手続では、訴訟代理人による訴訟追行が許されていることや、後述するように通常訴訟への移行を緩やかに認めるとすれば、少額紛争 ODR においても訴訟代理人による追行を禁止しないことが妥当と考えられる。

(d) 具体的な手続

① 手続の開始

CRT においては、Solution Explorer により、画面上に表示される選択肢や質問に順次答えていくことで、申立てを完了することができる（前記Ⅱ 1. (2) (ii) (c) ②参照）。また、CJTS においても、申立前評価手続が設けられており、画面に表示される質問に順次答えていくことで、申立てを完了することができる（前記Ⅲ 2. (2) (v) (c) 参照）。

わが国の民事訴訟法では、訴えの提起は、訴状を裁判所に提出する方法で行うものとされ、(民訴法 134 条 1 項)、当事者及び法定代理人、請求の趣旨及び原因が訴状の必要的記載事項とされる（同条 2 項）。他方で、簡易裁判所の特則として、口頭での訴えの提起（民訴法 271 条）、請求の原因に代えて紛争の要点を明らかにすること（同 272 条）が認められている。簡易裁判所においては簡略な方法による提訴を許容し、当事者の負担軽減を図ろうとしたこれらの制度趣旨を推し進め、少額紛争 ODR についても、CRT や CJTS のように、システムが予め準備する選択肢や質問に順次答えていく方法により、訴えの提起を完結できることを特則で認めるべきものとする。

② 通常訴訟手続への移行

CRT においては、被告が CRT で手続を行うことに異議がある場合、州下位裁判所（Provincial Court）に対し、CRT による審理判断を禁じる命令を申し立てることができる。この命令が発令されるのは、CRT が裁判権を有しない場合、または CRT が審理判断することが司法の利益及び公正に反する場合に限られるが、後者は CRT が専属的裁判権を有する

³⁰⁹ SCT 法 23 条(2)(3)。

³¹⁰ Civil Resolution Tribunal Act, S.B.C. 2012, c. 25, §. 20(1)(2) (Can.).

³¹¹ *Id.* § 20.1.

³¹² Cal. Civ. Proc. Code § 116.530; Code of Civil Procedure, CQLR c C-25.01, art. 542. *See also* Michigan Compiled Laws 600.8408(1); Neb. Rev. Stat. § 25-2803.

場合³¹³には発令できない³¹⁴。また、CJTS においては、事件が他の裁判所によって取り扱われるべきと判断した場合、いつでも他の裁判所に移送することができる（SCT 法 7 条）。

わが国の少額訴訟手続においては、被告は通常の訴訟手続に移行させる旨の申述を行った場合や、裁判所が少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めた場合には、通常訴訟手続に移行する（民訴法 373 条 1 項・2 項・3 項 4 号）。わが国においては、少額訴訟手続との均衡の見地から、少額紛争 ODR についても、被告の申出や裁判所の職権により、通常訴訟手続に移行可能とすべきであろう。

③ 当事者間交渉

民事訴訟の当事者が、訴訟に係る紛争の解決について期日外で交渉することはしばしば見られるが、手続外の事実上の行為であり、訴訟記録には残らない。民事訴訟法上、期日外の当事者間のやり取りにより行われる手続として、当事者照会（民訴法 163 条）や、提訴前照会（民訴法 132 条の 2、132 条の 3）があるが、これらの手続における照会と回答も、当事者が書証として提出しない限りは、訴訟記録には残らない。

裁判所が設営するプラットフォーム上のチャットルームで行われる当事者間交渉の手続は、裁判所が提供するリソース上で行われ、交渉経過が記録に残るという点において、既存の民事訴訟手続にはない新しい方式の手続となる。ただし、この記録は当事者と調停人のみ閲覧可能とし³¹⁵、判断者からは閲覧不可にすべきものとする（詳細は後記④を参照）。

④ 調停

裁判所が審理判断に至る前段階において、調停手続が行われる手続として、労働審判手続がある。労働審判手続においては、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試みるものとされている（労働審判法 1 条）。調停は、審判手続を主宰する労働審判委員会³¹⁶により適宜行われる。また、民事訴訟の受訴裁判所は、事件を調停に付し、管轄する裁判所に処理させまたは自ら処理することができる（民調 20 条 1 項）。管轄裁判所が調停を行う場合、同裁判所の調停委員会により調停が行われるが、自ら行う場合、調停委員会の構成員である調停主任は、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する（民調 20 条 3 項）。家事審判手続が係属する裁判所が、事件を調停に付し自ら調停を行う場合も、同様に、家事審判が係属する裁判所の裁判官 1 名が調停委員会に加わる（家事事件手続法 274 条 4 項）。このように、わが国では、裁判所に係属する訴訟や審判事件につき行われる調停に、裁判官が調停委員会の構成員として加わることが認められており、調停が不調となり訴訟や審判を続行する場合に、同裁判官が構成員である裁判体や審判体が判断を行うことは禁じら

³¹³ 対人賠償の強制保険につき定める、BC 州の自動車保険法に基づき、保険者が行う給付資格の有無の判断や、軽傷に該当するか否かの判断は、CRT が専属的裁判権を有する（CRT Act §.132(2)(a), 131(1)(a)(b)）。

³¹⁴ CRT Act §. 16.1(1)(2)。

³¹⁵ CRT では、交渉終了後も、当事者は交渉の経過を閲覧可能である。CJTS では、どちらかの当事者が選択すれば、交渉経過は記録に保存される（筆者の CRT に対する電子メールによる質問で得られた回答に基づく）。

³¹⁶ 裁判官から任命される労働審判官 1 名と、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者から任命される労働審判委員 2 名で構成される（労働審判法 7 条ないし 9 条）。

れていない。

他方、民間型 ADR において、手続主宰者がまず調停人として調停を行い、これが不調であった場合に仲裁人として仲裁を行う手続は、Med-Arb（調停人による仲裁）と呼ばれる。この手続は、調停と仲裁を別々の者が主宰するのにならべ、当事者が同じ主張を繰り返す必要がないため効率的とされるが、調停が不調となった場合の仲裁を慮る当事者は、不利益な事実を認めることや、譲歩を提供することなどが難しく、調停が空洞化するおそれや、仲裁人が調停段階のコーカスで得た情報を判断の基礎にした場合、相手方には反論の機会がないことなど、手続の公正さが損なわれることが問題として指摘されている³¹⁷。Med-Arb 手続の適法性や当否の評価は国によって、また当事者や紛争の性質によっても異なるとされるが、これは英米法圏において、当事者間において和解による紛争解決を目的になされた書面や口頭でのやり取りは、原則としてその後の訴訟手続において証拠として利用することができないとする、without prejudice ルールと呼ばれる判例法理³¹⁸の存在も背景にあると見られる。

ODR や商事仲裁において調停と仲裁を連続的に行う場合は、調停人と仲裁人を同一の事物が務めることや、調停手続で得られた情報を仲裁に利用することは、当事者の同意がない限り禁止することが多いようである。例えば CRT では、ファシリテーションを行うケースマネージャーと、最終判断を下す審判官 (Tribunal Member) は別の人物であり、Facilitation での交渉内容は、審判官は開示されない³¹⁹。全ての当事者が同意した場合、ケースマネージャーは、審判体に対し最終命令について勧告を行うことができる³²⁰。また、ケースマネージャーが審判官である場合、すべての当事者の同意があれば、ケースマネージャーが審判体として行為をすること、または追加の審理を経ずに決定を行うことができる³²¹。また、日本知的財産仲裁センターにおいて、調停人は、調停事件に関する事実または調停事件を通じて知り得た事実を、他に開示または利用することは禁じられる（同センター調停規則 14 条 1 項）。また、当事者は、他の当事者の同意がないかが調停において他方の当事者及び調停人から提出された主張、見解または提案を、訴訟手続または仲裁手続において証拠とすることは禁じられる（同条 2 項）。

このような ODR や商事仲裁の例に鑑み、少額紛争 ODR においても、調停と決定段階の審理は別の人物が主宰し、当事者間交渉や調停で得られた情報を決定の判断材料に用いないことを原則にすべきものとする。

³¹⁷ 山本＝山田・前掲注(6)421 頁。

³¹⁸ without prejudice rule に関する邦語文献として、川嶋隆憲「イギリスの Without Prejudice ルールについて」熊本法学 132 号 1 頁 (2014)。同ルールは、調停人を介して行われる和解交渉にも適用があると考えられている (同 33 頁)。

³¹⁹ Civil Resolution Tribunal, *What Is Facilitation?*, CivilResolutionBC.ca, <https://civilresolutionbc.ca/help/what-is-facilitation/>

³²⁰ CRT Act §. 28(1).

³²¹ CRT Act §. 29.

⑤ 決定

CRT での審問は、原則書面審理とされ、通常はオンラインシステム上で行われる³²²。CRT は関連性があり必要かつ適切と認める証拠を採用することができるが、証拠は原則として電子的形態による³²³。当事者は口頭審問をケースマネージャーに申し立てることができるが、口頭審問を行うか否かはケースマネージャーの裁量による。口頭審問は電話またはビデオ会議を原則とし、対面で行われるのは司法の利益のために必要な例外的場合に限られる³²⁴。口頭審問においては、当事者尋問や証人尋問を行うことができる³²⁵。

わが国では、口頭弁論や証人尋問を希望する場合には、少額訴訟手続を利用する選択肢があることから、審問は CRT のようにオンラインシステム上の書面審理を原則とし、口頭弁論や尋問による証拠調べは例外的な場合に限定すべきものとする。

⑥ 不服申立

CRT では、決定に対し司法審査の申立てをすることができるが³²⁶、CRT が専属的裁判権を有する請求や、専門的知見を有するとみなされる請求に関する決定については、事実認定、法律判断、裁量の行使いずれについても、厳格な審査基準が適用される³²⁷。かつては、不服のある当事者が異議申立て（notice of objection）をし、再審理（new trial）を求めることができたが、2022 年改正により廃止された³²⁸。また、CJTS では、終局命令についての不服申立ては、審判権の欠缺または法的問題についてのみ、地方裁判所の許可を得た上で、高等法院一般部に上訴することが可能である（SCT 法 38 条(1)(2)）。他方、異議申立てにより、通常の民事訴訟手続による再審理を行う制度は設けられていない。

わが国の少額訴訟手続では、判決に対し控訴することはできず（民訴法 377 条）、異議申立てにより判決を失効させ、通常の訴訟手続による再審理を受けることができる（同 378 条 1 項・379 条 1 項）。また、異議後の判決に対する控訴は禁止され、憲法違反を理由とする特別上告のみが可能である（同 380 条）。この趣旨は、簡易迅速な紛争解決の理念を実現するための規律とされるが、裁判を受ける権利（憲法 32 条）を侵害しないかについては、①憲法 32 条は裁判を受ける権利を保障した規定であるが、裁判所の組織・審級・権限については憲法 81 条の制限があるだけで、その他は立法政策上の問題であること、②当事者は少額訴訟手続の利用を強制されるわけではなく、手続選択権を付与されていることから、憲法上の問題はないと解されている³²⁹。

³²² CRT Standard Rules 9.1(2)(3).

³²³ CRT Act, §. 42(1)(3).

³²⁴ CRT Standard Rules 9.1(4)(6).

³²⁵ CRT Act, §. 42(1)(b).

³²⁶ *Id.* §. 56.6(1).

³²⁷ *Id.* §. 56.7.

³²⁸ 終局性を弱めることや二重審理等の問題点が指摘されていた。See Rebecca Dickson, Does the Notice of Objection Mechanism Available to Civil Resolution Tribunal Small Claims Parties Enhance Access to Justice?, 54-1 UBC L. Rev. 119 (2021).

³²⁹ 松浦馨ほか『条解民事訴訟法』1872 頁〔加藤新太郎〕（弘文堂、第 2 版、2011）、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅶ』254 頁（日本評論社、2016）。

少額紛争 ODR について、通常訴訟手続の選択権を少額訴訟手続と同様に認めるのであれば、不服申立てについても少額訴訟手続に平仄を合わせて異議のみを認め、異議後の判決については控訴を禁止し³³⁰、特別上告のみを認めるものとすべきである。

³³⁰ 安永・前掲注(294)30 頁。

IV. ODR に対する AI による支援

1. はじめに

本章では、最初に、AI による紛争解決支援の可能性につき、AI のリスクと限界に着目しつつ概観する。次に、AI の支援による紛争解決の現状について、先駆的な諸外国の状況を³³¹、特にブラジルの裁判所における AI の活用に着目しつつ概観する³³²。これらを前提に、わが国の ODR に対する AI による支援がどこまで可能かにつき考察する³³³。考察の対象は、紛争解決手続を主宰する判断者や仲介者の業務に関するものに限定し³³⁴、当事者や代理人弁護士の準備活動（主張書面や証拠の作成など）は対象としない。

AI については、総務省と経済産業省が、「AI 事業者ガイドライン」（第 1.0 版は 2024 年 4 月、第 1.1 版は 2025 年 3 月）を公表している³³⁵。このガイドラインは、AI を活用する事業者（政府・自治体等の公的機関を含む）が AI の社会実装及びガバナンスを共に実践するための、非拘束的なソフトローである³³⁶。また、2025 年 9 月に施行された、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 新法）³³⁷は、AI 関連技術の研究開発及び活用に関する基本理念（3 条）を定めるとともに、国（4 条）、地方公共団体（5 条）、研究開発機関（6 条）、活用事業者（7 条）、国民（8 条）に対し、それぞれの責務を規定する。活用事業者の責務としては、「自ら積極的な AI 関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努める」とともに、国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない旨が規定されている。

他方、EU では、EU AI 規則³³⁸が 2024 年 8 月に発効し、2025 年 2 月から段階的に施行されている（113 条）。同法は、禁止される行為を明記し（5 条）、違反に対する金銭制裁（99

³³¹ 外国の裁判所等における AI 活用の状況に関する邦語文献として、薦田淳平「裁判所で使われる人工知能（AI）」判例タイムズ 1513 号 16 頁（2023）、福田剛久『IT・AI 時代の民事訴訟』231 頁（日本評論社、2025）。

³³² 司法分野における AI 活用は、試験運用や開発中のものも含めると、更に多くの国や地域で行われていると見られるが、本稿で紹介する例は、筆者の能力の限界及び紙幅の制約により網羅的でないことにつき、ご海容を乞う。

³³³ ODR 推進会議においては、「ODR における AI の活用可能性」として、後述する AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）を参照した上で、「AI 活用の課題・リスク」、「AI 活用の留意点」及び「考えられる対応策」が整理されている（「ODR における AI の活用可能性」第 7 回 ODR 推進会議資料 3-1(2025) (<https://www.moj.go.jp/content/001435790.pdf>)。生成 AI 出現後の状況を前提に、裁判における AI 活用を論じたものとして、松尾剛行「司法の AI 化と法—統治機構の機械化と法研究の一環として—」Law&Practice18 号 155 頁（2024）、福田・前掲注(331)274 頁。

³³⁴ 例えば裁判における音声の文字起こしや翻訳も AI 活用の例ではあるが、本稿ではこれらは対象とせず、純粋な事件管理・運営や判断業務に対する支援に限定する。

³³⁵ 「AI 事業者ガイドライン」経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html)。

³³⁶ 総務省＝経済産業省「AI 事業者ガイドライン〔第 1.1 版〕」2-3 頁（2025）。

³³⁷ 令和 7 年法律 53 号。

³³⁸ Regulation 2024/1689 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 Laying Down Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act), 2024 O.J. (L 1689).

条)を有するハードロー規制である。同法には域外適用規定³³⁹があり、わが国においても注目を集めているが、紙幅の制約により網羅的な概観は行わず、必要に応じ参照するにとどめる。

2. AIによる紛争解決支援の可能性

(1) AI技術の発展

第2次AIブームでは、人間の知識や思考プロセスを、コンピュータが理解可能な記号と論理規則により表現する演繹型の **symbolism approach** が主流であり、ルールベース推論 (**rule-based reasoning**) は初期のエキスパートシステムの代表的な手法であった³⁴⁰。

これに対し第3次AIブームでは、ビッグデータと機械学習の進化により、帰納型の **connectionism approach** が主流となったが³⁴¹、生成AI出現以前のもは、予測型 (**predictive**) AI と呼ばれる。予測型AIは、教師あり学習 (**supervised learning**) によって構築された、特定の結果を予測するよう設計されたタスク特化型のシステムである³⁴²。教師あり学習とは、正しい出力が人間により予め付されたラベル付データセットを使用した機械学習手法である³⁴³。

第4次AIブームを牽引する生成AIは、ユーザーのプロンプトや要求に応じてテキスト、画像、動画、音声、ソフトウェアコードなどのオリジナル・コンテンツを作成できるシステムである³⁴⁴。訓練に用いるデータセットには人間により付されたラベルはなく、データから黙示的なラベルを自動的に生成し学習する、自己教師あり学習 (**self-supervised learning**) ³⁴⁵によって構築され、特定のタスクに特化していないことが、予測型AIとは異なる特徴である³⁴⁶。

³³⁹ 設立や所在がEU域内にあるAIシステム導入者だけでなく、AIシステムをEU域内で市場に投入し若しくはサービスを開始する提供者 (**provider**) や (2条1項(a))、AIシステムによる出力がEU域内で使用される、AIシステムの提供者および導入者にも適用される (同項1c))。

³⁴⁰ ルールベース推論の対概念である事例ベース推論 (**case-based reasoning**) は、与えられた問題に類似する過去の事例を利用して解を導く推論方法である。ルールベース推論と事例ベース推論の関係につき、西村友海「法的判断への人工知能の応用と、法学にとってその意義」法学政治学論究 124号 168-172頁 (2020)。

³⁴¹ 科学技術振興機構 研究開発戦略センター「科学技術未来戦略ワークショップ報告書：深層学習と知識・記号推論の融合によるAI基盤技術の発展」1-2頁〔福島俊一〕(2019)。(<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2019/WR/CRDS-FY2019-WR-08.pdf>)

³⁴² Jennifer Wang, Andrew Selbst, Solon Barocas & Suresh Venkatasubramanian, Distinguishing Predictive and Generative AI in Regulation, arXiv:2506.17347, sec.2.1 (2025), <https://doi.org/10.48550/arXiv.2506.17347>

³⁴³ Ivan Belcic & Cole Stryker 「教師あり学習とは」IBMウェブサイト (<https://www.ibm.com/jp-ja/think/topics/supervised-learning>)。

³⁴⁴ Cole Stryker & Mark Scapicchio 「生成AIとは」IBMウェブサイト (<https://www.ibm.com/jp-ja/think/topics/generative-ai>)。

³⁴⁵ Dave Bergmann 「自己教師あり学習とは」IBMウェブサイト (<https://www.ibm.com/think/topics/self-supervised-learning>)。

³⁴⁶ Wang, *supra note* 342, at sec 2.2.

(2) 大規模言語モデル (LLM)

生成 AI の基盤モデル (foundation model) とは、複数の異なる種類の生成 AI アプリケーションの基盤となるモデルであり、中でも自然言語処理に特化した生成 AI が、大規模言語モデル (LLM: Large Language Model) である³⁴⁷。

LLM では、ユーザーが、さまざまな分野に関する質問を、自然言語で「プロンプト」として指示すると、自然言語による出力が返ってくる。これを表面的に見ると、人間との対話とほとんど違いがないようにも見えるが、人間の言語学習が社会的・対人的・経験的文脈の中で行われるのに対し、LLM は膨大なテキストデータの統計的分析に基づいて構築されるという違いがある。

すなわち、LLM は、トークン (単語、サブワード、あるいは文字) の統計的分布を大規模コーパス (テキストの集合) から学習する生成的数学モデルである。換言すると、LLM は与えられたテキストに対して、学習データにおける後続語の統計的確率に基づき応答を生成するものであり、生成する出力が一見正確で整合性があり知識を持つように見える場合でも、その根底にある作動は純粹に数学的・統計的であり、「知識」「信念」「理解」に基づくものではない³⁴⁸。

(3) AI のリスクと限界

(i) 不透明性あるいは説明・解釈不可能性

AI が「ブラックボックス」であること、すなわち AI の不透明性や説明・解釈不可能性は、LLM の基盤をなす深層学習モデルである、深層ニューラルネットワーク (DNN: Deep Neural Network) について既に指摘されていた。DNN はビッグデータを用いて訓練され、そこから抽出される数百万に及ぶ特徴ベクトルのそれぞれに付与された重みを総合的に計算し、最終的な出力を決定する。その決定過程を単純化して説明しようとするれば、正確性・具体性・詳細性は低下することになるし、決定過程をそのまま報告しようとするれば、意味的な複雑さ、膨大な量、抽象的なデータ表現のために、説明として意味をなさないことになる³⁴⁹。

³⁴⁷ Cole Stryker 「LLM (大規模言語モデル) とは」 IBM ウェブサイト (<https://www.ibm.com/jp-ja/think/topics/large-language-models>)

³⁴⁸ Pejman Peykani et al., Large Language Models: A Structured Taxonomy and Review of Challenges, Limitations, Solutions, and Future Directions, 15-14 Applied Sciences 8103 (2025), <https://doi.org/10.3390/app15148103>

³⁴⁹ Roman V. Yampolskiy, Unexplainability and Incomprehensibility of Artificial Intelligence, arXiv:1907.03869 (2019), <https://doi.org/10.48550/arXiv.1907.03869>

法的推論において、人間の判断者は、特定の事件に法をどのように適用したかの理由を説明し、当事者や公衆に提供することで、不服申立てや検証の機会を保障している。深層学習による予測型 AI について、不透明性や説明・解釈不能性は、司法分野での利用に致命的な欠点であり、司法の公平性、質及び信頼性の低下をもたらすおそれがあると指摘されていたが³⁵⁰、これは生成 AI についても当てはまる³⁵¹。RAG (Retrieval-Augmented Generation; 検索拡張生成。後記 (iii) 参照) を採用した場合には、参照した外部の情報源が明示されるが、情報の取捨選択過程が完全に可視化されるのではなく、依然ブラックボックスとしての性質は残る。

(ii) バイアスの再生産

機械学習による AI は、訓練用データからパターンや関連性を学習するため、生成結果はデータの品質に依存する。すなわち、訓練用データに人種、ジェンダー、民族、文化的傾向といったバイアスが含まれていると、それらを学習し、反復強化するおそれがある³⁵²。これを是正する方法として、訓練用データの品質の監査を行うとしても、データの量や種類の膨大さ故に困難を伴う³⁵³。また、AI が生成した結果につき人間が事後的にフィルタリングすることや、人間のフィードバックによる強化学習 (RLHF: Reinforcement Learning from Human Feedback) などの方法があるが、十分にバイアス除去できない、計算コストが過大になるなどの難点があり³⁵⁴、深層的バイアス、すなわち統計構造としての偏りは完全には除去できないとされる³⁵⁵。

(iii) ハルシネーション

ハルシネーション (hallucination) は、LLM が入力されたプロンプトと矛盾する、訓練データから論理的に導けない、または現実世界の事実と矛盾する出力をすることを指す³⁵⁶。

³⁵⁰ Richard M. Re & Alicia Solow-Niederman, *Developing Artificially Intelligent Justice*, 22 *Stan. Tech. L. Rev.* 242, 262–65 (2019). 同旨、町村泰貴「民事裁判における AI の活用」*法律時報* 91 卷 6 号 52 頁 (2019)、長島光一「AI による裁判の支援と代替の可能性」*法学教室* 523 号 13-14 頁 (2024)。

³⁵¹ Nydia Remolina & David Uriel Socol de la Osa, *Artificial intelligence at the bench: Legal and ethical challenges of informing—or misinforming—judicial decisionmaking through generative AI*, 6 *Data & Policy* e59-56 (2024), <https://doi.org/10.1017/dap.2024.53>

³⁵² Solon Barocas & Andrew D. Selbst, *Big Data’s Disparate Impact*, 104 *Cal. L. Rev.* 671, 672 (2016); Christopher Slobogin & Megan T. Stevenson, *Algorithmic Risk Assessment and the Double-Edged Sword of Youth*, 96 *Wash. U. L. Rev.* 681, 685 (2018); Sandra G. Mayson, *Bias In, Bias Out*, 128 *Yale L.J.* 2218, 2224 (2019).

³⁵³ Le Cheng & Xiuli Liu, *Unravelling Power of the Unseen: Towards an Interdisciplinary Synthesis of Generative AI Regulation*, 1-1 *Int’l J. Digit. L. & Gov.* 29, 43 (2024).

³⁵⁴ Zichao Lin et al., *Towards trustworthy LLMs: a review on debiasing and dehallucinating in large language models*, 57 *Artificial Intelligence Rev.*, article# 243, 14-17 (2024), <https://doi.org/10.1007/s10462-024-10896-y>

³⁵⁵ Emily M. Bender et al., *On the Dangers of Stochastic Parrots: Can Language Models Be Too Big?*, in *Proc. 2021 ACM Conf. on Fairness, Accountability, & Transparency* 610, 614–15 (2021).

³⁵⁶ Maher Dahl et al., *Large Legal Fictions: Hallucinations in Legal Large Language Models*, 16 *J. Legal Analysis* 64, 67–68 (2024).

LLM は膨大なデータにより訓練されるが、学習用データに不正確な情報が含まれていることは、ハルシネーションの原因の1つである。また、学習用データに問題がないと仮定しても、LLM が出力結果を生成する方法は、前述のように語の並びの統計的学習によるため、実際には関係が薄いものを誤って相関として学習することを本質的に回避できない³⁵⁷。

ハルシネーション対策としては、学習用データについて予めノイズや不正確なデータを除去することや、モデル内部の対策として RAG (Retrieval-Augmented Generation ; 検索拡張生成) と称される、外部の知識ベースから関連情報を検索し、その結果を LLM にコンテキストとして渡し、LLM は検索結果と内部知識を統合して回答を生成する技術がある³⁵⁸。ただし、これらはハルシネーションを減少させる効果はあるが³⁵⁹、完全に防ぐことはできない³⁶⁰。

(iv) 秘密の漏洩

多くの汎用 AI の個人向け無料サービスでは、利用者がプロンプトなどで入力したデータが訓練やモデルの改善に利用されるが、法人向け有料プランでは、入力データはそのような用途に用いられないことが、規約に明記されている。しかし、そうであるとしても、利用者が入力したデータが外部で一定期間保存される以上、自身による保管とは異なる新たなリスクが存在することになり、クラウドサービスなど外部情報システム一般の利用に求められるように、必要なセキュリティ対策を講じる必要がある³⁶¹。

他方で、訓練用データは主にインターネット上の公開情報から収集されるため、ソーシャルメディアなど個人情報の掲載があるコンテンツや、中には不正や違法にアップロードされたデータが含まれていることから、出力結果に他者の個人情報や機密情報が混入するおそれがある。これは前述のように LLM がコンテキストやプライバシーの機微を完全には理解できない限界によるものであり、ハルシネーションにより誤情報として表示されることも起こり得る³⁶²。

³⁵⁷ Ziwei Ji et al., Survey of Hallucination in Natural Language Generation, 55 ACM Computing Surveys art. 248, 5–6 (2023), <https://doi.org/10.1145/3571730>

³⁵⁸ Andrew Brown et al., A Systematic Literature Review of Retrieval-Augmented Generation: Techniques, Metrics, and Challenges, arXiv:2508.06401 (2025), <https://doi.org/10.48550/arXiv.2508.06401>

³⁵⁹ Lin et al., *supra* note 354 at 23-32.

³⁶⁰ Varun Magesh et. al., Hallucination-Free? Assessing the Reliability of Leading AI Legal Research Tools, 22 J. Empirical Legal Study 218-219 (2025)は、一般的な基盤モデルは法律分野の質問に対して 58-82%の頻度でハルシネーションを起こしたのに対し、法律分野向けの RAG も 17%から 33%の割合で起こったとする。

³⁶¹ 松尾剛行『生成 AI の法律実務』189 頁 (弘文堂、2025) は、弁護士の守秘義務との関係で許容されるかは、必要なセキュリティ対策の確認や、委託先との契約に情報セキュリティに関する条項が設けられているかなど、ケースバイケースで判断されるべきとする。なお、ブラジル国家司法評議会決議も、生成 AI に入力するデータは可能な限り匿名化すべきものとする (後記 2 (3) (ii) (a) ②①参照)。

³⁶² Remolina & Socol de la Osa, *supra* note 351 at e59-8; Mindy Nunez Duffourc et al., Privacy of Personal Data in the Generative AI Data Lifecycle, 13 N.Y.U. J. Intell. Prop. & Ent. L. 244, 244–48 (2024).

(4) 裁断型手続を担えるのか

法規範は、本質的に可争性 (contestable) を有する概念によって成り立っている。例えば、合理性、衡平 (equity)、不可抗力、予見可能性といった概念は、その意味内容が社会的・制度的文脈によって変化し、妥当な解釈は複数存在し得る。ルールベース推論のために法規範をコード化する場合、厳密な形式化 (formalisation)、曖昧性の排除 (disambiguation) 及び明確な条件分岐を前提にしないと動作しない。換言すると、複数の解釈があり得る状態のルールは、コンピュータが扱うことができない³⁶³。また LLM も、言語の並びを確率で判断するものであり、法解釈に不可欠な、社会的、歴史的な意味付けを考慮することはできない³⁶⁴。よって、具体的事案について、可能性のある複数の法解釈から正当とするものを選択しその理由を立論することや³⁶⁵、ある判例の射程が及ぶか否かの判断³⁶⁶を行うことは、現在の AI 技術によってはできないことになる³⁶⁷。

また、裁判官による事実認定は証拠と経験則に基づき行われるが、証拠の事実認定に対する影響力は事案により千差万別であり、数式・条件式化は極めて困難である³⁶⁸。加えて、事実認定は文字化された情報のみに基づくものではなく、裁判官としての経験や直感も動員して行われている³⁶⁹。取り分け、証人の供述の信用性の評価は、供述内容のみならず、供述態度を視覚的に観察して行われるが、そのような評価は AI では行えない³⁷⁰。最近では、顔面筋の筋電図³⁷¹、微細な表情の変化³⁷²、声の変化³⁷³を AI で分析し、意図的な虚偽供述を検出する研究もあるが、まだ実用可能な精度には程遠く、仮に精度が上がったとして

³⁶³ Mireille Hildebrandt, Code-Driven Law: Freezing the Future and Scaling the Past, in *Is Law Computable? Critical Perspectives on Law and Artificial Intelligence* 61, 72–73 (2020).

³⁶⁴ Kevin Lee, Naturalizing Legal Interpretation after Generative AI (working paper, 2024), 3–4, https://am.aals.org/wp-content/uploads/sites/4/2024/12/naturalizing_jurisprudence_after_ai_distrib.cleaned.pdf

³⁶⁵ Remolina & Socol de la Osa, *supra* note 351 at e53.

³⁶⁶ 松尾・前掲注(333)168頁。

³⁶⁷ 佐藤健「論理的推論と深層学習ベース自然言語処理の組み合わせによる判決推論（口頭報告）」大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム (<https://youtu.be/0vtzeo5hG4g?si=QAcK0qw7JUH7eohw>) (https://www.nii.ac.jp/event/upload/20230707-04_Satoh.pdf)は、現在の法学への AI 応用は、言葉の重みづけのような浅い知識の活用にとどまっており、より高度な支援のためには、論理的推論のような高度な推論や、常識的な知識が必要であるとする。

³⁶⁸ 高岡ほか・前掲注(165)は、因果関係と確率を明示的にモデル化する分析手法を用いた事実認定の研究を行ったが、限定的な設例での実験にとどまる。

³⁶⁹ Russell Brown, The Possibility of Inference Causation, 55 McGill L.J. 1, 18–20 (2010); Linda L. Berger, A Revised View of the Judicial Hunch, 10 Legal Comm'n & Rhetoric: JALWD 1, 3–4 (2013). 笹倉宏紀「刑事司法における AI の可能性」弥永真生＝宍戸常寿編『ロボット・AI と法』236頁（有斐閣、2018）は、刑事裁判に関する論稿であるが、事実認定には総合考慮や裁量権の行使などアナログ的要素があることを指摘する。

³⁷⁰ Jerry M. Gewirtz, Artificial Intelligence May Assist, but Can Never Replace, the Judicial Decision-Making Process of Human Judges, 98-6 Fla. B.J. 8 (Nov./Dec. 2024), <https://www.floridabar.org/the-florida-bar-journal/artificial-intelligence-may-assist-but-can-never-replace-the-judicial-decision-making-process-of-human-judges/>

³⁷¹ Anastasia Shuster et al., Lie to My Face: An Electromyography Approach to the Study of Deceptive Behavior, 11 Brain & Behav. e2386 (2021).

³⁷² Shuai T. et al., Advances in Facial Micro-Expression Detection and Recognition: A Comprehensive Review, 16 Information 876 (2025), <https://doi.org/10.3390/info16100876>

³⁷³ Mansbach N. & Azaria A., Meta Learning Based Deception Detection from Speech, 13 Applied Sciences 626 (2023), <https://doi.org/10.3390/app13010626>

も倫理的に許容できるかが問題となり得る³⁷⁴。さらに、そのような技術があったとしても、意図的でない言い間違いや、知覚や記憶の誤りを判定し得るものではない³⁷⁵。よって、争いのある事実について、証拠調べの結果を比較し取捨選択した上で、真実に合致する蓋然性が相対的に高い事実主張を採用するという作用は、現在の AI 技術では行うことはできない。

他方、争いのある事実の判断に至る前段階で、当事者が文字情報で提供する事実主張を要約し争点を抽出する作業は、LLM に馴染みやすい作業である³⁷⁶。

(5) 調整型手続を担えるのか

調停などの調整型紛争解決手続において、仲介者は和解のあっせん、すなわち当事者を説得し、対立する主張を譲歩に導き、合意可能な条件を探ろうとする働きかけを行う。事案によっては、仲介者は当事者の怒り、不信、プライドなどの感情を汲み取ることが求められる、そこでは非言語的情報の看取や伝達も大きな役割を果たすものと見られる。

汎用 AI で、人間に語りかけるように感情をプロンプトで入力すると、それに寄り添ったような文章が生成されることがある。しかし、LLM により生成される文章は実際の共感に基づくものではなく、共感表現を模倣したものに過ぎない³⁷⁷。すなわち、AI には感情理解・文化的感受性・共感といった人間的資質がないため、AI が的確な応答をする保証はなく、かえって反感や不信を誘発する可能性すらある。よって、感情が絡む複雑な事案に対応するには、人間の調停人が必要になるとされる³⁷⁸。

とはいえ、LLM による調停支援の研究も行なわれている。モントリオール大学 LCJ は、GPT-4 の API を利用したウェブベースのアプリケーションである LLMediator を開発したことを 2023 年に発表した。LLMediator は、主要な機能として以下を有する³⁷⁹。①当事者が入力した感情的な・攻撃的なメッセージを、より友好的なものに修正する機能、②調停

³⁷⁴ EU AI 規則では、感情認識 (emotion recognition) は、雇用 (職場) や教育機関で使う場合は明示的に禁止される(5 条 (1)(f))。それ以外の分野も、「高リスク」に分類され、通常より厳格な義務 (透明性、データ管理、リスク評価など) が課される (6 条、別表 III)。

³⁷⁵ 笹倉・前掲注(369)240 頁。

³⁷⁶ 佐藤健ほか (講演録)「法学と人工知能の学際領域:「人工知能法学」の提案」成城大学データサイエンス教育研究センター2024 年度年報 26 頁 [佐藤健発言] (2025) は、単純な情報の抽出は生成 AI に馴染むことを指摘する。

³⁷⁷ Ajeesh K. G. & Jeena Joseph, The Compassion Illusion: Can Artificial Empathy Ever Be Emotionally Authentic?, 16 Front. Psychol. 1723149 (2025); Iliana Depounti & Simone Natale, Decoding Artificial Sociality: Technologies, Dynamics, Implications, 27 New Media & Soc'y 5457, 5458 (2025)。

³⁷⁸ Hanna Ambaras Khan, Artificial Intelligent (AI) in Business Mediation: A Tool to Empower Mediators, 15 Int'l J. Acad. Rsch. Bus. & Soc. Sci. 294, 302-03 (2025); Herambh Bhatia, The Integration of Artificial Intelligence in Corporate Dispute Resolution Mechanism: Legal Frameworks and Ethical Considerations, 15 Int'l J. L., Mgmt. & Human. 294, 300-01 (2025); Yeju Choi, Using AI in My Disputes? Clients' Perception and Acceptance of Using AI in Mediation, 43 Conflict Resol. Q. 223, 226-27 (2025)。

³⁷⁹ Hannes Westermann, et al., LLMediator: GPT-4 Assisted Online Dispute Resolution, in *Proceedings of the ICAIL 2023 Workshop on Artificial Intelligence for Access to Justice co-located with 19th International Conference on AI and Law (ICAIL 2023)*, paras 3.1-3.3 (2023), <https://doi.org/10.48550/arXiv.2307.16732>

人が当事者間の交渉に介入する際に、システムが従前の当事者間の交渉履歴を読み込み、当事者を合意に導くための中立的なメッセージの文案を調停人に提案する機能。③システムが調停人のように当事者間の交渉に自律的に介入する機能。例えば、議論が停滞したり、当事者から介入を求められたりした場合に、自動的に解決に向けた選択肢を提示するなどして議論を前進させる。

その後、LCJは、50件の仮想事例につき、調停における介入タイプ（介入メッセージの目的・方向性・機能）の選択と、それに対応する介入メッセージの文章につき、GPT-4と人間で、どちらが優れているかを評価者にブラインドで比較させた研究結果を発表した。同研究によれば、介入タイプの選択は、50件中22件でLLMは人間と同等、もしくは優れていると評価された。また、介入メッセージの質に関しては、84%のケースでLLMが人間と同等以上、60%ではLLMの方が明確に優れていると評価された³⁸⁰。ただし、あくまで仮想の事例につき動作が確認されたに過ぎず、今後、実際の紛争事案データによる実験が必要であるとしている。

3. AIの支援による紛争解決の現状

(1) 諸外国の状況

(i) 民事裁判

複数の主要国が、AIにより裁判官の決定や理由作成を支援するシステムの展望や構想を示している。しかし、公開情報に表れている限りでは、実際の事件処理における利用は、限定的な事案での試験的なものにとどまり、本格的な運用には未だ至っていない。

例えば、イタリアでは、税務訴訟の判例の要約をAIにより自動生成し、法律家が事件に関連する判例を選別することを補助するシステムである **Prodigit** の開発が行われ、2023年にプロトタイプによる実験成果が報告された³⁸¹。また、行政裁判所が2024年に公表した報告書によれば、同裁判所において2024年9月までに①関連事件の自動識別、②判例検索の高度化、③法令や判例の自動抽出表示、④判決文の匿名化支援、⑤法的概念の特定・分類に基づくテキスト分析の試験運用が行われた³⁸²。

³⁸⁰ Jinzhe Tan et al., Robots in the Middle: Evaluating LLMs in Dispute Resolution, arXiv:2410.07053 (2024), <https://doi.org/10.48550/arXiv.2410.07053>

³⁸¹ 土井翼「自動決定・IT裁判・AI判決—イタリアにおけるデジタル行政裁判—」一橋法学 23 卷 1 号 136 頁 (2024)、Alessia Fidelangeli et al., The Summarization of Italian Tax-Law Decisions: The Case of the PRODIGIT Project, 13 IEEE Access, 38833 (2025).

³⁸² Brunella Bruno, et al., *Intelligenza artificiale e Giustizia amministrativa: strategie di impiego, metodologie e sicurezza* (Segretariato Generale della Giustizia Amministrativa, 2024), <https://www.giustizia-amministrativa.it/documents/20142/54520508/IA+per+GA+Report+Sito+GA+2024.pdf/dbd4b9ab-10cd-f2d9-0e97-637827f58cab?t=1728042100868>

ドイツにおいては、シュトゥットガルト上級ラント裁判所が、2022年にOLGA (Oberlandesgericht Assistent ; 上級ラント裁判所補佐)を開発した。OLGAは、ディーゼル車の排ガス不正問題に関する事件の控訴審に特化したAIシステムであり、過去の判決データによる学習に基づき、係属する控訴事件の書類から、車両やエンジンなど関連するパラメーターを抽出し、適切な事案類型とそれに対応する決定のグループに分類することを可能にした³⁸³。

また、フランクフルト・ラント裁判所も同年にFraUKe (Frankfurter Urteils-Konfigurator elektronisch ; フランクフルト判決電子コンフィギュレーター)の運用を始めた。FraUKeは、旅客の航空会社に対するフライト遅延に関する訴訟の定型的な判決書の作成をAIが支援するシステムである³⁸⁴。裁判官はシステム上で、事件番号、事件類型(例:悪天候による遅延など)、及び判決主文(裁判官の心証に基づき、請求認容か棄却か)を選択すると、AIが訴状から見つけ出した飛行データなどを用いて、事実認定及び判決理由の草案が提示される。関連判例など、個別の法解釈に関するテキストモジュールを表示させ、挿入することもできる³⁸⁵。航空旅客訴訟を支援する類似のシステムとしては、ニーダーザクセン州法務省が発注して開発したMAKI (Massenverfahrens-Assistenz mithilfe von KI ; 人工知能の支援による大規模訴訟)も、試験的運用がされている³⁸⁶。

他方で、いわゆるグローバルサウスに属する諸国においても、AIによる民事裁判支援の研究開発が行われており³⁸⁷、特に中国とブラジルが目覚ましい成果を挙げている。ブラジルについては、後記(3)において詳しく述べる。

中国の最高人民法院は、2022年12月に、「人工知能(AI)の司法応用を規範化し強化することに関する意見」を発表した。同意見は、2025年までに司法におけるAI技術の応用システムをほぼ完成させ、2030年までに世界をリードする司法AIの技術応用と理論体系を構築することを目標に掲げた³⁸⁸。また、最高人民法院は、法律分野に特化したAIシステムである「法信法律基座大模型」の研究開発成果を、2024年11月に発表した。このシステムは、最高人民法院のデータベース「法信」などを使用し、法律文献、判例・裁判例、

³⁸³ Antonia Hösch et al., *The Evolving Role of AI in German Dispute Resolution*, Hengeler Mueller (Jan. 30, 2025), <https://hengeler-news.com/en/articles/the-evolving-role-of-ai-in-german-dispute-resolution>

³⁸⁴ *Judicial Systems Are Turning to AI to Help Manage Vast Quantities of Data and Expedite Case Resolution*, IBM Case Studies (Feb. 4, 2025), <https://www.ibm.com/case-studies/blog/judicial-systems-are-turning-to-ai-to-help-manage-its-vast-quantities-of-data-and-expedite-case-resolution> (last modified Oct. 22, 2025).

³⁸⁵ *Hessen und Brandenburg kooperieren beim KI-Projekt „FraUKe“*, Hessisches Ministerium der Justiz und für den Rechtsstaat (Nov. 13, 2023), <https://hessen.de/presse/pressearchiv/hessen-und-brandenburg-kooperieren-beim-ki-projekt-frauke>

³⁸⁶ *Massenverfahren mit KI schneller und effizienter bearbeiten*, Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz, https://www.bmjv.de/DE/themen/digitales/digitalisierung_justiz/digitalisierungssinitiative/laendervorhaben/_doc/artikel_vorhaben_13_MAKI.html?utm_source=chatgpt.com

³⁸⁷ 一例として、インド最高裁判所のAI委員会は、裁判官の業務効率化を支援するAIポータルSUPACE (Supreme Court Portal for Assistance in Court's Efficiency)の試験運用を開始した。See PIB Delhi, *Use of AI in Supreme Court Case Management*, <https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2113224®=3&lang=2> (last modified Mar. 20, 2025).

³⁸⁸ 「最高人民法院发布《关于规范和加强人工智能司法应用的意见》」中国知的財産法院ウェブサイト (<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2131.html>)。

学術的見解などのデータによって訓練された LLM であり、裁判手続のみならず司法業務全体、さらには法治国家建設の基盤になるとしている。裁判業務の支援としては、①事件記録の読解支援（事件記録から要点を抽出し概要をまとめる）、②法令・判例調査支援（事件に関連する法令や判例を提示する）、③文書校正への活用が期待されている³⁸⁹。

また、中国の他のいくつかの裁判所においても、生成 AI を活用した裁判手続の支援システムが実用化されている³⁹⁰。その代表例である、深圳市中級人民法院が開発した AI による裁判支援システムは、2024 年 1 月に試験運用、同年 6 月に本運用が開始され、一般的な民商事裁判に利用されている。このシステムは、①スマート立件審査、②スマート記録閲覧、③スマート法廷審理、④スマート文書生成の 4 つの機能モジュールで構成されるが、あくまで裁判官の補助ツールと位置付けられ、各段階で審査、確認、決定の選択肢とプロンプトを設け、これらを AI による補助生成の前提条件としている³⁹¹。

さらに、このシステムをベースに開発された、AI による執行補助システム「龍藤」は、深圳市龍華区人民法院において 2024 年 12 月から試験運用がされ、2025 年 6 月に正式運用が開始された。これは中国における初めての AI による執行補助システムであり、強制執行手続の過程で必要となる書類の生成のほか、債務者財産の調査などの機能を有する³⁹²。

(ii) ADR

(a) 裁断型

① 広州仲裁委員会

広州仲裁委員会³⁹³（略称：「広仲」、GZAC）は、仲裁を支援する AI システムである「仲小雯」及び「云小仲」の運用を開始した。「仲小雯」は以下のツールを有する³⁹⁴。①本人確認：当事者や代理人弁護士の身元を、身分証明書情報識別システムによりリアルタイムで

³⁸⁹ 「国家级 AI 基础设施正式发布！最高法召开“法信法律基座大模型”研发成果新闻发布会」中国审判（2024 年 11 月 15 日）（<http://www.chinatrial.net.cn/news/32090.html>）。

³⁹⁰ 本文で述べた以外の例として、上海市第二中级人民法院は、「小至デジタルアシスタント」を開発し、2024 年から運用を開始した。このシステムは、法廷、判例・裁判例、企業情報などのデータベースを学習した大規模言語モデルであり、事実関係の要約、図式化や、裁判文書草案作成の機能を有するとのことである（「“机器人审案”真要来了？上海二中院 AI 应用近在咫尺」中国长安网（http://www.chinapeace.gov.cn/chinapeace/c100045/2024-05/28/content_12729341.shtml）、「上海二中院打造前沿数字司法产品 AI 助手，懂得法官需求」法治网（<http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/20240528/Article104003GN.htm>））。

³⁹¹ 中国审判・前掲注(389)、「“人工智能+审判”深度融合 提升数字法院应用实效 深圳法院启用人工智能辅助审判系统」中国最高人民法院ウェブサイト（2024 年 7 月 4 日）（<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/436981.html>）。

³⁹² 「“龙藤”AI，龙藤”AI，执行亮剑！」深圳市龍華区人民法院ウェブサイト（2025 年 6 月 16 日）（https://www.szlhcourt.gov.cn/xinwen/content/post_1566405.html）。

³⁹³ 中国仲裁法 10 条 2 項に基づき、広州市人民政府が、主管部門と商会（商工会議所）の共同により設立した仲裁機関である（住田尚之「中国における ADR 制度の研究」59 頁（2011）（<https://www.moj.go.jp/content/000073880.pdf>））。

³⁹⁴ 「全球首个 AI 仲裁秘书亮相广州南沙」腾讯网（2023 年 8 月 31 日）（<https://news.qq.com/rain/a/20230831A06UBX00>）。

確認結果を表示する。②審理記録作成：音声文字起こしシステムにより、審理内容の記録を自動的に作成する。③評議補助：審理の内容に基づき、AIが自律的に関係する法律や判例の情報を取得し、仲裁廷との対話に基づき、仲裁判断の文案を作成する。「仲小雯」についての報道発表は2023年8月に行われたが、それ以前から実際に国内仲裁や国際仲裁事件の処理に用いられていたとされる。一方、「云小仲」は、申立てや書類提出の自動受付など、当事者の事務手続支援のためのシステムである³⁹⁵。

② AAA-ICDR

AAA(アメリカ仲裁協会)は、国際的な商業紛争を取り扱う部門としてICDR(International Centre for Dispute Resolution; 国際紛争解決センター)を有する。ICDRが仲裁機関となる仲裁には、専門分野に特化したものがあり、建築紛争はその1つである³⁹⁶。建築紛争の仲裁や調停については、特別な手続規則³⁹⁷が定められているが、仲裁については通常手続に加え、書面審理のみによる手続や、ファストトラック手続が定められている。

AAAは、書面審理のみによる建築仲裁について、2025年11月からAI Arbitrator(AI仲裁人)の運用を開始することを発表した。AI Arbitratorは、AAA-ICDRの建設関連案件の1,500件以上の仲裁判断から、実際の仲裁人の推論を学習し、仲裁人や、建設を得意分野とする弁護士の調整も受けた上で訓練される。仲裁手続の各段階で、AI Arbitratorは事件の内容を分析するが、human in the loopの枠組みが組み込まれており、仲裁人が決定を最終的に行う前に、AIが導き出した結果を評価し必要に応じて修正し、結果を検証することで、信頼性、透明性、及び適正手続を確保するとしている³⁹⁸。

(b) 調整型

① amica

amica³⁹⁹は、オーストラリア全国法律扶助委員会(National Legal Aid)と、各州の法律扶助委員会(Legal Aid Commission)が、連邦政府の資金援助を受けて開発したODRプラットフォームであり、2020年に運用が開始された。主な機能として、親権(parenting)や財産分与についての合意形成支援、AIによる類似事例の扱いを参考にした合意案提示、親権スケジュール作成ツール等を有する⁴⁰⁰。これまでに17,000件以上の利用実績があり、8,000

³⁹⁵ 「AI 仲裁秘書亮相！广州打造“全球智能仲裁新高地”」 広州市人民政府ウェブサイト（2023年9月1日）
(https://www.gz.gov.cn/zwgk/fzzfjs/cxld/content/post_9189347.html)。

³⁹⁶ American Arbitration Association, Construction, <https://www.adr.org/industries/construction/> 小倉隆「米国における建設ADR—より良い国際建設紛争解決への示唆—」国際商取引学会年報19号12頁(2017)によれば、発注者が業者等の民間企業の場合は、請負契約に仲裁条項を規定することが多いが、指定される仲裁機関はAAAが最も多いとされる。

³⁹⁷ American Arbitration Association, Construction Industry Arbitration Rules and Mediation Procedures (Rules Amended and Effective March 1, 2024), https://www.adr.org/media/a2qi10ij/construction_rules.pdf

³⁹⁸ AAA-ICDR to Launch AI-Native Arbitrator, Transforming Dispute Resolution, American Arbitration Association Press Release (Sep. 17, 2025), <https://www.adr.org/press-releases/aaa-icdr-to-launch-ai-native-arbitrator-transforming-dispute-resolution/>

³⁹⁹ <http://amica.gov.au>

⁴⁰⁰ Portable, Designing and Developing amica, <https://portable.com.au/work/amica>

万豪ドル以上の裁判所コスト削減を達成したとされる。また ODR.com は、amica を北米市場向けに改良したプラットフォームを供用している⁴⁰¹。

② SIMC

SIMC (Singapore International Mediation Centre ; シンガポール国際仲裁センター) は、2014年に設立された非営利法人であり、調停事件を扱う ADR 機関である。SIAC (Singapore International Arbitration Centre ; シンガポール国際調停センター) や SICC をはじめ、シンガポール内外の多くの紛争解決機関と連携協力関係を構築している。

SIMC は、2024年8月に、AIによる調停支援システム MAIA の運用開始を発表した⁴⁰²。現在運用中の MAIA2.0 は、当事者が提出した書類や証拠を読み込んで分析し、時系列表の作成、紛争の概要の要約作成、争いのない事実とある事実の一覧表、調停案の提示を行うことができる。安全性・透明性・精度を確保するため、MAIA は以下の対策を講じている⁴⁰³。出力結果については、外部情報源は参照せず、当事者が提出した文書のみに基づいて生成される。また、データはセキュリティが確保されたプライベートサーバー内で処理され、処理後 15 分以内にデータ、プロンプト、文書は消去される仕様として、情報漏洩のリスクを低減している。

(2) ブラジルの裁判所における AI の活用

(i) ブラジルの裁判所を取り上げる理由

ブラジルの司法制度は、事件数の過多と、それによる裁判官の負担過重を長年の課題としている。CNJ (Conselho Nacional de Justiça ; 国家司法評議会) の 2024 年の司法統計年報によれば、国内全裁判所の訴訟事件 (刑事事件も含む) の 2023 年末時点の未済事件数は約 8,380 万件であり、少なくとも十数年来増加が続いている⁴⁰⁴。裁判官 1 人当たりの事件数は約 7,210 件とされ⁴⁰⁵、業務負担は世界的に最も重いとされる。

このような状況に対処するため、ブラジルの裁判所は、早い時期からデジタル化や AI 活用を進めていた。旧民事訴訟法 (1973 年民事訴訟法) は、2006 年一部改正⁴⁰⁶により、訴訟書類の電子的提出や、デジタル証拠の提出に関する規定を設けていた。2015 年の全面改正により成立した現行民事訴訟法 (2015 年民事訴訟法) ⁴⁰⁷は、手続のデジタル化を織り込ん

⁴⁰¹ Colin Rule, *ODR.com Launches Powerful AI-Assisted Family Dispute Resolution Platform*, Mediation.com (Nov. 25, 2024), https://mediate.com/odr-com-launches-powerful-ai-assisted-family-dispute-resolution-platform/?utm_source=chatgpt.com

⁴⁰² SIMC, *Singapore International Mediation Centre celebrates a decade of growth, unveils AI-powered tool* (Aug. 28, 2024), <https://simc.com.sg/news/singapore-international-mediation-centre-celebrates-decade-growth-unveils-ai-powered-tool>

⁴⁰³ Chuan Wee Meng, *Use of DATA, Technology, and Artificial Intelligence Tools for Enhanced Accountability*, *Presentation slides for IAIA 25*, https://2025.iaia.org/presentations/374_SIMC_use_of_data_technology.pdf

⁴⁰⁴ CNJ, *Justice in Numbers 2024*, 129, 134, <https://www.cnj.jus.br/wp-content/uploads/2025/04/justice-in-numbers-2024.pdf>

⁴⁰⁵ *Id.* at 145.

⁴⁰⁶ Lei nº 11.419 de 19 de dezembro de 2006.

⁴⁰⁷ Lei nº 13.105, de 16 de março de 2015 Código de Processo Civil).

であり、CNJ は 2020 年に、訴訟の開始から終結までのすべてのプロセスを完全にデジタル（電子的）な手段のみで行う「100%デジタル判断」を目指す決議を採択した⁴⁰⁸。

ブラジルにおける民事訴訟手続のデジタル化は、当初、各裁判所ないし地域ごとに独自に行なわれていた。CNJ は、CJF（Conselho da Justiça Federal；連邦司法評議会）やいくつかの裁判所と協力してシステム統一に取り組み、2013 年には、全国の司法手続デジタル化の統一を図るプラットフォームである、PJe（Processo Judicial Eletrônico；電子司法手続）の仕様に関する決議を採択し⁴⁰⁹、2015 年には PJe ガバナンスネットワークを設立した⁴¹⁰。しかしながら PJe は、地域や裁判所ごとの修正を容認していたため、依然として仕様の異なるシステムが 50 以上存在し、相互の連携や統合に困難が生じていた⁴¹¹。そこで CNJ は、2020 年 9 月に採択した決議に基づき⁴¹²、PDPJ（Plataforma Digital do Poder Judiciário；司法デジタルプラットフォーム）を 2021 年 8 月に導入した。PDPJ は、異なるシステム間の相互運用性を強化するプラットフォームであるが、中長期的に単一のシステムの構築を目指している⁴¹³。

（ii）AI 活用のための基盤整備

（a）CNJ 決議 2025 年 615 号⁴¹⁴

この決議は、司法における AI の開発と利用における倫理、透明性及びガバナンスに関する CNJ 決議 2020 年 332 号⁴¹⁵採択後の AI の発展、とりわけ生成 AI の出現を考慮し、人権尊重に基づく人間中心の考え方、AI の開発及び利用において人間によるガバナンスや監査を必須とすることなど、前記 2020 年 332 号決議が示した基本的な考え方は維持しつつ、同決議をアップデートしたものである。

① 基本原則

司法における AI ソリューションの開発、ガバナンス、監査、モニタリング及び責任ある利用は、基本的人権及び民主的価値の尊重（2 条 I、5 条）、②人間中心主義（2 条 IV）、③ AI の開発及び利用の全ライフサイクルにおける人間の関与及び監督（2 条 V、3 条）等を原則とする。

② 情報セキュリティ及びバイアス

AI に使用するデータは、個人データ保護及び非公開審理（segredo de justiça）への配慮を

⁴⁰⁸ CNJ Resolução N° 345 de 9/10/2020.

⁴⁰⁹ CNJ Resolução N° 185 de 18/12/2013.

⁴¹⁰ CNJ, Portaria N° 26 de 10/03/2015.

⁴¹¹ CNJ, Justice 4.0 PROGRAM 14 (2014), <https://www.cnj.jus.br/wp-content/uploads/2022/05/justice-4-0-program.pdf>

⁴¹² CNJ, Resolução N° 335 de 29/09/2020.

⁴¹³ CNJ, Plataforma Digital do Poder Judiciário Brasileiro – PDPJ-Br, <https://www.cnj.jus.br/tecnologia-da-informacao-e-comunicacao/plataforma-digital-do-poder-judiciario-brasilero-pdpj-br/>

⁴¹⁴ CNJ, Resolução N° 615 de 11/03/2025.

⁴¹⁵ CNJ, Resolução N° 332 de 21/08/2020.

必要とする（2条Ⅷ）。AIシステムの設計段階から、匿名化や暗号化などプライバシー保護を組み込み、初期設定として高度な機密性設定とすることを要する（4条XIV・XV）。

AIモデルの開発または訓練に用いられるデータは、判断の公平や公正を損なうおそれのあるバイアスを回避した、司法における事例を代表するものでなければならない（7条本文・1項）。また、個人情報保護については、一般データ保護法（LGPD: Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais）⁴¹⁶に従い、必要な注意を払わなければならない。データは可能な限り匿名化されなければならない、特に機微情報（dados sigilosos）や非公開審理で保護される情報については匿名化が義務付けられる（7条2項）。

③ 生成 AI に関する規制

生成 AI を、情報セキュリティ基準及び本決議の規定に従い、司法権の裁判官及び職員が、それぞれの活動において、管理支援ツールまたは意思決定支援ツールとして利用することは許容されるが、CNJは適切かつ倫理的な使用のためのマニュアルの作成や、利用者向けの継続的研修を行うことを要する（19条本文・3項IV・V）。

生成 AI は補助的かつ補完的なものであり、裁判官による適切な指導、解釈、検証、及びレビューなしに、司法判断の自律的な手段として使用することは禁止される。裁判官は、下された決定及びそれに含まれる情報について全責任を負う（20条IV）。

④ リスク分類システムの導入

AIの開発において、支援の目的とする活動内容に応じて、高リスク、低リスクの分類を行い（11条、決議附属書）、リスクの高低に応じた規制を行っている。

過度のリスクをもたらすものとして、以下の開発・利用は禁止される（10条）。①提案された結果を人間が再検討・修正できないもの。②性格や行動を評価し、犯罪の実行や再犯の可能性を評価・予測するもの。③個人的プロファイルの作成に基づいて労働問題に関する判断の根拠とする目的で予測を行うもの。④行動、社会的状況や人格属性に基づいて自然人を分類または順位付けし、権利主張の蓋然性や証言の信用性評価等に用いるもの。⑤感情認識のための生体認証パターンの識別や認証を行うもの。

⑤ 全国司法 AI 委員会

司法省は全国司法 AI 委員会（Comitê Nacional de Inteligência Artificial do Judiciário）を設置する。委員はCNJ会長が、裁判官、検察官、弁護士、一般の有識者などから任命する（15条本文、1項）。同委員会は、リスク分類の見直し、Sinapsesシステムに関する基準の策定、裁判所におけるAIの能力開発や研修の監視や提案、AIソリューションの監査などを行う（16条本文）。

⁴¹⁶ Lei nº 13.709/2018.

(b) Sinapses

CNJ は各地の AI システム開発の取組みを統合し、共有と活用を促進するためのプラットフォームである Sinapses を開発した⁴¹⁷。CNJ 規則 2020 年 271 号⁴¹⁸は、Sinapses は CNJ の責任と調整の下に置かれること（5 条）、AI モデルの開発は、Sinapses において行われなければならないこと（10 条）等を規定する。

(c) Codex

Codex は、CNJ とロンドニア州司法裁判所（TJRO）が共同して開発した、ブラジルにおけるすべての訴訟の文書データを一元的に収集・保管するプラットフォームである⁴¹⁹。保管されたデータは、手続情報の Data Lake として、AI モデル開発のための訓練用データセットなど、様々な用途に用いることができる⁴²⁰

(iii) 連邦最高裁判所（STF）における AI 活用

(a) Victor

2018 年に、STF はブラジリア連邦大学との共同で、司法データに関する機械学習の研究開発プロジェクトを 2018 年に開始し、同プロジェクトは Victor と命名された。開始時の目標は、STF に提出された訴訟書類から、「一般的影響力」（*repercussão geral*）のあるテーマの有無を分析し、分類するための深層機械学習モデルの作成であった⁴²¹。この「一般的影響力」は、STF が管轄を有する上訴事件の一類型である、非常上告（RE: *recurso extraordinário*）の適法要件である（民事訴訟法 1035 条）。Victor は、STF が 2017 年 8 月以降に処理した事件の記録で訓練され⁴²²、2018 年 8 月に稼働を開始した⁴²³。

(b) RAFA 2030

国連（ONU）の「アジェンダ 2030」の持続可能な開発目標（SDGs）に従って、裁判所における訴訟事件の分類を支援するために 2022 年に開発された⁴²⁴。

⁴¹⁷ CNJ *Plataforma Sinapses*, <https://www.cnj.jus.br/sistemas/plataforma-sinapses/>

⁴¹⁸ CNJ, Portaria Nº 271 de 04/12/2020.

⁴¹⁹ CNJ, *Codex / Sistemas Relacionados*, Conselho Nacional de Justiça, <https://www.cnj.jus.br/sistemas/plataforma-codex/codex-sistemas-relacionados/>

⁴²⁰ CNJ, *Plataforma Codex*, <https://www.cnj.jus.br/sistemas/plataforma-codex>

⁴²¹ Fabiano Hartmann Peixoto, *Projeto Victor: Relato do Desenvolvimento da Inteligência Artificial na Repercussão Geral do Supremo Tribunal Federal*, 1-1 *Revista Brasileira de Inteligência Artificial e Direito* 3 (2020).

⁴²² CNJ, *Inteligência Artificial no Poder Judiciário Brasileiro*, 33 (2019), https://www.cnj.jus.br/wp-content/uploads/2020/05/Inteligencia_artificial_no_poder_judiciario_brasileiro_2019-11-22.pdf

⁴²³ 一般的影響力につき最も発生頻度の高い 27 のテーマ（テーマ全体の 60%）につき、自動スクリーニングの精度は 84%であったとする。See *Ministra Cármen Lúcia anuncia início de funcionamento do Projeto Victor, de inteligência artificial*, Supremo Tribunal Federal Notícias (Aug 30, 2018), <https://portal.stf.jus.br/noticias/verNoticiaDetalhe.asp?idConteudo=388443&ori=1>

⁴²⁴ STF, *Documentação RAFA 2030*, https://agenda2030rafa.github.io/rafa_documentacao/

(c) Vitória

Vitória は、訴訟記録の中から同じテーマを扱うものを識別し、自動的にグループ化するツールであり、2023年5月に、STF-Digitalプラットフォームに組み込まれた⁴²⁵。

(d) MARIA

MARIA は、STFにおける裁判業務の効率化を目的とした生成AIツールであり、2024年12月の運用開始時には以下のツールを有していた⁴²⁶。①裁判所が合議体である場合の裁判官の個別意見要旨 (resumo de votos) の作成、②裁判官が非常上告及び抗告付非常上告 (ARE: recurso extraordinário com agravo) に対する決定を起案する際の報告部 (relatório)⁴²⁷の生成、③不服申立手続 (reclamação)⁴²⁸の申立書を分析し、事件を検討する際に確認すべき事項を示す質問事項の生成。

その後2025年9月までに、以下の機能が追加された⁴²⁹。①内部的抗告 (agravo regimental) についての質問事項生成。②更正決定 (embargos de declaração)。③単独裁判官による最終的決定 (decisão monocrática final)、非常上告、及び抗告付非常上告の決定草案作成。④報告部の作成を、不服申立手続、訴え (petição inicial)、抗告 (agravo) にも拡大。⑤審理中の事件に関連する判例の提示。⑥文法及び文章表現の校正。

(iv) 連邦高等司法裁判所 (STJ) における AI 活用

(a) Athos

Athos は、STJが開発したAIによる判例の分類・管理システムであり、①反復上訴 (recurso repetitivo) 手続⁴³⁰に付される可能性のある事件の特定、②裁判所の各部間で判断の一致または不一致のある事件や、著しく関連性の高い (notoriedade) 事項を含む事件の特定、③判

⁴²⁵ STF, *Ministra Rosa Weber lança robô Vitória para agrupamento e classificação de processos*, Supremo Tribunal Federal Notícias (May 17, 2023), <https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/ministra-rosa-weber-lanca-robot-vitoria-para-agrupamento-e-classificacao-de-processos/>

⁴²⁶ STF, *STF lança MARIA, ferramenta de inteligência artificial que dará mais agilidade aos serviços do Tribunal*, Supremo Tribunal Federal Notícias (Dec. 16, 2024), <https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/stf-lanca-maria-ferramenta-de-inteligencia-artificial-que-dara-mais-agilidade-aos-servicos-do-tribunal/>

⁴²⁷ 報告部は、当事者の氏名、訴え (請求) と答弁の要旨を伴う事件の特定、および訴訟手続中に生じた主要な出来事についての記載であり、判決の必要的記載事項である (民事訴訟法 489 条本文 I)。

⁴²⁸ 不服申立手続は、裁判所の管轄の保全や、裁判所の判決や決定の権威を保障すること等を理由に、裁判所に対し当事者や検察庁が提起しうる手続であり (民事訴訟法 988 条以下)、同一手続内での不服申立手段である上訴とは異なる、特殊な性質の訴えとされる (前田美千代「ブラジルの簡易裁判所 (Juizado Especial) と消費者被害の救済」法学研究 91 巻 2 号 167 頁 (2018))。

⁴²⁹ STF *amplia uso de inteligência artificial em apoio à atividade jurisdicional*, Supremo Tribunal Federal Notícias (Sept. 25, 2025), <https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/stf-amplia-uso-de-inteligencia-artificial-em-apoio-a-atividade-jurisdicional/>

⁴³⁰ 反復上訴とは、同一の法律問題に関する上訴群を指す。反復上訴については、STF や STJ は原裁判所に対しサンプルとなる事件を選定して送付させた上で、それらについて判断がされるまで、他の事件の手続は停止される (民事訴訟法 1036 条) (前田・前掲注(428)166 頁)。

例の区別 (distinctions) や変更 (superações) の可能性の指摘を行う機能を有する⁴³¹。

Athos は、2015 年から 2017 年の約 329,000 件の STJ 判決により訓練され、800 万の文書からなる 200 万件以上の事件をインデックス化した⁴³²。

(b) Sócrates

Sócrates 1.0 は、類似事件の特定や、先例となり得る判例の調査を支援するシステムであり、2019 年 5 月に運用を開始した。2020 年からは、以下の機能を有する新バージョンである Sócrates 2.0 が運用されている⁴³³。①特別上告において援用された憲法違反に関する法規の条文や、判例不一致に関する法規の条文や判例を自動的に指摘する。②特別上告または非常上告不受理に対する抗告 (民事訴訟法 1042 条) に含まれる重要語句を特定し、「ワードクラウド」として利用者に提示する。③申立てに潜在的に含まれる法的争点を提示し、反復上訴手続の対象か否かを識別する。④不受理となる可能性のある項目を示し、報告部の作成を支援する。

(c) E-JURIS

E-JURIS は 2019 年に導入されたシステムであり、判例事務局 (SEJU: Secretaria de Jurisprudência) による、合議判決 (acórdão) が参照した制定法及び判例の抽出、並びに、ある特定のテーマに関する主要判例及び後続判例の識別に利用されている⁴³⁴。

(d) Logos

Logos は 2025 年 2 月に導入された、生成 AI により、決定発出の迅速化と効率化を図るシステムであり、①決定の報告部の作成、②特別上告不受理に対する抗告の認容可能性分析、③チャット・エスカーニョ (Chat Escaninho) をモジュールとして有する。①は、あらかじめ設定された項目に基づき、システムが標準化された文案を生成し、裁判官のレビューに供される。②は、特別上告不受理決定の理由を特定・分類し、同決定に対する抗告においてその理由が適切に争われているかを自動的に検証する⁴³⁵。③はチャットボットであ

⁴³¹ *Revolução tecnológica e desafios da pandemia marcaram gestão do ministro Noronha na presidência do STJ*, Superior Tribunal de Justiça (Aug. 23, 2020), <https://www.stj.jus.br/sites/portalp/Paginas/Comunicacao/Noticias/23082020-Revolucao-tecnologica-e-desafios-da-pandemia-marcaram-gestao-do-ministro-Noronha-na-presidencia-do-STJ.aspx>

⁴³² Luis Felipe Salomão, *Artificial Intelligence: Technology Applied to Conflict Resolution in the Brazilian Judiciary*, 27 (FGV Conhecimento) https://justica.fgv.br/sites/default/files/2024-10/report_ai.pdf. 上記①については、2019 年 9 月に利用が開始されて以来毎月約 3 万件を分析し、反復審理手続の対象とすべき事件の抽出を行った。上記②③については、2020 年 6 月に公表された判例の 42%が自動登録された) (*Id.* at 28)。

⁴³³ STJ, *supra note* 431.

⁴³⁴ *Inteligência artificial está presente em metade dos tribunais brasileiros, aponta estudo inédito*, Superior Tribunal de Justiça (Mar. 9, 2021), <https://www.stj.jus.br/sites/portalp/Paginas/Comunicacao/Noticias/09032021-Inteligencia-artificial-esta-presente-em-metade-dos-tribunais-brasileiros--aponta-estudo-inedito.aspx>

⁴³⁵ *STJ lança novo motor de inteligência artificial generativa para aumentar eficiência na produção de decisões* Superior Tribunal de Justiça (Feb. 11, 2025), <https://www.stj.jus.br/sites/portalp/Paginas/Comunicacao/Noticias/2025/11022025-STJ-lanca-novo-motor-de-inteligencia-artificial-generativa-para-aumentar-eficiencia-na-producao-de-decisoes.aspx>

り、例えば、上告が特定の法律条文の違反を主張しているかなど、事件について質問を行うことができるが、外部と通信せず、内部データに基づいて動作する⁴³⁶。

(v) 第2巡回区連邦裁判所

第2巡回区連邦裁判所 (TRF2) は、民事訴訟手続における裁判官や事務職員の事務を生成 AI により支援するシステムである ApoIA を開発し、2025 年 5 月から PDPJ 上で、ブラジルすべての裁判所の利用に供している⁴³⁷。現在利用可能なツールは以下のとおりである。①訴訟資料の要約：事件番号を入力すると、訴訟資料の要約及び分析を生成することができる⁴³⁸。②文書校正：利用者が起案した文書につき、文法や綴りの誤りの修正案を提示する⁴³⁹。③判決要旨の生成：判決理由の全文を入力すると、標準書式により判決要旨 (Ementa) が生成される⁴⁴⁰。④プロンプトバンク：利用者がプロンプトをリストに登録し、他の利用者と共有できる⁴⁴¹。⑤チャットボット：事件番号を入力することにより基本データ (事件種別、争点、当事者、裁判官、判断機関など) や手続履歴を取得すること、指定した特定の書面の要約作成、類似事件の判例を提示することなどができる⁴⁴²。⑥複数の事件の分析・比較：使用頻度の高い語句や、各事件を整理要約して比較するなどの分析を行うことができる⁴⁴³。⑦判決草案の作成支援：利用者が法的根拠及び当該事案の結論を入力すると、決定草案が生成される⁴⁴⁴。

ApoIA は、コストの一元管理と使用制限の仕組みを有している。管理者は、所属する裁判官や事務職員が利用できる AI プロバイダとモデルを設定し、利用者に API キー (AI プロバイダが提供する資格情報) を付与する⁴⁴⁵。TRF2 において現在利用可能なプロバイダは、OpenAI、Google、Anthropic、Amazon であり、裁判官等が利用登録をするには AI の技術的・倫理的限界について学ぶ研修の受講を必須とし、1 日当たりの利用限度が設定されている⁴⁴⁶。

システムは、一般データ保護法 (LGPD) の安全性、透明性、同意の原則に準拠して開発されている。ApoIA は匿名化機能を有しており、AI に分析させるデータを送信する際に、

⁴³⁶ STJ lança IA generativa para atacar acervo de recursos especiais inadmitidos, Consultor Jurídico (Feb. 11, 2025), <https://www.conjur.com.br/2025-fev-11/stj-lanca-ia-generativa-para-atacar-acervo-de-recursos-inadmitidos/>

⁴³⁷ Ferramenta de IA ApoIA já está disponível na Plataforma Digital do Poder Judiciário Brasileiro, Justiça Federal 2ª Região (<https://www.trf2.jus.br/jf2/noticia-jf2/2025/ferramenta-de-ia-apoia-ja-esta-disponivel-na-plataforma-digital-do-poder-0>

⁴³⁸ Caroline Tauk & Renato Crivano, ApoIA: Inteligência Artificial Generativa, <https://www.cnj.jus.br/wp-content/uploads/2025/03/apresentacao-projeto-apoia-inteligencia-artificial-generativa.pdf>

⁴³⁹ Revisão de Texto, in Manual da ApoIA/TRF2, <https://trf2.gitbook.io/apoia/outras-funcionalidades/revisao-de-texto>

⁴⁴⁰ Geração de Ementa, in Manual da ApoIA/TRF2, <https://trf2.gitbook.io/apoia/geracao-de-ementa>

⁴⁴¹ Banco de Prompts, in Manual da ApoIA/TRF2, <https://trf2.gitbook.io/apoia/banco-de-prompts/banco-de-prompts>

⁴⁴² Chat, in Manual da ApoIA/TRF2, <https://trf2.gitbook.io/apoia/outras-funcionalidades/chat>

⁴⁴³ Relatório de Acervo, in Manual da ApoIA/TRF2, <https://trf2.gitbook.io/apoia/outras-funcionalidades/relatorio-de-acervo>

⁴⁴⁴ TRF2, 2ª Região: Ferramenta ApoIA apresenta novas funcionalidades, https://www.trf2.jus.br/jf2/noticia-jf2/2025/2a-regiao-ferramenta-apoia-apresenta-novas-funcionalidades?utm_source=chatgpt.com

⁴⁴⁵ Integração com Tribunais, in Manual da ApoIA/TRF2, <https://trf2.gitbook.io/apoia/integracao-com-tribunais>

⁴⁴⁶ 筆者の TRF2 に対する電子メールによる質問で得られた回答に基づく。

個人情報・機微情報の保護のために、データ中の個人情報等を自動的に匿名化することができる⁴⁴⁷。ApoIA は、Codex 及び Data Lake（前記（3）（ii）（c））と連携しているが、プライバシー保護のため、秘密情報を含む訴訟や書類にはアクセス不可設定がされている⁴⁴⁸。

4. ODR に対する AI による支援の可能性

（1）ODR と AI の関係

ODR につき AI 技術を利用し部分的でも自動化が図られた段階は、ODR の第 3 世代とされる（前記 I 1（1）（i）（c））。また、NCTDR が 2022 年に公表した ODR Framework は、ODR を技術利用の程度によって、レベル 0（技術を使わない紛争処理）からレベル 5（完全に自動化された紛争処理）まで段階的に分類しており、レベル 3 以降では AI の導入が想定されている⁴⁴⁹。これらのように、手続の利便性により司法アクセス向上を図る ODR 導入の延長線上に、AI による支援を位置付けることは自然な流れである。

また、民事訴訟と比較すると、ADR の以下の特徴は AI 活用には有利に働くものと考えられる。①民間紛争解決手続としての ADR は当事者の合意により利用される手続であり、合意の成立に瑕疵がなければ、裁判を受ける権利（憲法 32 条）や、裁判官の独立（同 76 条 3 項）などの憲法問題は生じない。②ADR の紛争解決規範である「法」（ADR 法 3 条 1 項）は、裁判とは異なり、実体実定法や裁判予測に拘束されるといった狭い意味ではなく、法の支配という場合におけるような、広義の「法」を意味するものとされ⁴⁵⁰、厳格な法適用は必ずしも求められない。③ADR では、証拠調べ手続の方式が訴訟のように厳格には定められておらず、調停など調整型 ADR においては、前提事実の確定は必ずしも行われない。

他方で、訴訟よりも不利な側面もある。汎用 AI を、法律分野用にファインチューニングする際に、公開されている判例・裁判例を追加学習用データとすることは可能である。しかし、ADR 機関の多くは、仲裁や調停の手続を非公開としており、仲裁判断や調停合意の目的外利用を禁じている場合⁴⁵¹、当該機関内用のシステムであっても追加学習用データとすることはできない。また、これは生成 AI だけでなく予測型 AI にも当てはまるが、学習

⁴⁴⁷ Anonimização, in *Manual da ApoIA/TRF2*, <https://trf2.gitbook.io/apoia/anonimizacao>

⁴⁴⁸ FAQ, in *Manual da ApoIA/TRF2*, <https://trf2.gitbook.io/apoia/faq>

⁴⁴⁹ NCTDR, *Framing the Parameters of Online Dispute Resolution National Center for Technology and Dispute Resolution* (2022), https://odr.info/wp-content/uploads/2022/05/Framing-the-Parameters-of-Online-Dispute-Resolution_NCTDR_2022.pdf 邦語による解説として、渡邊・前掲注(5)360 頁。

⁴⁵⁰ 山本＝山田・前掲注(6)77 頁。

⁴⁵¹ 第 7 回 ODR 推進会議資料・前掲注(333)も、守秘義務の問題から、十分な事例数を確保することの困難性を指摘する。

用データには非公開情報である仲裁判断、並びに当事者間交渉、調停及び訴訟上の和解による合意は含まれないため、裁判で最後まで争われ決定や判決に至った、いわば極端な事例に偏っていることになる⁴⁵²。よって、訴訟で利用する場合以上に、学習に使用されたデータのバイアスに留意する必要がある。

(2) ODR における AI の活用に関する国際的スタンダード

NCTDR と ICODR (International Council for Online Dispute Resolution ; 国際 ODR 評議会)⁴⁵³が発表した Online Dispute Resolution Standards (2022 年最終改正)⁴⁵⁴には、AI の活用について下記の言及がある。なお、国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization) が採択した ODR に関する国際的スタンダードである ISO32122:2025 は、基本原則の部分は ICODR による前記スタンダードをベースにしており⁴⁵⁵、AI の利用に関し同様の規定がある。いずれも、法的拘束力を有しないソフトローである。

(i) 説明責任 (2. Accountable)

以下について、人間による監督が含まなければならない。①AI が用いられる場合には、文書の真正性及び結論に至る過程の追跡可能性。②人間の判断と、人工的な意思決定戦略の間で、それぞれにどの程度の決定権限が与えられているかを明確にすること。③結果。④結果が当事者に確実に提供されることを担保するプロセス。

(ii) 平等 (5. Equal)

ODR システムの設計にあたっては、AI による意思決定機能が、手続または結果のいずれにおいても、バイアスを生み出し、再生産し、また増幅することを防ぐための積極的な措置を講じなければならない。また、これらのバイアスを検出し、その内容を ODR 提供者及び利用者に対して透明化し、さらに ODR の手続及び結果からバイアスを排除するため、ODR システムの設計及び監査には、人間による監督が必要とされる。

⁴⁵² Maxime C. Cohen, et al., *Conflict Analytics: When Data Science Meets Dispute Resolution 5* (2020), <https://maxccohen.github.io/Conflict-Analytics-MBR.pdf> 加えてわが国では、民事事件の全判決のデータベース化は 2027 (令和 9) 年に開始予定であり、それ以前の判決データは公刊物や裁判所ウェブサイトに掲載されているものに限定されていることから、データの歪みに起因するバイアスが生じ得る (この点を指摘するものとして、町村・前掲注(350)51-52 頁、長島・前掲注(350)14 頁)。

⁴⁵³ 2017 年に NCTDR の事務局とフェローによって、ODR に関するスタンダードやベストプラクティスの作成や、ODR のアクセスや理解・啓発等を行い、NCTDR を補完する組織として設立された。See ICODR, *About ICODR*, <https://icodr.org/about-icodr/>

⁴⁵⁴ ICODR, *Standards*, <https://icodr.org/standards/> (last modified May 2022).

⁴⁵⁵ ISO, *Transaction Assurance in E-commerce — Guidance for Offering Online Dispute Resolution Services § 4.3 (Accountability)*, § 4.6 (Equal), § 4.10 (Transparent) (ISO 32122:2025).

(iii) 透明性 (9. Transparent)

AIによる意思決定に影響を与えるデータの収集元及び収集方法は、すべての当事者に開示されなければならない。AIを用いるODRは、AIの透明性及び公正性に関する法令・規制、あるいはそのような規制が存在しない場合にはガイドラインに準拠していることを公に表明しなければならない。また、AIを含む技術が、選択肢の生成・制限、さらには最終的な判断にどの程度影響を与えているのか、役割と影響度を明確に開示しなければならない。

(3) わが国のODRにおけるAIによる支援の可能性

(i) 事案の分析・整理

当事者が提出した事件に関する書類を読み込み、事実を分析・整理する作業は、諸外国で実用化されているAIシステムにおいて、最も多く見られる活用場面である。例えば裁判所では、ブラジル STF の MARIA や STJ の Logos が手続経過の概要を作成する機能を、また TRF2 の ApoIA が訴訟資料の要約を作成する機能を有する。また、ADR 機関では、SIMC の MAIA が時系列表、紛争の概要や、争いのある事実とない事実を一覧表示する機能を有する。AI活用の第一歩として、SIMC の MAIA のように、情報セキュリティやハルシネーション対策が施されたシステムを使用し、事案の分析・整理に活用することは、穏当な出発点となろう。AIによる分析対象は、主張書面に限らず、契約書などの証拠書類や、録音データの文字起こしのように、文字情報化されたデータも含めることが可能である⁴⁵⁶。

この場面でのAIの活用は、LLMの特徴や限界に照らし比較的に問題が少ないが、AIを利用することを当事者に明示した上で、生成結果について、手続主宰者だけでなく当事者にも確認の機会を与えるべきである⁴⁵⁷。

(ii) 関係する法令や判例の提示

ブラジル TF の MARIA は、事件に関連する判例を自動的に提示する機能を、また STJ の Socrates2.0 は、特別上告の理由である憲法違反や判例違反について、関係する法令の条文や判例を自動的に提示する機能を有する。また、TRF2 の ApoIA は、チャットボットに質問することで類似事件の判例を表示する機能を有する。具体的事件につき関係する法令や

⁴⁵⁶ 松尾・前掲注(333)363頁。

⁴⁵⁷ 第7回ODR推進会議資料・前掲注(333)は、あくまでもAIは補助ツールとして位置付け、相談担当者・調停人による事実聴取は別途必要であるとする。

判例を提示する機能は、生成 AI 以前の予測型 AI の時代に既に実用化されていた実績があり（例えば *Sócrates2.0*）、判断の結論や理由の自動生成に比べ、相対的に問題は少ないように思われる。

ただし、わが国では、このような機能を有する AI システムについて、弁護士法 72 条の非弁行為該当性が問題となる。司法法制部ガイドライン（前記Ⅲ 3（3）（iii）（c））は、契約書のレビューを支援するサービスについて、個別の事案に応じた法的リスクの有無やその程度を表示される場合や、当該契約書等の記載内容について、個別の事案における契約に至る経緯やその背景事情、契約しようとする内容等を法的に処理して、当該処理に応じた具体的な修正案が表示される場合は、弁護士法 72 条の「鑑定…その他の法律事務」に該当し得るが、そのようなサービスが利用者を弁護士として提供される場合には、同条に違反しないとする。この考え方は、個別具体的内容に踏み込んだ法的な意見表明を行うか否かで、「鑑定」該当性を判断しているものと見られるが⁴⁵⁸、そうであるとすれば、ODR プラットフォームにおいて、AI が具体的事案の争点に関連する法令や判例を抽出することや、潜在的な法的評価や紛争解決方針の選択肢を提示する機能は、利用主体が弁護士でない場合には、弁護士法 72 条の「鑑定」に該当するおそれがある⁴⁵⁹。

私見は、DPF 事業者が ODR を行うことについて、ODR に関する新たな認証制度により非弁行為規制を緩和する試論を述べた（前記Ⅲ 3（3）（iii）（c））。そのような制度を設ける際には、それを支援する AI システムについても、一定の要件の下で適法性を認めることも検討されるべきと考える⁴⁶⁰。また、技術的な点では、RAG（検索拡張生成）により、生成結果について、根拠とした条文や判例などの法源を検証可能なシステムとすることが望ましい⁴⁶¹。ただし、前述のとおり、RAG はハルシネーションを完全に無くすことはできないことには留意すべきである。

⁴⁵⁸ 石田・前掲注(284)38 頁。

⁴⁵⁹ 小林一郎「制度は誰に回答するのか：生成 AI と司法アクセスをめぐる制度的沈黙の構造」NBL1293 号 11 頁（2025）は、司法法制部ガイドラインは、個人や中小企業を対象とした対話型契約書作成支援などのリーガルテックの展開可能性や、それに伴う社会的な司法アクセスの課題について言及がなく、結果としてリーガルテックをめぐる制度的不確実性による萎縮効果を持ち得ることを指摘する。

⁴⁶⁰ 米国においても、AI による契約書レビューの非弁行為該当性については議論がある。一般市民向けの法律文書作成支援システムである LegalZoom が、単なる書式の提供ではなく法的助言として UPL に該当するかにつき、2010 年代に複数の州裁判所で争われたが、結論は州ごとに異なる。その後も議論は続いているが、特にユタ州やアリゾナ州における、UPL の新たな規制枠組みが注目に値する（詳細につき、石田・前掲注(284)42-49 頁）。2025 年に NCSC (National Center for State Courts；全米州裁判所センター) が発表した政策文書は、発展したテクノロジー下での司法アクセスや消費者保護の見地から、非弁行為規制を近代化する必要性を説いている (TRI/NCSC AI Policy Consortium for Law & Courts, *Modernizing Unauthorized Practice of Law Regulations to Embrace AI-Driven Solutions and Improve Access to Justice* (2025), <https://www.ncsc.org/resources-courts/modernizing-unauthorized-practice-law-regulations-embrace-technology-improve>)。

⁴⁶¹ Varun Magesh et al., *Hallucination-Free? Assessing the Reliability of Leading AI Legal Research Tools* 6-8 (2025); Michel Buffa et al., *Enhancing Legal Document Building with Retrieval-Augmented Generation*, 8 Int'l Conf. on AI & L. (2025). 第 7 回 ODR 推進会議資料・前掲注(333)は、「あくまで補助ツールとして位置づけ、回答の正確性につき法的素養のある人によるチェックを行うことが重要」とする。

(iii) 知的財産権侵害の認定

大手取引 DPF 事業者の多くは知的財産権保護プログラムを有しており（前記Ⅲ 3（3）（i）（b））、侵害コンテンツを発見する方法として、権利者の申出や運営者の監視に加え、AIによる自動検出も採用している。予測型 AI によって DPF 上の膨大なデータから被疑侵害コンテンツや商品を検出する方法は、大量高速処理が可能な点においては人力より格段に優れている。しかし、法的な侵害は、必ずしも事実としての類似性のみで判断できるものではない。

例えば、わが国の著作権法について見ると、侵害の成立要件として類似性と依拠性がある。類似性は、単に事実として類似するだけでは足りず、類似部分が創作的表現の本質的特徴に当たることを必要とし、著作権法的な評価を加えた規範的同一性である⁴⁶²。また、依拠性は、「他人の著作物に接しそれを自己の作品の中に用いること」⁴⁶³であり、類似性の認定により依拠性が事実上推定されると解されてはいるが、著作物と被疑侵害品の対比によって認定される事実とは別の事実である。また、著作権の制限規定として、公表された著作物を引用することは「公正な慣行」に合致し、「報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲内」であれば適法である（著作権法 32 条 1 項）。ここでの「公正な慣行」は、業界や著作物の慣行や条理に照らして判断すべきとされ、また「正当な範囲」についても、単なる量的な問題ではなく質的な考慮が必要であり、引用の目的によっても異なるとされている⁴⁶⁴。このような規範的評価の必要性は、商標権⁴⁶⁵や意匠権⁴⁶⁶にもあてはまる。

他方で、特許権においては、特許請求の範囲（クレーム）に記載された全ての技術的構成要件を、被疑侵害品または方法の技術的構成が全て充足することが侵害とされ、文言解釈や、言語による抽象化の占める部分が大きい。特許分野では、出願に際しの明細書の作成支援、先行技術調査、クレーム構造の解析など、AI を実装したシステムが既に商用化されており、一見すると侵害判断に適しているようにも思える。しかし、クレーム解釈は、クレームの文言を出発点としつつ、明細書の発明の詳細な説明及び図面を参照し（特許法 70 条）、場合によっては出願経過も参酌される。具体的事件においては、事実即して、発明に相応しい保護を与えるべきという要請と、クレームの明確性の要請の調和を図る観

⁴⁶² 中山信弘『著作権法』744 頁（有斐閣、第 4 版、2023）。

⁴⁶³ 同 737 頁（ただし、侵害者の主観的な認識や意思の内容については、争いがある）。

⁴⁶⁴ 同 416-417 頁。

⁴⁶⁵ 商標権侵害（商標法 37 条）における類否判断は、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであり、それには外観、観念、呼称の 3 点から、取引の実情を考慮して判断する必要があると解されている（最三小判昭和 43 年 2 月 27 日民集 22 卷 2 号 399 頁）。

⁴⁶⁶ 意匠の類否判断は、意匠審査基準においては、対比する両意匠の物品等の用途及び機能が同一または類似しているかを判断し、その上で両意匠の形態の共通点および差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として全ての共通点および差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美観を起こさせるか否かを判断する（特許庁『意匠審査基準』第Ⅲ部第 2 章第 1 節（2023）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-02-01.pdf）。

点から実質的な判断がされており、純粋な技術上の観点だけではなく、規範的な要素も加味されている⁴⁶⁷。深層学習による予測型 AI は、技術思想や、発明の課題や作用効果を考慮することはできないから、クレーム解釈、さらには侵害や有効性につき最終的判断を下すことはできないものと考えられる。

以上をまとめると、AI による自動検出は知的財産権侵害の端緒を得るスクリーニングとしては有効であり、特に海賊版、偽ブランド品⁴⁶⁸や模倣品⁴⁶⁹の摘発には効果的であるが、侵害の有無や権利の有効性等が実質的に争われる事案では、最終的には人間による判断を必要とする⁴⁷⁰。

(iv) 判断案の作成

ブラジルの裁判所が採用する生成 AI による支援システムのうち、STJ の Logos には、裁判官が行うべき判決や決定の結論や理由を自動的に生成する機能は実装されていない。生成 AI には、人間が行うような法的推論や判断は行えず、それらが生成する判決や決定の草案は、品質が担保されていない。生成された草案を、一参考資料や叩き台に止めるとしても、判断者に不当な影響を及ぼすおそれがあることは否めない。よって、判断案の作成を AI に行わせることについては慎重を期すべきであり、判断の正確性と手続への信頼性を確保するために、そのような機能は時期尚早として設けないことは一つの選択である⁴⁷¹。

一方、STF の MARIA 及び TRF2 の ApoIA、並びに広州仲裁委員会及び AAA-ICDR の AI システムには、判断案作成を支援する機能が実装されている。しかし、それらは判断者である裁判官や仲裁人との対話やレビューによる検証や修正を経ながら判断案作成に至るも

⁴⁶⁷ 中山信弘『特許法』492 頁、496 頁（弘文堂、第 5 版、2023）。

⁴⁶⁸ Samuel Dahan et al., Analytics and EU Courts: The Case of Trademark Disputes, in *The Changing European Union: A Critical View on the Role of the Courts* 77, 86-95 (Tamara Capeta et al. eds., 2022)は、オーストラリア知的財産庁、EU 知的財産庁 (EUIPO)、WIPO など複数の機関が、深層学習に基づく逆画像検索技術を採用した視覚画像認識ソフトを利用しての旨を述べ、筆者らも、図形商標の視覚的類似性分析や、商標の言語的要素の類似性分析に基づき混同可能性を予測する AI システムの実験を行なっている。

⁴⁶⁹ エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所「AI を利用した模倣品対策に関する調査研究報告書」令和 5 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 26 頁（2024）（https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2023_01_zentai.pdf）によれば、調査当時、限定的ながら模倣品対策に AI が利用されている。

⁴⁷⁰ 著作権につき以下を参照。Maria Lilla Montagnani, Virtues and Perils of Algorithmic Enforcement and Content Regulation in the EU – A Toolkit for a Balanced Algorithmic Copyright Enforcement, 11 Case W. Res. J.L. Tech. & Internet 3, 20 (2020); Joanne E. Gray & Nicolas P. Suzor, Playing with Machines: Using Machine Learning to Understand Automated Copyright Enforcement at Scale, 7 Big Data & Soc’y 1, 3 (2020); Carys J. Craig, AI and Copyright, in *Artificial Intelligence and the Law in Canada* 16 (Florian Martin-Bariteau & Teresa Scassa eds., 2021), https://digitalcommons.osgoode.yorku.ca/all_papers/358 特許権につき以下を参照。Lumenci Team, Understanding the Role of AI Tools in Patent Claim Chart Creation, Lumenci Blog (Feb. 24, 2025), <https://lumenci.com/blogs/patent-tools-claim-chart-case-study/>; Nouiere Järvinen, The Limitations of AI Models in Patent Validity/Invalidity Searches, IP Bus. Acad. (Jan. 9, 2025), <https://ipbusinessacademy.org/the-limitations-of-ai-models-in-patent-validity-invalidity-searches>

⁴⁷¹ 薦田・前掲注(331)35 頁は、裁判所における AI の利用に関し、判決・決定の内容に直接影響を及ぼし得る場面での AI 導入については、そのような使い方が適切かどうかも含め、特に慎重に検討する必要があるとする。

のであり、ワンクリックで自動的に全文が生成されるようなシステムではない。仮に、裁断型の ODR において、判断理由の文案作成を支援する機能を実装するとしても、AI に丸投げするような方法は不可とした上で、各争点の判断の方向性は人間に決めさせるようなモジュールを設計し、AI が争点ごとに生成する判断理由案を人間が修正し、最終的に論旨一貫するよう編集統合するような設計とすることが望ましいものとする。また前述したように、ADR 機関で用いる場合は、訓練に使用するデータに起因するバイアスについて、十分な注意喚起が必要であろう。

(v) 和解のあっせん

前述したとおり、LLM による自律的な和解のあっせんは未だ研究途上である。米国等で実用化されている調停を支援する AI システムのほとんどは、双方の主張や証拠に基づいて自動生成した和解案を提示するにとどまり、人間の調停人に代わって自動的に説得を行う機能は実装されていない。また、判断案の作成と同様に、AI が生成する和解案には、学習データに偏りがあること、生成過程が不透明であることなどの問題があることから、仮に用いるとしても、あくまで人間の仲介者を補助するための一参考資料に過ぎないことを注意喚起する必要がある⁴⁷²。とは言え、使い方次第では、和解案をより説得力あるものにすることや、早期の和解勧誘を助けるものになり得ると思われる⁴⁷³。

⁴⁷² 第7回 ODR 推進会議資料・前掲注(333)。

⁴⁷³ 松尾・前掲注(333)173 頁は、ルールベースの AI とは異なり生成 AI は学習型であるから、柔軟に双方が折り合い得る点を考えられる点は強みであると指摘する。また、福田・前掲注(331)281 頁は、訴訟前交渉において、生成 AI が行う判決予測に基づく和解交渉が定番になる可能性が高いとの予測をする。

V. 結びに代えて

ODR の活性化は、これまでは主として、被害が少額で被害者が多数に渡る、定型的な消費者紛争が念頭に置かれていた。これに対し知財紛争は、問題となる知的財産権の種類や、当事者の属性（大企業、中小企業、一般市民等）はバラエティに富んでいるが、ODR の拡充は、対面をベースに設計されてきた従来型の手続で掬いきれなかった紛争解決需要に応えるものと期待される。

わが国の民事訴訟手続の IT 化は、他の主要国に比べて大きく遅れをとり、2026 年 5 月にオンライン提訴やシステム送達等が施行されることにより、ようやく完結を見る。ODR の活用については、民事訴訟 IT 化の轍を踏むべきではなく、AI による支援も含めて限界やリスクを認識しつつも、小さなことから少しずつでも始めておくことが肝要であると思われる。

わが国の知財紛争解決の分野では、特許法や不正競争防止法等が規定する秘密保持命令や、特許法が規定する第三者意見募集制度のように、外国では民事訴訟一般に適用される制度を、民事訴訟法に先駆けて導入してきた実績がある。そのような進取性は、ODR についても発揮されることを望みたい。そのためには、DPF 上の ODR や、AI による支援の実現のための非弁行為規制の緩和が、当面の鍵となるように思われる。

最後に、WIPO シンガポール事務所、IPOS、シンガポール法律アカデミー、シンガポール最高裁判所、SIMC 及びブラジル第 2 巡回区連邦裁判所において、筆者によるインタビュー調査（対面、ウェブ会議または電子メールによる）にご協力いただいたインタビュー各位、並びにこれらの調査の実施に際しご紹介の労をお執りいただいた各位に対し、個別のお名前の掲載は差し控えるが、ここに深甚なる謝意を表す。

禁無断転載

特許庁委託
産業財産権国際課題対策推進事業（令和6～7年度）
調査研究報告書

知財紛争解決における ODR の活用
—AI による支援も視野に—

工藤 敏隆

令和8年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671
FAX 03-5281-5676
<https://www.iip.or.jp>

All rights reserved.

Report of the Measures Promotion Project on International
Industrial-Property Right Issues (FY2024–2025)
Entrusted by the Japan Patent Office

Utilization of ODR in Intellectual Property Disputes
with the Perspective of AI Assistance

Toshitaka KUDO

March 2026

Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

Seiko Takebashi Kyodo BLDG 5F, 3-11 Kanda-
Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0054, Japan

TEL +81-3-5281-5671
FAX +81-3-5281-5676
<https://www.iip.or.jp>